



2-1.建築物

1 基本的な考え方

高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう建築物を整備することが重要です。

建築物を新設、改修する際は、移動や利用に困難を抱える人の利用特性に配慮し、次の項目などに取り組み、安全で円滑に利用できる建築物となるよう整備します。

- ①道路等から利用居室まで安全に移動できる経路の確保
- ②施設や設備を利用する際の適切な空間や寸法の確保
- ③わかりやすく連続した案内・誘導の設置

また、既存建築物の改修においても、基本的には新設と同様にバリアフリー性能が達成されることが求められますが、物理的あるいは空間上の制約などから、やむを得ずバリアフリー整備ができない場合は、事前に管理運営や利用者ニーズを把握し、人的なサポートによる運営体制や提供できる利用者への個別サービスなど、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー計画を検討する必要があります。

さらに、整備対象項目となっている施設や設備の改良を行う場合にも、本施設整備マニュアルを参考に誰もが利用しやすい施設の維持、管理に努めてください。

なお、施設の用途や規模によって、必要と定める性能は異なりますが、施設の用途や想定される利用者を勘案し、条例が求める水準よりも高度な性能となるよう、可能な限り積極的にバリアフリー化を図ることが重要です。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1)建築物の新設や改修を行う際に、整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (2)新設や改修以外の場合、既存建築物に係るバリアフリー化のための現状改善については官民ともに資金面や空間的・物理的な制約等により、すべての整備基準についての適合を図ることは困難な状況です。
- (3)重点整備地区内の生活関連施設や福岡市が施設設置管理者である施設については、必要に応じて、高齢者、障がい者等の利用者や施設設置管理者等の参加による「まち歩き」の実施や、多様な利用者の声も踏まえて、バリアフリー化の推進の方向性や整備内容等を検討していきます。

3 対象施設（施行規則第2条）

病院、劇場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、共同住宅など、多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物です。

倉庫や個人住宅などは対象施設ではありません。

4 特定施設（施行規則第6条）

対象施設とほぼ同じで、2,000m²未満の事務所、工場、共同住宅等以外は特定施設です。

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の建築物を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。
(条例第26条第1項)
- 改修とは、増築、改築、大規模の修繕(建築基準法第2条第14号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕)及び模様替(同法第2条第15号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替)並びに対象施設の全部又は一部を別区分の対象施設(区分についてはP15「対象施設一覧表」参照)とする用途の変更です。
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全で快適に利用できるよう整備を行う場合は、誘導基準を適用します。
- (3) 市有施設などの公共施設は、可能な限り誘導基準を適用して整備するよう努めます。
- (4) バリアフリー法第2条第17号に定める特別特定建築物で、政令で定める規模(床面積の合計2,000m² (公衆便所にあっては50m²))以上の建築をしようとするときは、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければなりません。
- (5) また、上記(4)により適合させた特別特定建築物は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう維持しなければなりません。
- (6) 建築物の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)を参照してください。

6 整備基準の適用除外 (条例第26条第2項)

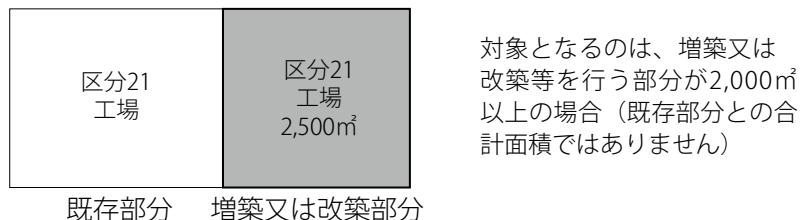
- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合。
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

(1) 特定施設の建築物を新設又は改修する場合は、事前協議又は通知の対象となります。

[増築、改築、大規模の修繕及び模様替えの場合]

①事務所、工場、共同住宅等にあっては、対象となる行為の用途に供する部分の床面積が2,000m²以上の場合に事前協議又は通知が必要です。



[複合施設の場合の例]

①「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分1～19で構成する複合施設

・用途に供する部分の面積(用途面積)に係わらず、すべての施設が事前協議の対象です。

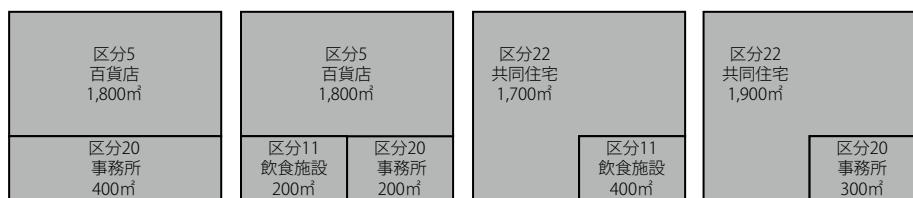


②「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分20～22(事務所、工場、共同住宅)を含む複合施設

・用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²未満の場合は、区分1～19の部分は事前協議の対象となりますですが、区分20～22は対象外です。



・用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²以上の場合は、区分20～22の部分も含めてすべて事前協議の対象となります。



[用途変更の場合の例]

①新たに特定施設に変更する場合

②対象施設一覧表(P15)による別区分の特定施設に変更する場合

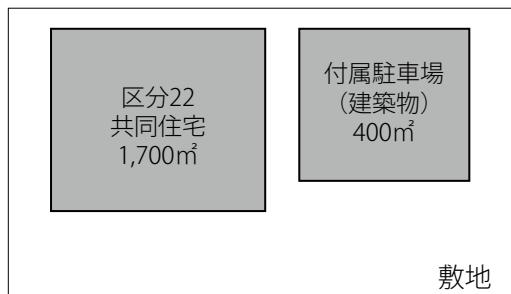
・医療施設(区分番号1)から集会施設(区分番号3)に変更

(2) 用途に供する部分の床面積の考え方

- ①建築基準法によって算定される当該用途に供する延べ床面積のことです。容積率算定のための床面積ではありません。
- ②そのため、飲食店の厨房や従業員専用の便所、当該施設のための付属駐車場などのバックヤードの部分も含めた床面積の合計をいいます。

[共同住宅、事務所、工場の面積の例]

- ・バックヤードの面積算入の考え方



同一敷地に用途不可分の関係にある建物
全体の床面積が2,000m²以上の場合

※面積に応じて整備基準の適用区分に差がある1~19の
区分についても、バックヤードの面積参入の考え方は
同様です。

(3) 対象とならない行為

[用途の変更の場合]

- ①対象施設一覧表(P15)による同区分内の特定施設に変更する場合
 - ・飲食店(区分番号11)から喫茶店(区分番号11)に変更
- ②特定施設から特定施設外となる場合
 - ・飲食店から個人住宅に変更
 - ・物品販売業を営む店舗(床面積2,000m²未満)から工場に変更

8 整備対象部分の考え方

(1) 整備対象部分

- ①不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する公共的利用部分で、敷地内の通路や建物出入口、廊下、階段、昇降施設、便所などの共用部分の他、利用居室の出入口などが整備対象となります。
- ②事務所、工場、共同住宅等は、その施設の就労者や居住者といった限られた特定の方の利用ですが、来客等を考慮して、前面道路から執務室及び住戸の出入口までの共用部分が整備対象となります。

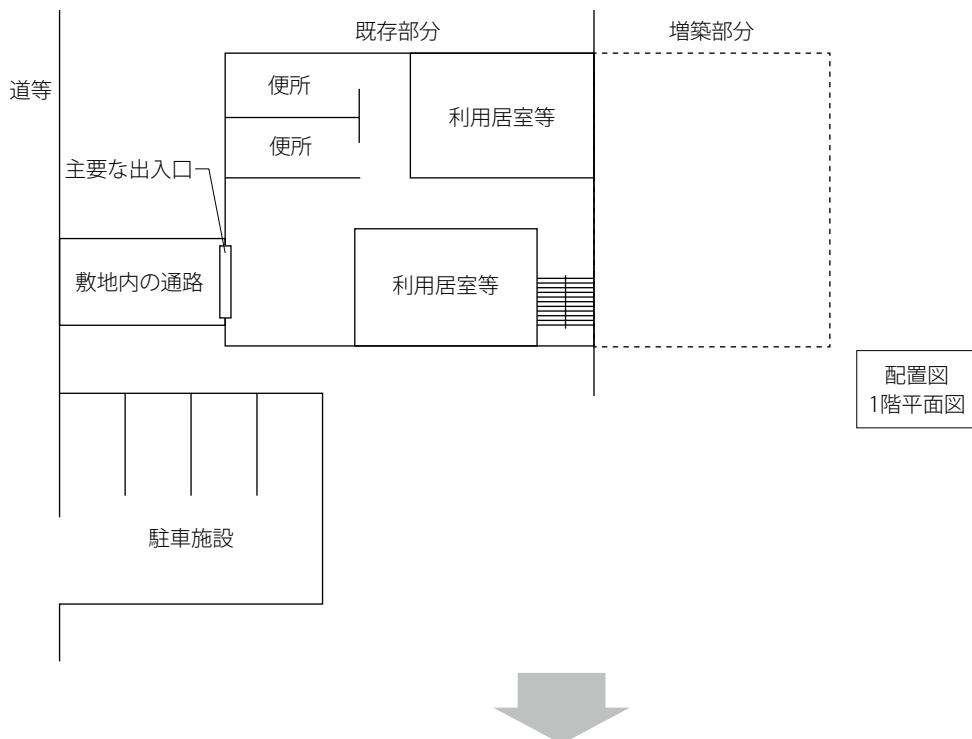
(2) 整備対象外の部分

- ①飲食店の厨房や従業員専用の便所などバックヤードは対象外となります。そのため、バックヤードの出入口やその室までの廊下や階段なども整備の対象外となります。
- ②共用部分ではない、利用居室、執務室、住戸などの室内は基本的に対象外です。
- ③今後の高齢社会等を考慮すれば、室内においても高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮することが望されます。

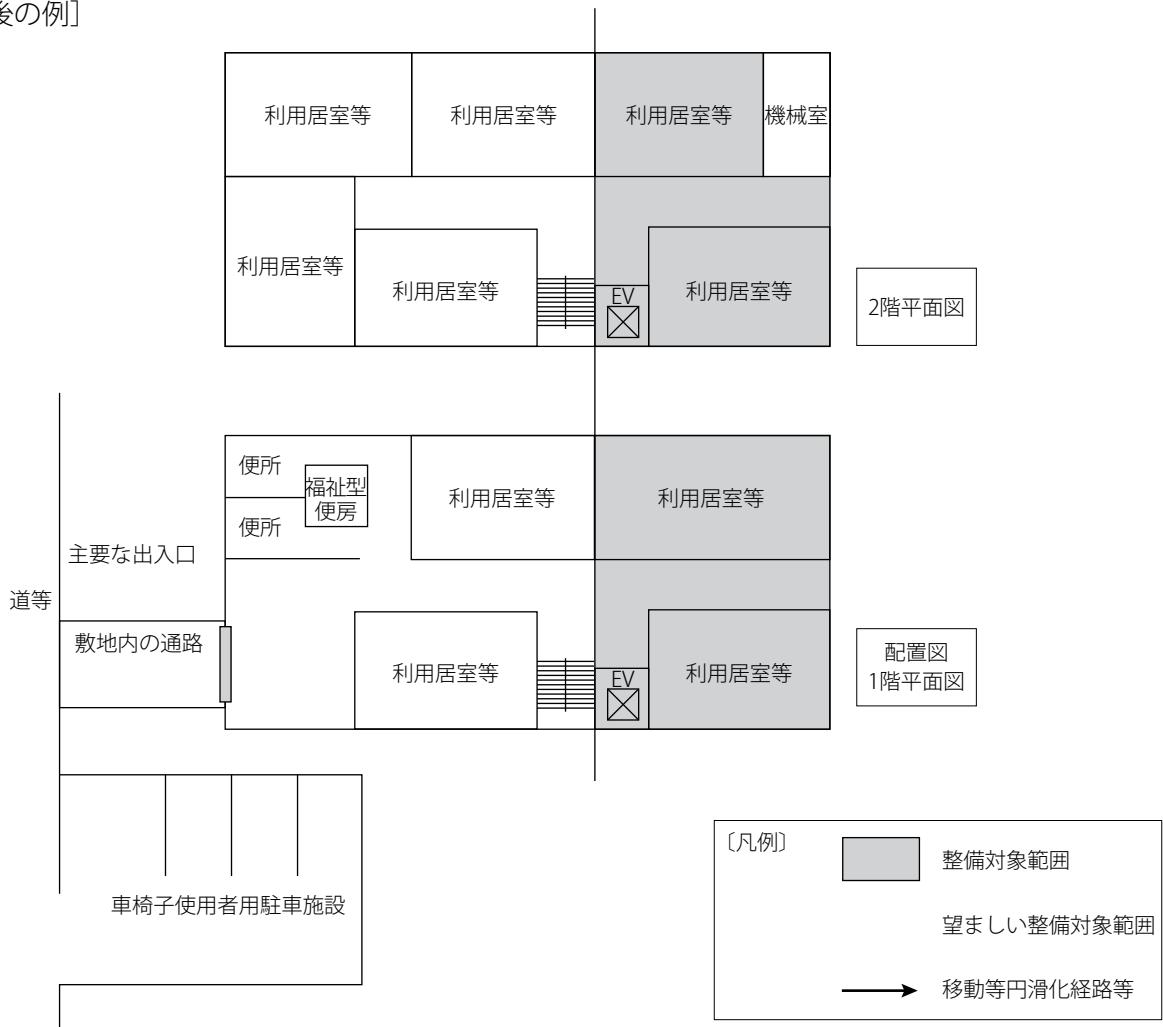
(3) 増築の場合

- ①増築の部分に該当する場合は、整備対象になります。
- ②増築部分以外の既存施設は整備対象外ですが、高齢者、障がい者等の安全で快適な移動や利用に配慮し、車椅子使用者用駐車場、福祉型便所の整備に努めるとともに、増築等の利用居室から、道路等、車椅子使用者用駐車場、福祉型便所までの移動等円滑化経路（敷地内の通路、建物の出入口、廊下、エレベーターその他の昇降施設など）についても、整備基準等に適合させるよう努めてください。
- ③増築部分がバリアフリー法の特別特定建築物で、当該部分の床面積が2,000m²以上の場合は、②の既存施設においても同法の基準に適合させる必要があります。

[増築前の例]



[増築後の例]



※移動等円滑化経路等とは、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(P54参照)

※バリアフリー法において基準適合義務の対象となる特別特定建築物の場合は、既存部分の移動等円滑路経路も整備の対象となります。

9 面積算定の考え方

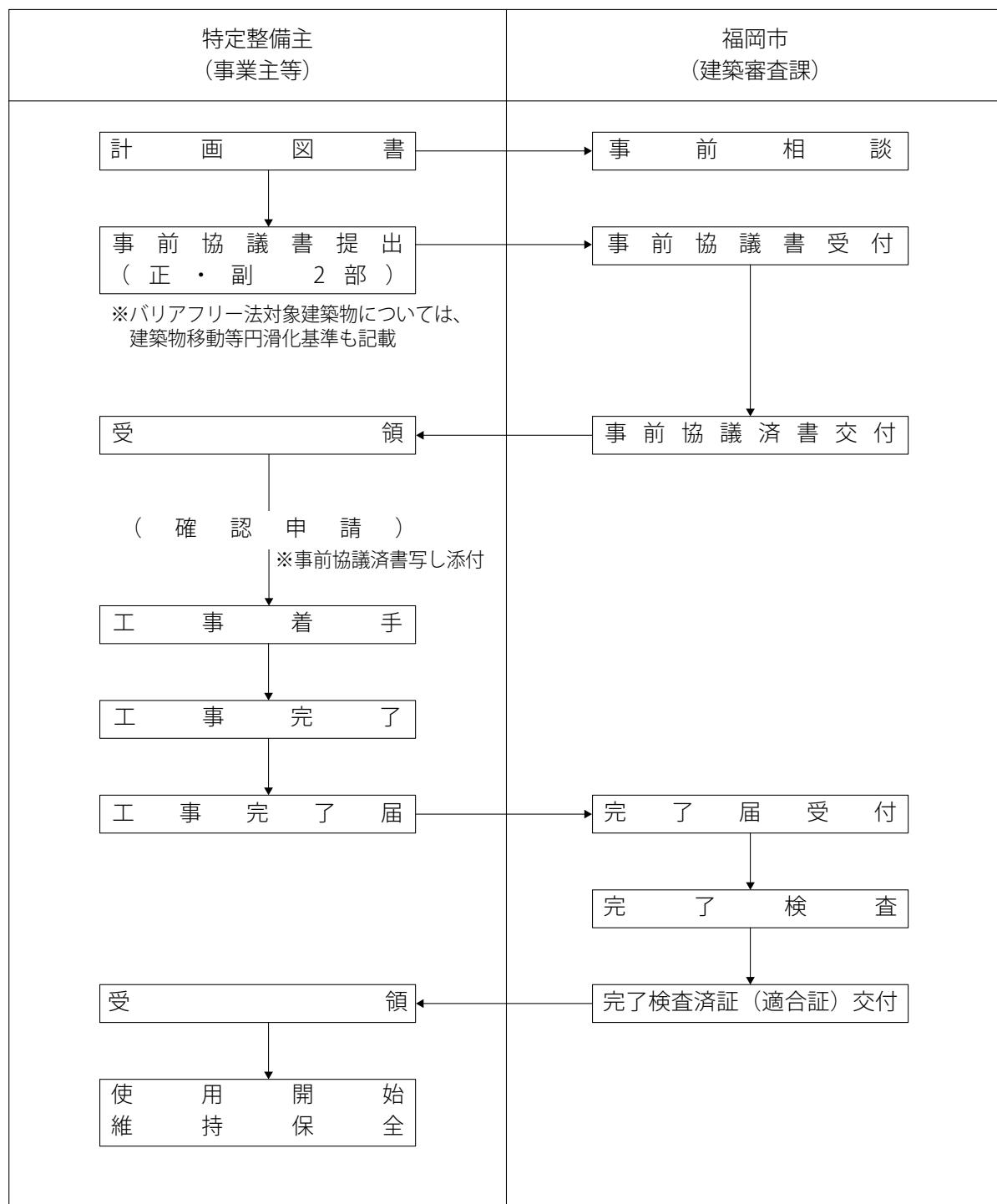
(1) 増築の場合

- ①福祉型便房、視覚障がい者誘導用ブロック等、エレベーター等の基準を適用する際の用途面積(バックヤード含む)の算定は既存部分も含めます。(施行規則別表第2及び備考に定める内容)
- ②それらの整備項目が、増築、改築等の部分に該当する場合は、基準に適合させが必要です。

10 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

11 福祉のまちづくり条例による事前協議の手続フロー

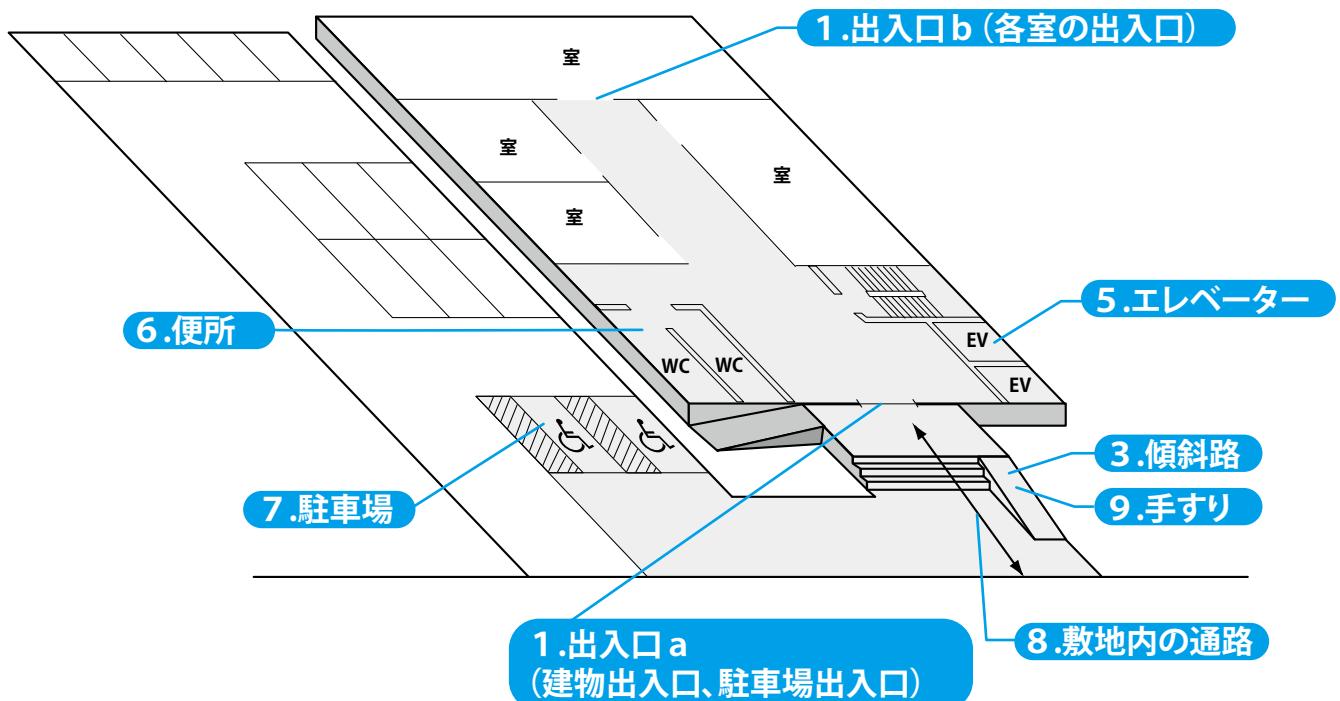
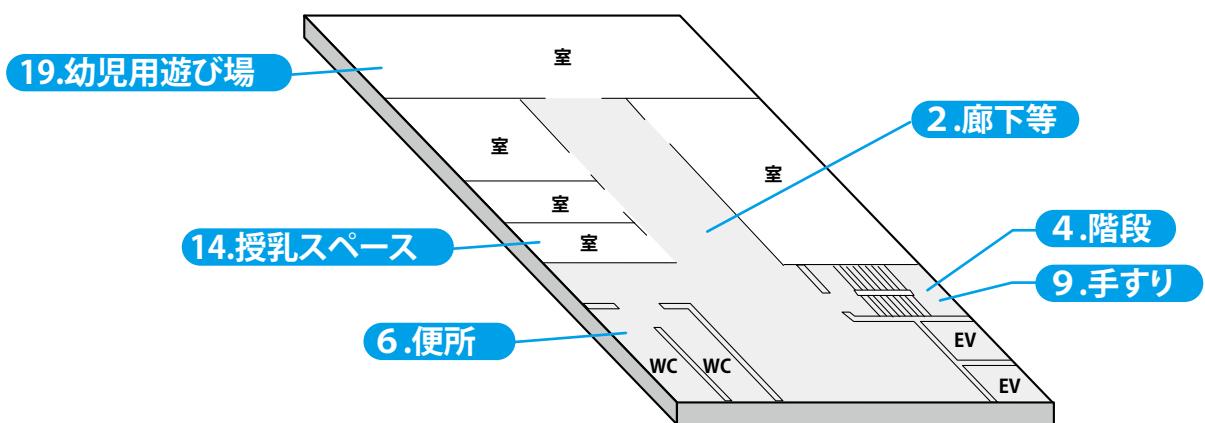


確認申請を伴う工事は確認申請予定日の14日前までに、それ以外の工事の場合は、工事着手予定日の30日前までに事前協議書を提出してください。

条例の事前協議において、バリアフリー法の特別特定建築物(2,000m²以上)に該当する場合は、バリアフリー法も併せて協議します。

建築物の主な整備箇所

：整備対象範囲



その他

10. 視覚障がい者誘導用ブロック等

11. 客席及び舞台

12. 浴室、シャワー室及び更衣室

13. 客室

15. 標識類

16. 券売機

17. 公衆電話

18. 記載台等

20. 水飲み器

21. エスカレーター

適用対象一覧

(1~19は整備基準では、用途・面積に応じてこの表のように適用区分が異なります。また、20 水飲み器は誘導基準のみに定められた整備箇所です。)

建築物の区分	整備箇所																				
	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	出入口	出入口	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	便所	駐車場	敷地内の通路	手すり	視覚障がい者誘導用ブロック等	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	授乳スペース	標識類	券売機（2台以上設ける場合）	公衆電話（2台以上設ける場合）	記載台等	児童用遊び場	水飲み器
用途に供する部分の床面積の合計																					
1 医療施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●				●	●	●
	300m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
2 興行施設	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
3 集会施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	300m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
4 展示場	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
5 物品販売施設	500m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	500m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
6 宿泊施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	300m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
7 社会福祉施設	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
8 スポーツ遊技施設	500m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	500m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
9 教育文化施設	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
10 公衆浴場	500m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	500m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
11 飲食施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	300m ² 以上 2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上 5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上 10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●

建築物の区分	整備箇所																					
	1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	出入口	出入口	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	a(福祉型便所)	b(一般便所)	福祉型便所	大型ベットを設けた便所	駐車場	敷地内の通路	手すり	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	授乳スペース	券売機(2台以上設ける場合)	公衆電話(2台以上設ける場合)	記載台等	児童用遊び場	水飲み器
用途に供する部分の 床面積の合計																						
12 金融機関等の施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
13 サービス施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
14 交通機関の施設	2000m ² 未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	2000m ² 以上	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	5000m ² 未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	5000m ² 以上	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	10000m ² 以上	△	△	△	△	△	△	△	△	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
15 自動車車庫	1000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
16 公衆便所	50m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	50m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
17 公益事業施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
18 官公庁舎	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
19 学校等施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
20 事務所	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
21 工場 (作業場を除いた部分)	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
22 共同住宅等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
23 地下街等	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
24 複合施設	複合施設は、それぞれの用途、面積によって該当する項目を適用します。																					

整備基準の整備箇所(1~19)について

●:設ける場合、もしくは該当する箇所がある場合に適用します。(ただし、5.エレベーターを除く)

□:適用の詳細は設計編[建築物]5.エレベーター、6.便所、7.駐車場、10.視覚障がい者誘導用ブロック等、15.標示類を参照してください。

△:「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の基準を適用します。

※整備の対象部分については、P47「8 整備対象部分の考え方」を参照してください。

誘導基準の整備箇所(1~20)について

基本的には全ての施設において全ての項目が対象となります。施設の用途や周囲の状況に応じて整備を求めていない場合もあります。

詳細については各項目の整備の対象を参照して下さい。

移動等円滑化経路の考え方

移動等円滑化経路の基本的な考え方

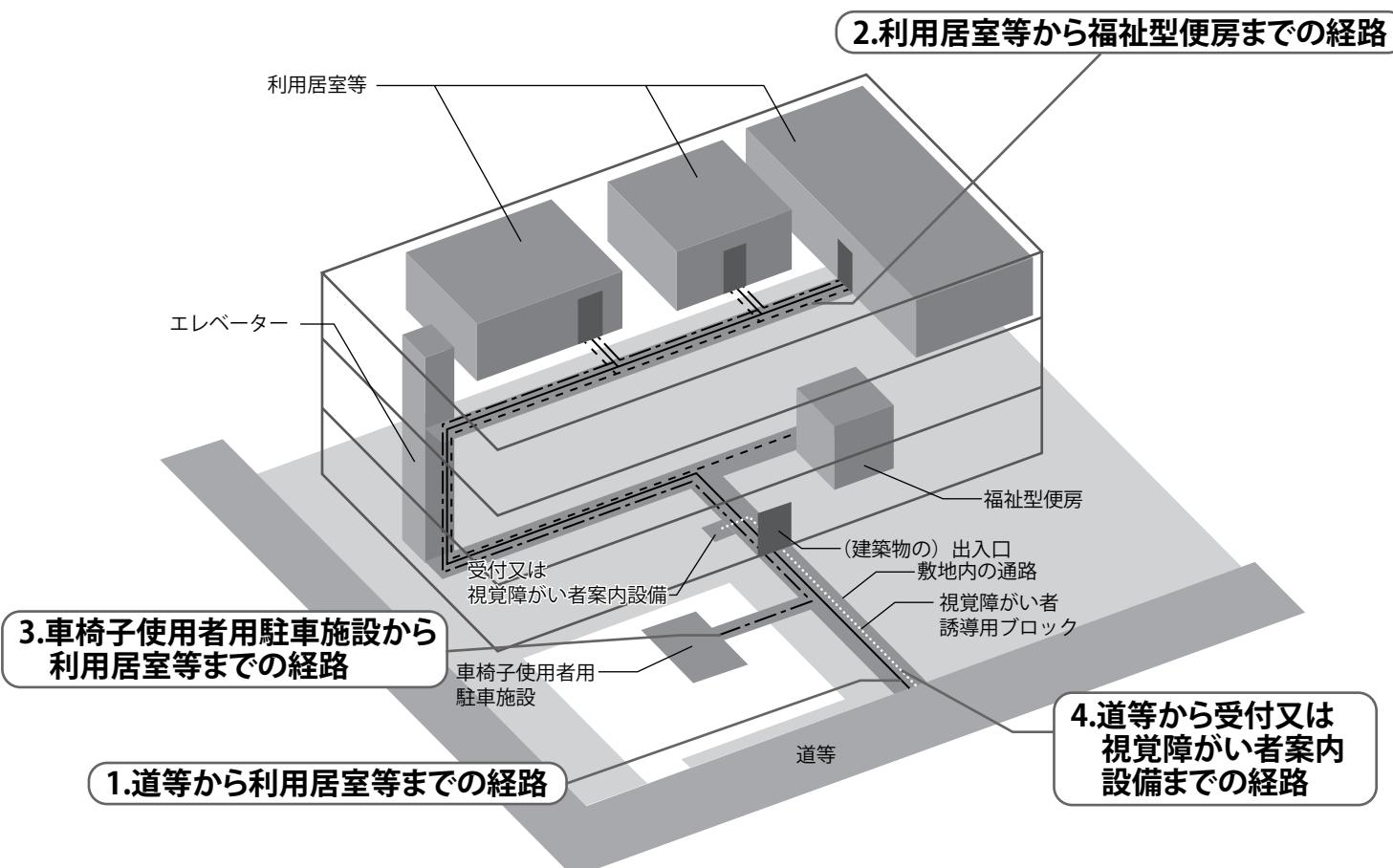
道路や敷地内の通路から不特定かつ多数の者が利用する室までは、高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安全で連続的に移動・利用ができるように計画する必要があります。

そこで、下図の1から3までの経路については、それぞれ1以上を段差なく通行できることができるようした経路(移動等円滑化経路)とします。

移動等円滑化経路上に階段や段を設ける場合には傾斜路やエレベーターを整備するほか、「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、各整備項目の整備基準に適合させが必要となります。

また、4の経路については、1以上を視覚障がい者が円滑に利用できる経路(視覚障がい者移動等円滑化経路)とします。

視覚障がい者移動等円滑化経路上には、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける必要があります。

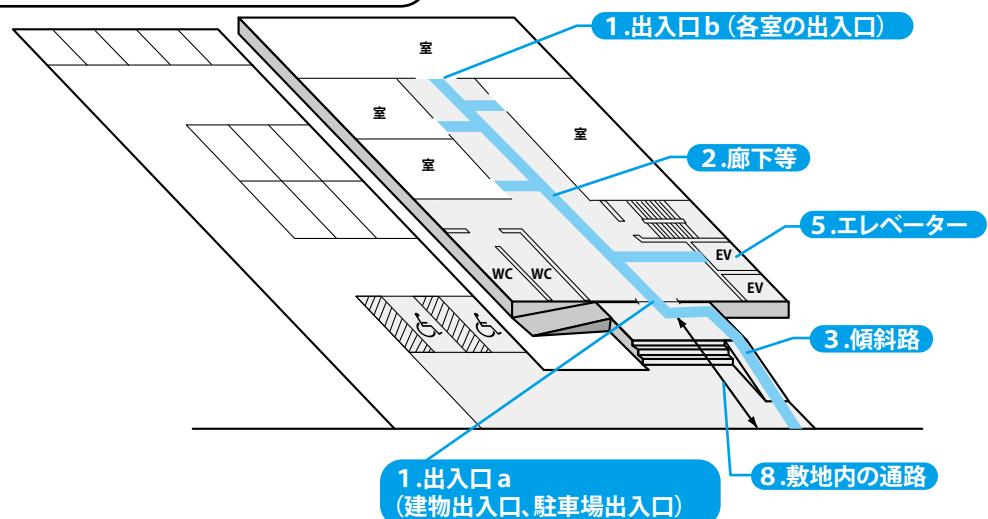


(1) 道等から利用居室等までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する室(利用居室)を設ける場合

当該建築物の敷地の接する道又は空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する公園や広場等の空地に限る。)(以下これらを「道等」という。)から当該利用居室までの経路を対象とします。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除きます。

移動等円滑化された経路(■)

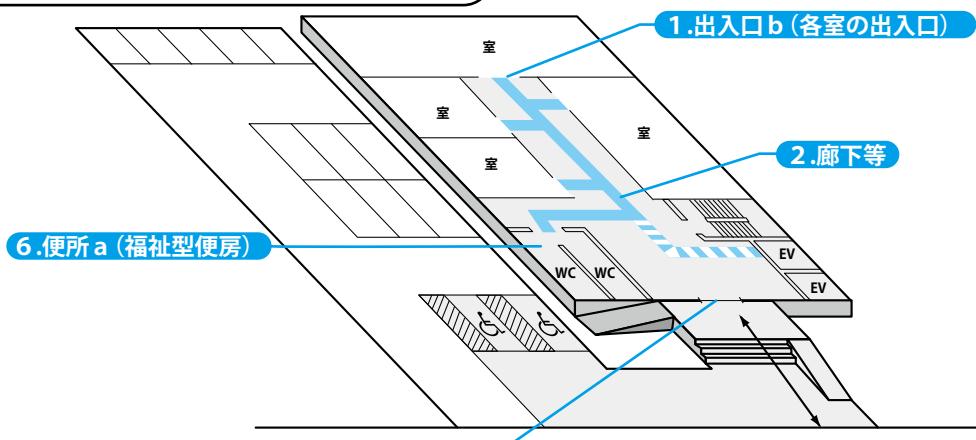


(2) 利用居室等から福祉型便房までの経路

建築物又はその敷地に福祉型便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合

利用居室(自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等。)から当該福祉型便房までの経路を対象とします。

移動等円滑化された経路(■)

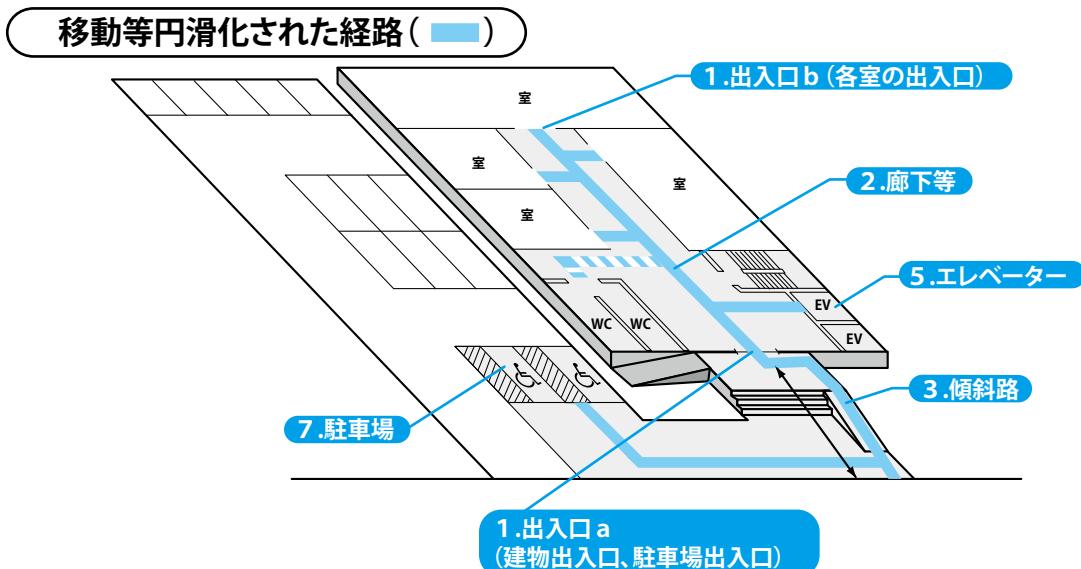


※福祉型便房が各階に無い場合は、エレベーターから福祉型便房までを移動等円滑化経路とする必要があります。

(3) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

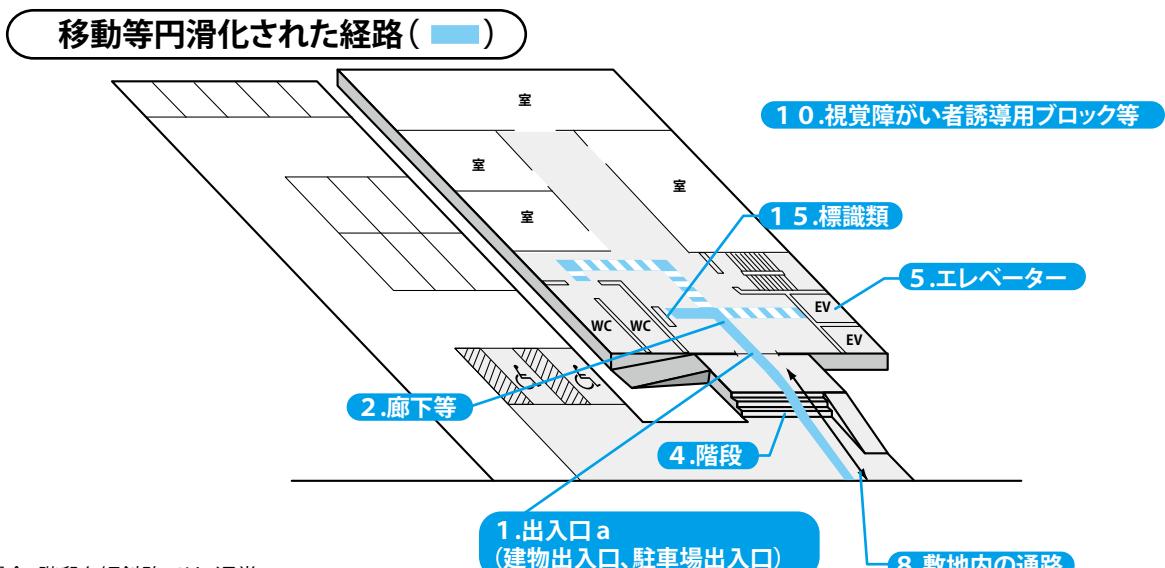
建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等。)までの経路を対象とします。



(4) 視覚障がい者移動等円滑化経路 [整/2(4)]

道等から、案内設備(移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機又は便所の配置を点字や文字等の浮き彫り、音による案内により視覚障がい者に示すための設備又は案内所)までの経路を対象とします。



※視覚障がい者の場合、階段と傾斜路では、通常は階段を経路とします。

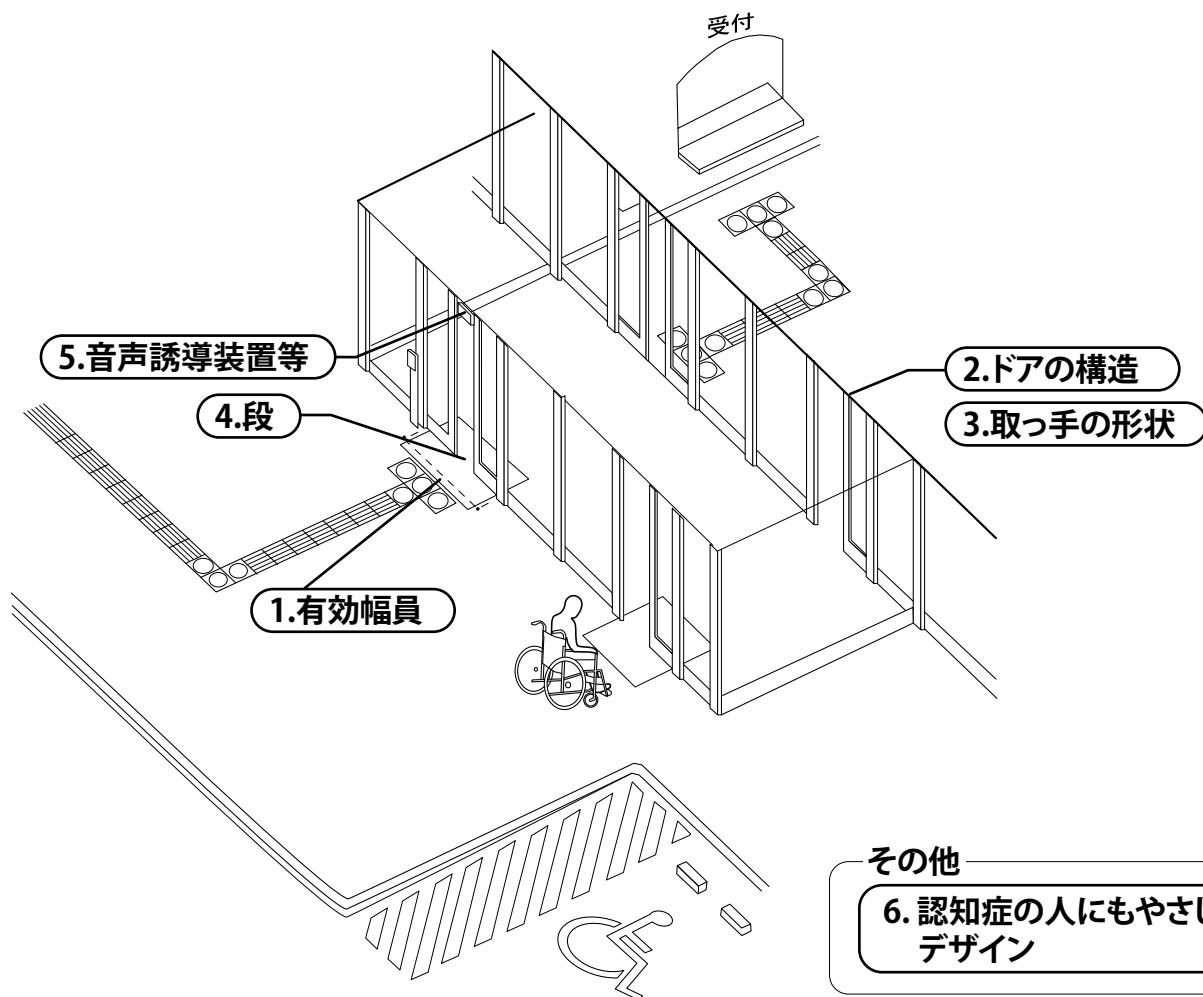
1.出入口

a(建物出入口、駐車場出入口)

設計のポイント

- 車椅子等の通行のしやすさに着目し、有効幅員の確保、ドアの構造、段を設けないこと等に配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮した案内や、音声による誘導等が必要です。
- 地盤面に対し、建築物の1階の床面が高い場合、通路との高低差を解消するために、長大な傾斜路を設置したり、昇降機を設置しなければならなくなることから、計画段階で十分にチェックを行う必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目

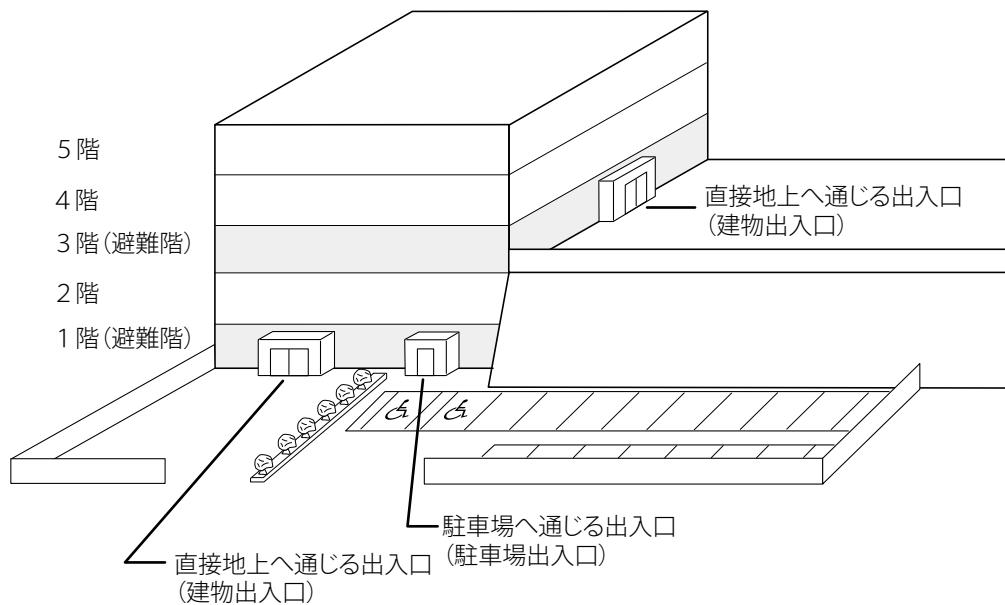


整備の対象 | □建物の主要な出入口、駐車場への出入口を対象とします。

留 意 事 項

- 整備基準では、建物の主要な出入口、駐車場への出入口に対し、それぞれ1ヶ所以上の整備を求めています。
- 誘導基準では、基本的にすべての建物の出入口、駐車場への出入口の整備を求めています。ただし、建物の主要な出入口、駐車場への出入口が近い位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所の整備を求めています。
- 従業員出入口等の建物のバックヤードの出入口は対象外です。

直接地上へ通じる出入口と駐車場へ通じる出入口の関係



1. 有効幅員

[整/1(1)ア 誘/1(1)ア]

○直接地上に通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥直接地上へ通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は90cm以上とし、それぞれ1以上の出入口は120cm以上とします。

*「有効幅員」とは、利用可能な幅です。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

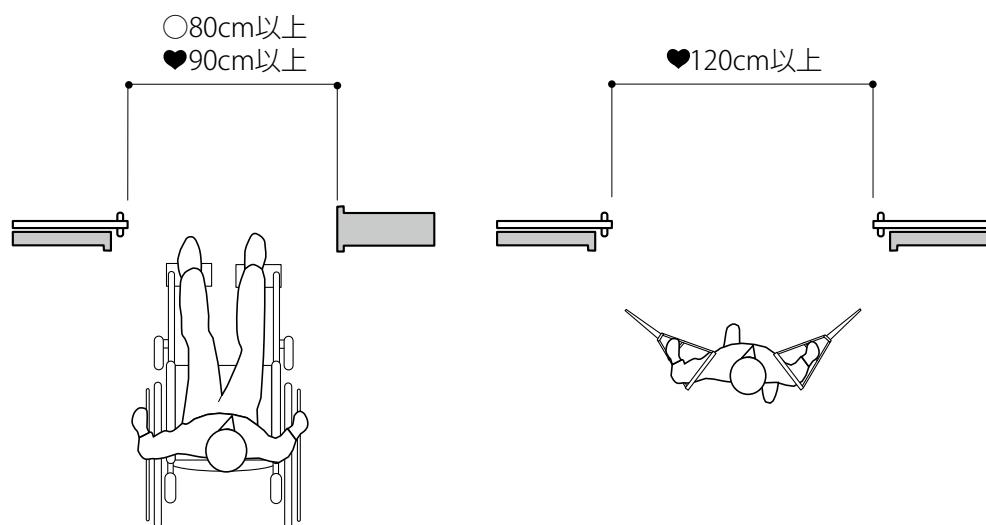
*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

*「120cm」とは、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

有効幅員の考え方

(引き戸の例)

(両引き戸の例)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

2. ドアの構造

[整/1(1)イ 誘/1(1)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥120cm以上のドアのうち、1以上のドアは自動的に開閉する構造とし、その他の出入口のドアは高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇ドアの前後は車椅子使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆ドアの前後は車椅子の回転が可能となるように、180cm以上の水平部を設けることが望されます。

◆自動ドアは車椅子使用者の通行を考慮し、すみやかに開くものとし、扉の開放時間については、十分考慮することが望されます。

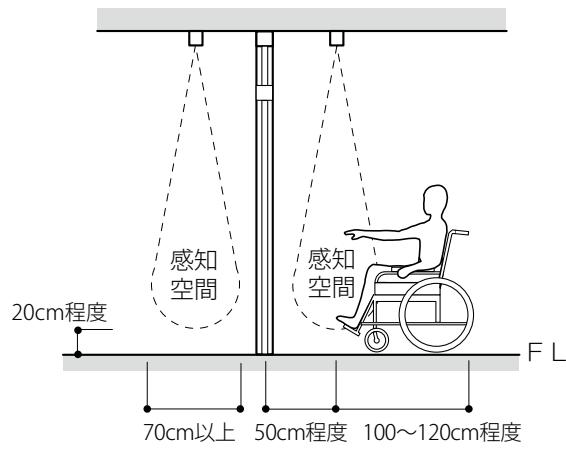
*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、自動扉の場合は、開き戸や回り扉を避け引き戸とし、手動扉の場合は、自閉式上吊り引き戸(ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの)にすることが望されます。

*開き戸は、車椅子使用者が開閉するのは難しいため、やむを得ず開き戸とする場合は軽いドアとし、閉鎖作動時間が十分に確保されるようドアクローザーを設けます。また、状況に応じ適切なサポートが受けられるよう配慮します。

*ドアの前後を水平にするとは、ドアの前後に車椅子の待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

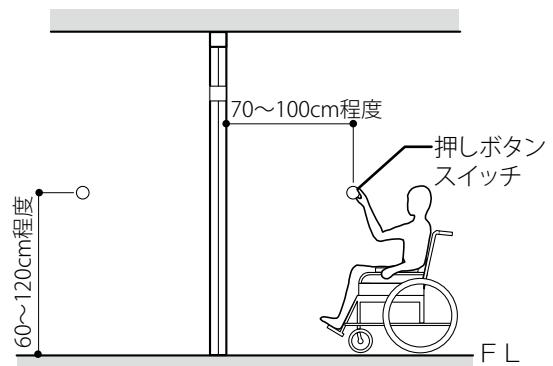
自動ドアの例

超音波スイッチ(空間感知)



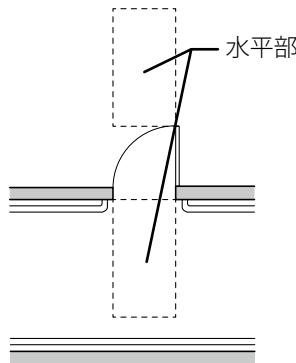
超音波スイッチは、車椅子フットレストから感知できるよう床上20cmくらいまで低くします。また、扉の手前10cm程度のところで感知できるようにします

押しボタンスイッチ



ドアに直接設けたスイッチは、車椅子では接近にくいため、脇に副スイッチも設置することが望されます

ドアの前後に水平部を設けた例



3. 取っ手の形状

64ページを参照してください。

4. 段

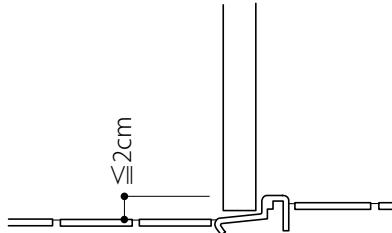
[整/1(1)ウ 誘/1(1)ウ]

○♥高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

*「支障となる段」を設けないようにするため、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

◆玄関マットは埋込式とすることが望まれます。

段の考え方



5. 音声誘導装置等

[誘/1(1)エ]

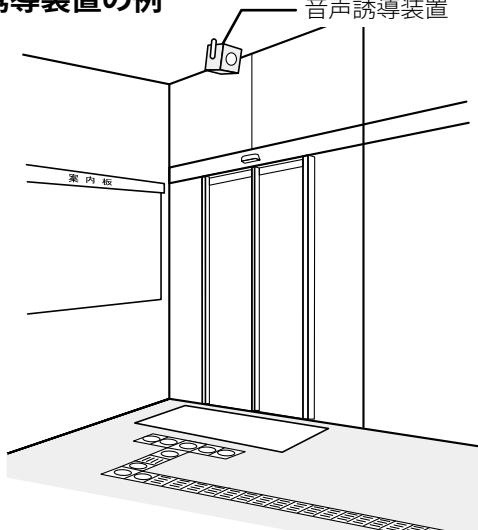
♥視覚障がい者の利用が多い施設の主要な出入口の1以上には、音声誘導装置等を設けます。

- ◆音声誘導装置を設ける場合は、ドアの直上に設置します。
- ◆音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。
- ◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。
- ◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうかが分からぬいため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

*「視覚障がい者の利用が多い施設」とは、官公庁舎、教育文化施設、社会福祉施設、交通機関の施設等です。

*「音声誘導装置」には、
①常時誘導鈴が鳴る方式
②送信機等をもつ特定の人に対して案内する方式があります。

音声誘導装置の例



6. 認知症の人にもやさしいデザイン

[ドアの構造]

- ◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[床面の仕上げ]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射にくい素材を使うことが望まれます。

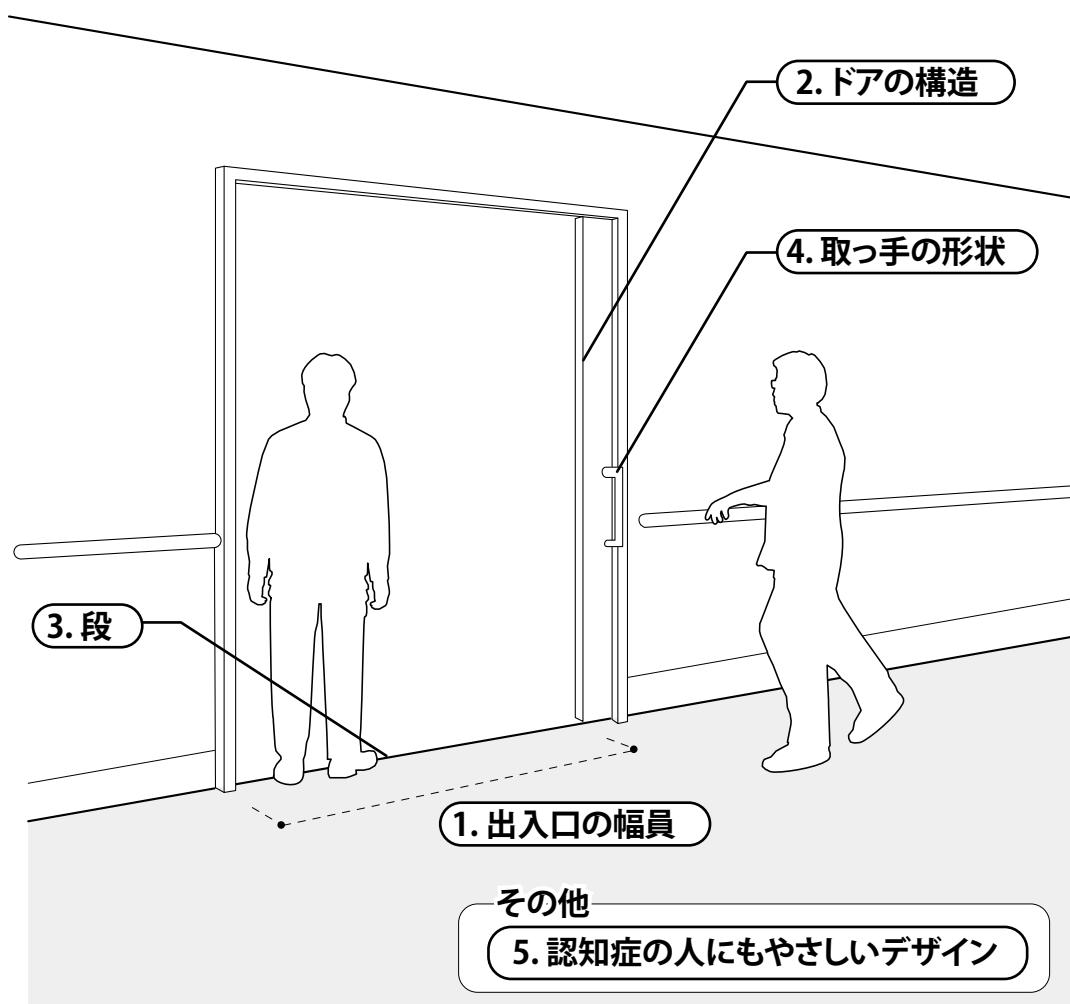
1.出入口

b(各室の出入口)

設計のポイント

- 室の主要な出入口は、車椅子の通行に必要な幅員を確保するとともに、段を設けないようにします。
- 扉の形式は、車椅子使用者の利便を考慮し、引き戸が望ましく、次いで内開き戸が望まれます。外開き戸とする場合は、通行の支障とならないような配慮を行います。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する室の出入口を対象とします。なお、共同住宅は住戸の出入口、宿泊施設は客室の出入口(車椅子使用者用客室は除く)は対象となります。

留意事項 | □整備基準では、室の出入口のうち、1ヶ所以上の整備を求めていきます。
□誘導基準では、基本的にすべてが対象となります。同一の室で出入口が近接した位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所以上の整備を求めていきます。

基本的な考え方

各室の出入口についても、高齢者、障がい者等が支障なく、容易に出入りできるように幅員や構造、段を設けないように配慮する必要があります。

1. 出入口の幅員

[整1(2) 誘1(2)ア]

〔宿泊施設及び共同住宅等以外のもの
(ただし、車椅子使用者用客室は除く)〕

○出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

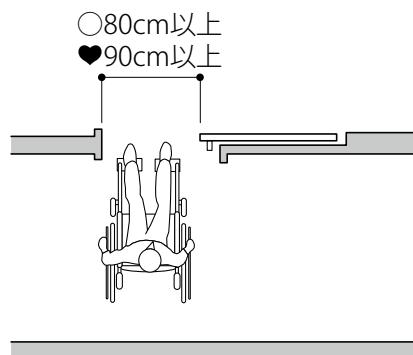
*宿泊施設とは、宿泊客室を指します。

*共同住宅等には、寄宿舎の住室も含みます。

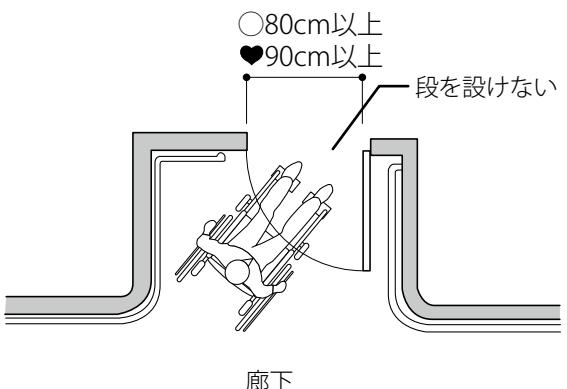
*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

引き戸の例



開き戸の例

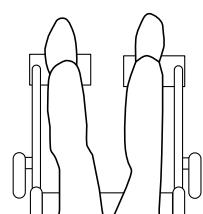
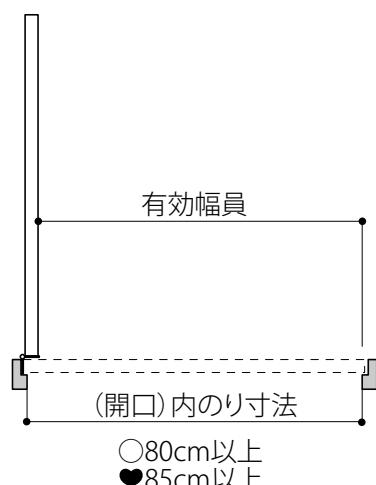


[整1(3) 誘1(3)]

〔宿泊施設(車椅子使用者用客室は除く)
及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの〕
○出入口の内りは、80cm以上とします。
♥出入口の内りは、85cm以上とします。

*共同住宅では、来客を想定して住戸の出入口まで車椅子で入ることができます。

内り寸法



2. ドアの構造

[整/1(2) 誘/1(2)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉によりドアの一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とします。

◇ドアの前後は車椅子使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとることが望されます。

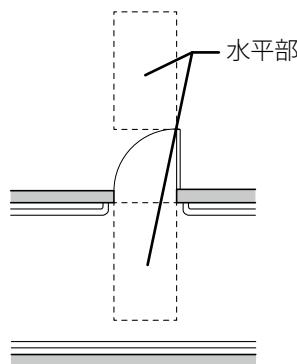
◆反対側の動きを確認し、安全性を確保するため、ガラス窓を設置することが望されます。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、開き戸の場合は、閉鎖作動時間を十分に確保したドアクローザーを設け、自閉式引き戸の場合は、ゆるやかに開閉するように配慮したものです。

*「壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合に、当該戸が廊下に突き出さないような措置、例えば「戸幅以上の奥行きのアルコープ等」が該当します。

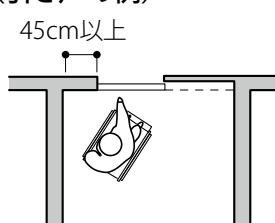
*ドアの前後を水平にするとは、ドアの前後に車椅子の待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

ドアの前後に水平部を設けた例



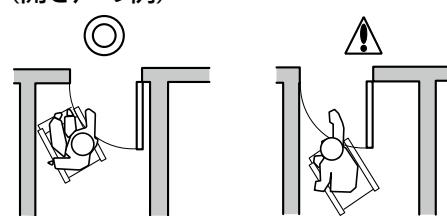
車椅子使用者のための開閉スペースの例

(引き戸の例)



車椅子使用者が寄り付くために壁から45cm以上のスペースが必要です

(開き戸の例)

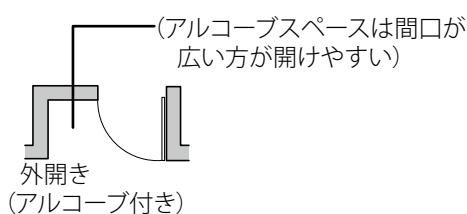


戸の開き勝手方向にスペースがないと車椅子使用者が寄り付きにくくなります

◎: 望ましい整備例

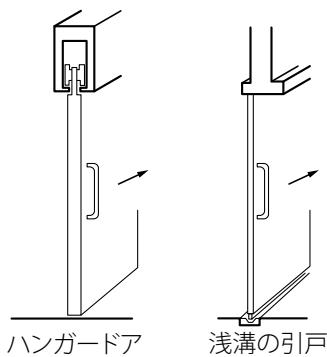
⚠: 望ましくない整備例

アルコープの設置の例

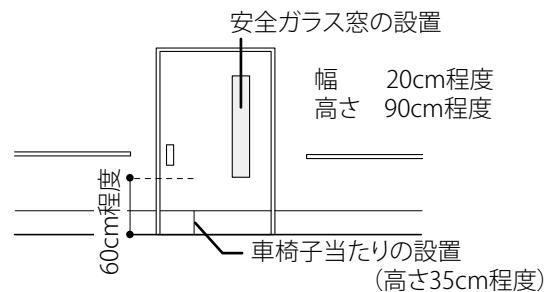


外開きとする場合はアルコープを設けることが望されます

引き戸の構造の例



安全ガラス窓の例



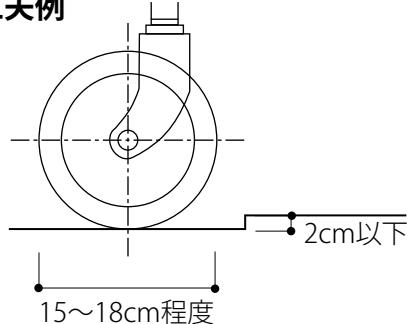
3. 段

[整/1(2) 誘/1(2)ウ]

○♥高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

*「支障となる段」を設けないようにするため、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

段の工夫例



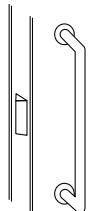
4. 取っ手の形状

◆高齢者、障がい者等が使いやすい形状のものとし、床面より80~100cm程度のところに設置することが望されます。

使いやすい取っ手の形状の例

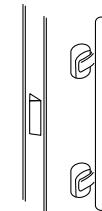
(引き戸の例)

棒状

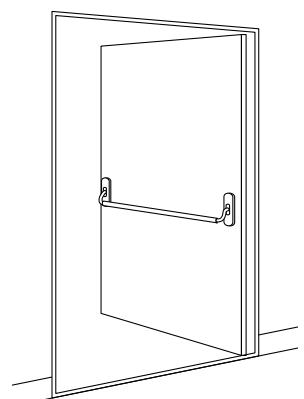
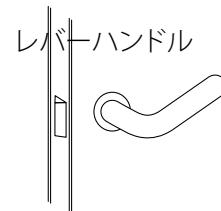


(開き戸の例)

プッシュプルハンドル



パニックバー



5. 認知症の人にもやさしいデザイン

[ドアの構造]

◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[取っ手の形状]

◆取っ手の視認性を高めるため、設置面(扉面)との色の明度の差を確保することが望されます。

[床面の仕上げ]

◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

手足の不自由な人について

●手足の不自由な人は

杖をついて歩いていたり、車椅子に乗っていると段差や階段の昇降に支障があります。また、エレベーターの乗り降りや道路の横断に時間がかかるなど、社会生活を送るうえで、様々な不自由を感じることが多くあります。

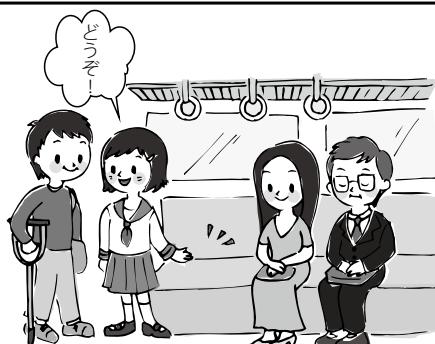
●手足の不自由な人への接し方



①車椅子の人が困っていたら、まず、声をかけましょう。「何かお手伝いすることはありますか?」(車椅子の人と同じ目線になって話しかけるとより良いでしょう。)



②エレベーターの乗り降りでは人とぶつかることもあります。車椅子の人が乗り降りする時は、ちょっと道をゆずってください。



③足の不自由な人は、杖や松葉杖を用いたりします。優先席でなくとも、席をゆずりましょう。



④雨の日は手足の不自由な人が一番困る日です。傘はさせないし、足元はすべりやすく危険です。隣に手足の不自由な人がいたら声をかけましょう。

覚えておこう

優先席

公共の乗り物で高齢者や、体の不自由な人が優先して座ることができる席です。



優先席のマーク



注!

手足の不自由な人を街で見かけ、困っている様子が見られたり、援助を求められたときは手を貸してください。

2.廊下等

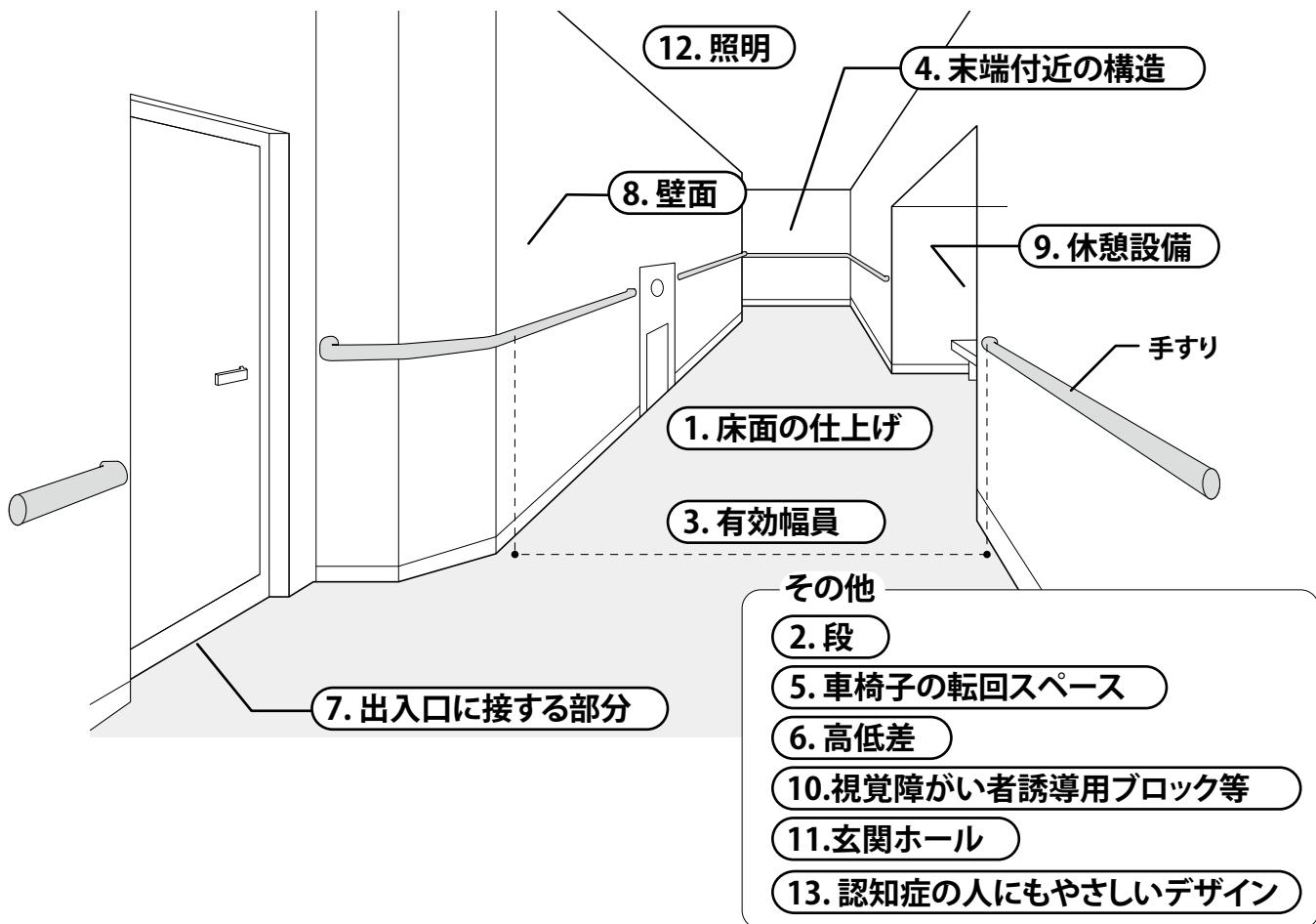
基本的な考え方

建物の各出入口から利用の目的となる部屋までの廊下は各室を利用するための重要な部分であり、建物利用状況などに応じて高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮をする必要があります。

設計のポイント

- 廊下等とは、廊下その他これに類するものです。
- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車椅子や松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車椅子当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。
- 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 □建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

留意事項 □整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての通路の整備を求め、1以上の経路(移動等円滑化経路)について、車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。
 □従業員専用通路等は対象外です。
 □視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

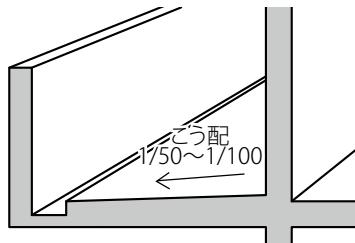
1. 床面の仕上げ

[整/2(1) 誘/2(1)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。
*すべての廊下が対象となります。

◇屋外の廊下等で、横断方向(進行方向とは直角の方向)に水こう配を設ける場合は、1/50～1/100程度とします。
*車椅子使用者やベビーカー利用者が歩行しやすいよう、横断こう配はできるだけ水平にします。

屋外廊下の例



2. 段

[整/2(2) 誘/2(2)]

○♥段を設ける場合は、「4.階段」で定めているように *すべての廊下が対象となります。
下表の構造とします。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路とするとなっており、
それ以外の経路で段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」
の項を参照(P85)

※「9.手すり」
の項を参照(P147)

※「10.視覚障がい者誘導用
ブロック等」の項を参照
(P150)

「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
幅員	内のり120cm以上	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構 造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とする	同 左
点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注) 用途面積2,000m²以上のおおのの用途の施設には、「階段の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「4.階段」(P85)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P150)の項を参照してください。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

3. 有効幅員

〔整2(3)ア 誘2(3)ア〕

○廊下等の有効幅員は、120cm以上とします。ただし小規模な建築物で車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分を設けること等により、車椅子使用者の通行に支障がないと認められる場合は、有効幅員を90cm以上とすることができます。直接地上へ通ずる出入口から各室の出入口に至る、1以上の経路が対象です。

〔4. 末端付近の構造〕～〔7. 出入口に接する部分〕も同様に1以上の経路が対象です。

♥廊下等の有効幅員は、180cm以上とします。ただし、廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできるスペースを設ける場合は、140cm以上とします。

◇スーパー・マーケットや百貨店、ファミリーレストランなど、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する床面積が200m²を超える室においては、建物出入口から、受付又はレジカウンター、便所、エレベーターなどの昇降設備、車椅子使用者対応居室などへの通路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等に準じて整備します。また、200m²以下の施設で、その通路が移動等円滑化経路を構成する場合も廊下等に準じて整備します。

◆200m²以下の上記施設についても、廊下等に準じて基準を適用することが望まれます。

*「有効幅員」は、手すりの内側の寸法とします。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車椅子とすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

*「180cm」とは、車椅子が回転しやすく、車椅子どうしがすれ違いやすい幅です。

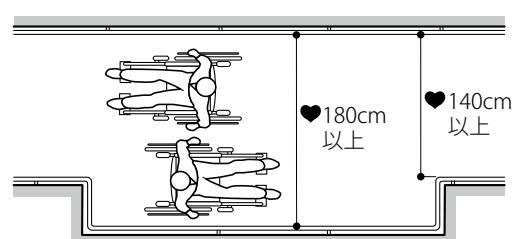
*「140cm」とは、車椅子が転回できる幅です。

*屋外廊下等における排水溝の幅は、車椅子やベビーカーの通行に支障がないよう、できるだけ狭くする、又は蓋をすることが有効です。

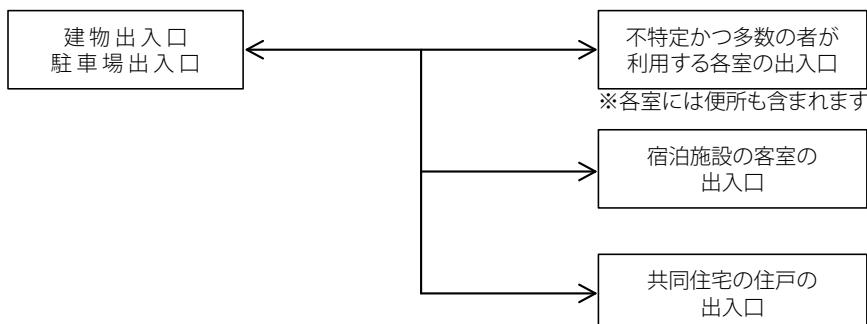
有効幅員の考え方



すれ違うことができるスペースを設ける場合の例

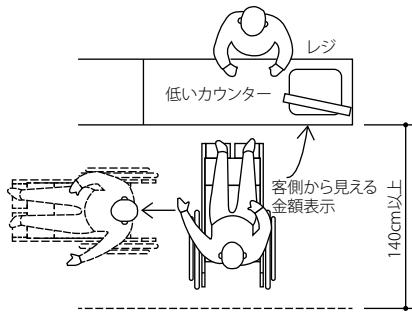


有効幅員を確保すべき経路



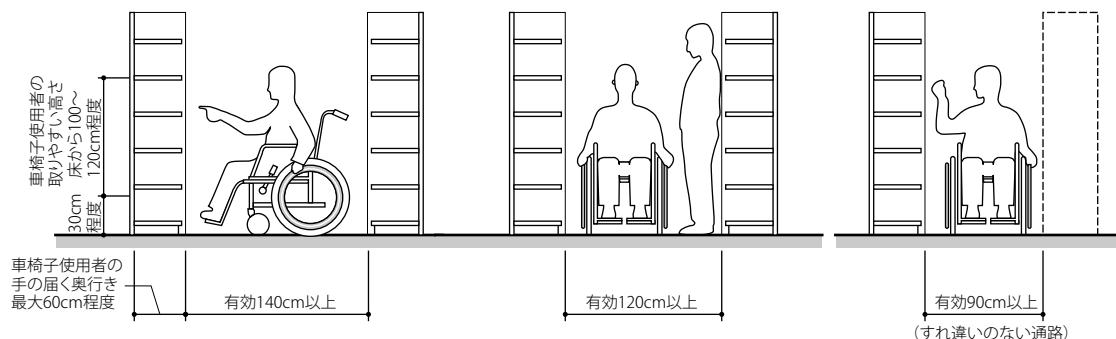
店舗等の通路の配慮事例

＜カウンター前の通路の例＞

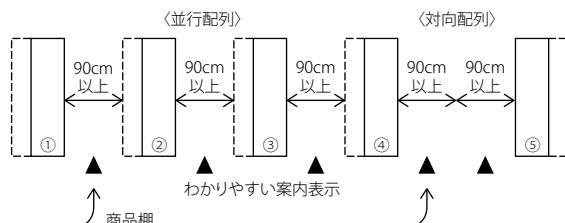


*カウンターの前や商品棚と棚の間、テーブルとテーブルの間の通路など、店舗等における通路の配慮については、建築設計標準の「第2章14.店舗内部」も参考してください。

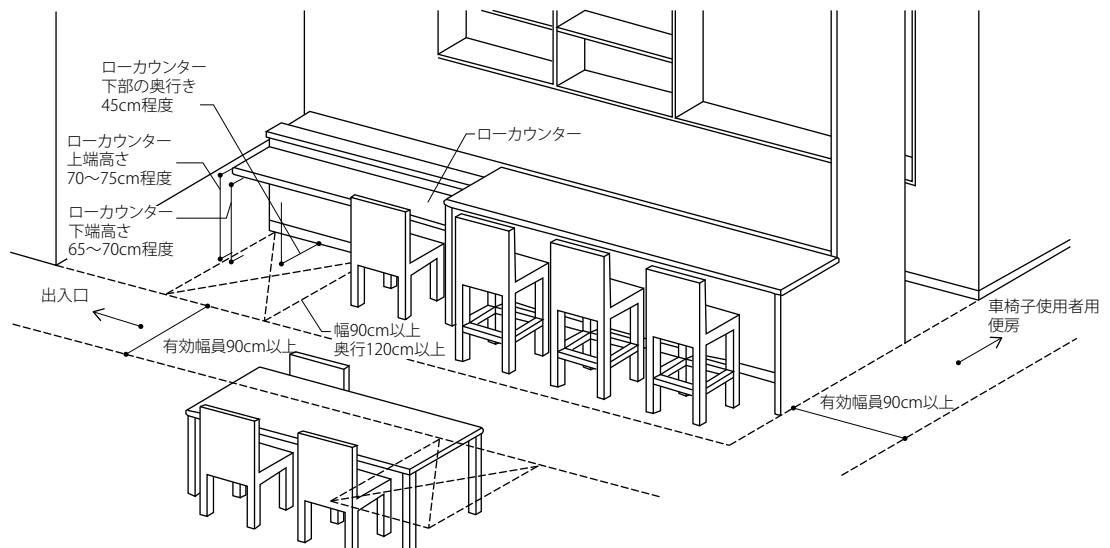
＜物販店舗の通路の例＞



＜小規模な物販店舗のレジ前の通路の例＞



＜小規模な飲食店の例＞



4. 末端付近の構造

[整2(3)イ]

○廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとします。(共同住宅等を除く)

*「車椅子の転回に支障のないもの」とは、「140cm角以上のスペースやT字形の交差部等」が該当します。

*誘導基準で規定していないのは、有効幅員が180cmあれば車椅子が回転しやすいためです。

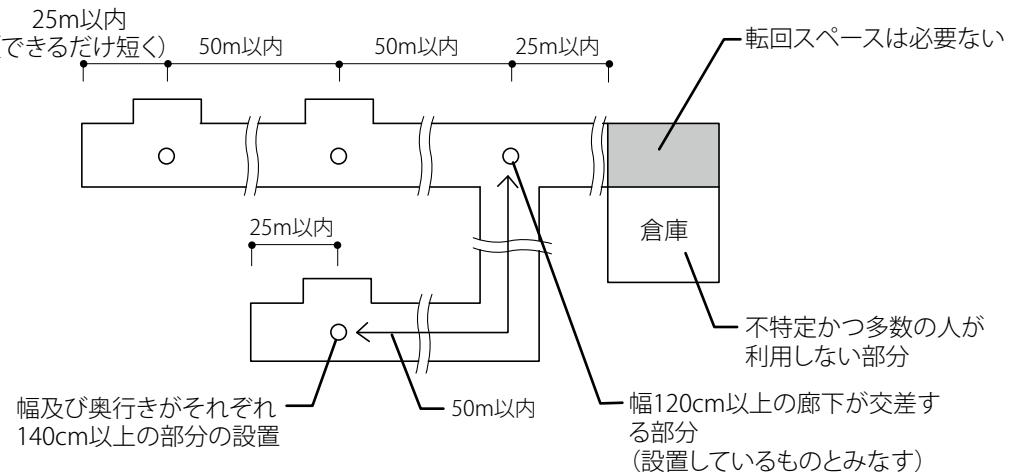
5. 車椅子の転回スペース

[整2(3)ウ]

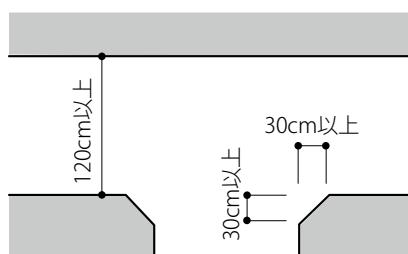
○区間50m以内ごとに、車椅子が転回できるスペースを設けます。

車椅子の転回スペース(下図の○が設置場所)

末端付近の構造



廊下が交差する部分の例



6. 高低差

[整/2(3)エ 誘/2(3)イ]

○♥高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けます。

*「車椅子使用者用昇降機」とは「段差解消機」のことです。
「3.資料編」参照。(P377)

※「3.傾斜路」の項を参照(P78)

※「9.手すり」の項を参照(P147)

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000m²以上の一の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P78)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P150)の項を参照してください。

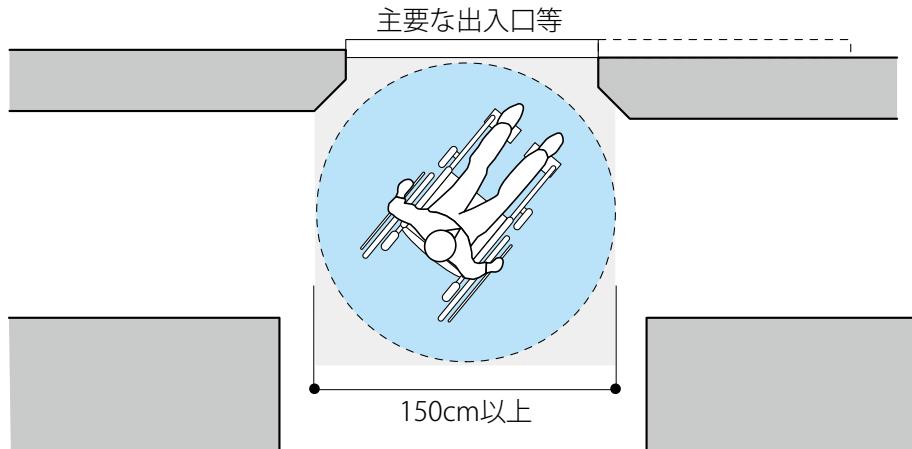
7. 出入口に接する部分

[整/2(3)オ 誘/2(3)ウ]

○♥主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。 *「150cm」とは、車椅子が回転できる寸法です。

水平部分



8. 壁面

[誘2(3)工]

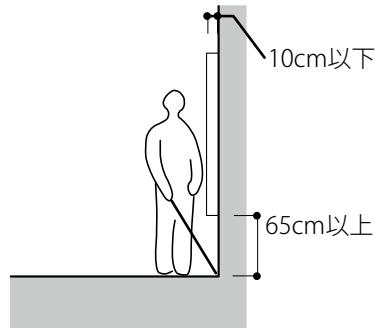
◆壁面には、突出物を設けないものとします。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じます。

*「必要な措置」とは、例えば壁に取り付けられた消火器などの突出物を設ける場合に突出物の下部に杖が感知できる措置が該当します。

◆壁面には、床上35cm程度の位置まで壁を傷めないために車椅子当たりを取り付けることが望まれます。

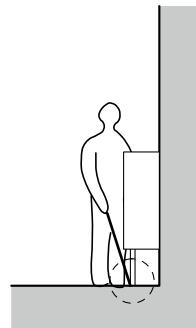
◆曲がり角では、隅切り又は面取り等により危険防止の配慮をすることが望されます。

視覚障がい者の通行に安全上支障がない例



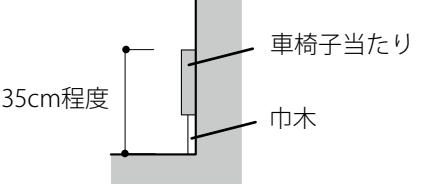
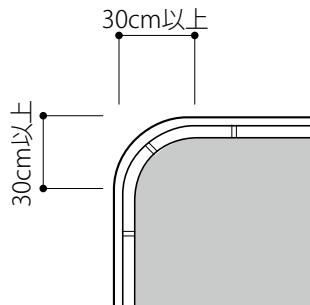
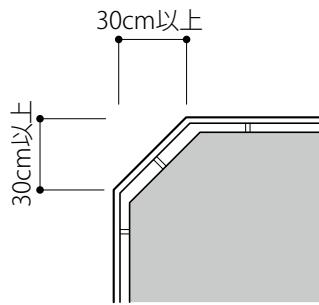
床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とします

杖で感知できる措置の例



左記以外の場合は杖で感知できる措置が必要です

隅切り、面取り等の例



車椅子当たりの例

9. 休憩設備

[誘2(3)才]

◆施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設けます。

*「休憩するための設備」とは、必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることです。

10. 視覚障がい者

誘導用 ブロック等

[整2(4) 誘2(3)カ]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

○◆道等から視覚障がい者用案内設備までの廊下等には視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

整備基準では1以上の経路(視覚障がい者に配慮した構造のエレベーターがある場合は、その昇降路を含む)を、誘導基準では主たる経路を対象とします。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合
- ②その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合
- ③建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

*視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設について、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りではありません。

*モニター付インターホンのような音声による誘導案内設備は、経路に考慮して効率的に設置します。

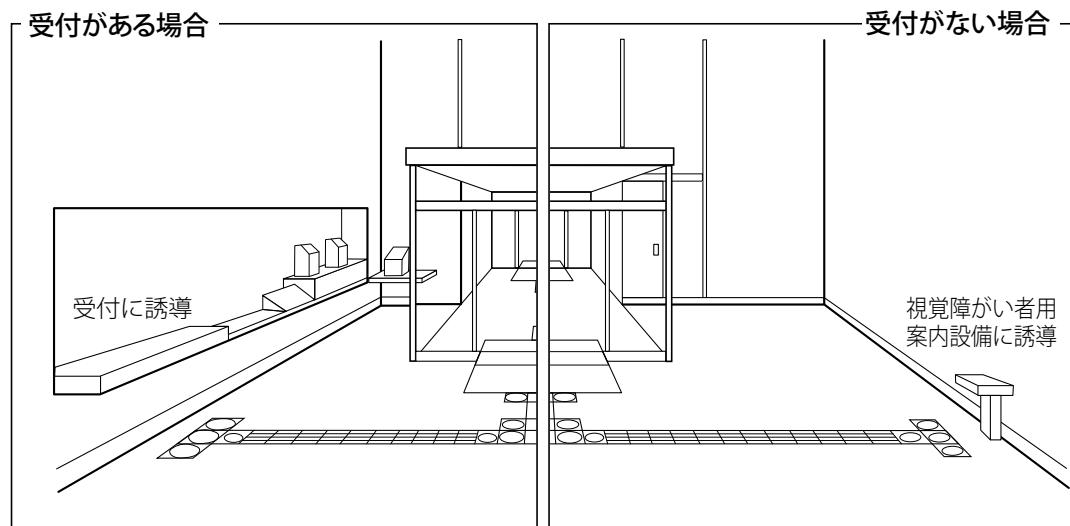
*「視覚障がい者用案内設備」については、「15.標識類」(P180)を参照。

*「音声誘導装置」は、「1.出入口a(建物出入口、駐車場出入口)」の項(P57)を参照。

*「常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合」とは、例えば、ホテルの入口や百貨店等で受付が入口の正面にあり常時勤務している者により誘導が可能な場合です。

11. 玄関ホール

- ◆受付カウンター、公衆電話等の位置に配慮することが望されます。
- ◆上履きにはきかえて利用する施設では、はきかえが容易にできるように椅子等を常備することが望されます。
- ◆無色透明のガラスドア、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟を入れるか、色や模様などで十分識別できるよう配慮することが望されます。
- ◆インターホンを設ける場合は、聴覚障がい者に配慮しモニター付きのものとすることが望されます。



12. 照明

- ◆通行に支障のない明るさを確保し、極端な暗がりや眩しさが生じないよう配慮することが望されます。

13. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[床面の仕上げ]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

ロービジョン者について

●ロービジョンとは

ひとの眼は、視力(ものを見分ける能力)、視野(ものが見える範囲)、色覚(色を見分ける能力)といった、主に3つの要素でものを見ています。眼や視神経、脳(視中枢)のどこかが障がいされると、この機能が低下して、「見えにくい」、「まぶしい」、「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、ものが見えにくくなります。ロービジョンとは、このように視覚に障がいを受け、全く見えないわけではありませんが、日常生活において不自由を感じている状態をいいます。世界保健機関(WHO)では、両眼の矯正視力0.05以上0.3未満をロービジョンと定義しています。2022年の厚生労働省の調査では、視覚障がい手帳を持っている方は27万3千人でしたが、そのうちの約70%がロービジョン者です。

●ロービジョン者の見え方

見え方は千差万別で、見えにくさの程度や状態は一人ひとり違います。下記は見え方の例であり、他にも様々な見え方があります。



▲通常視力の場合
1m離れた距離に人がいます。



▲視力が弱い場合
(視力0.02の見え方)
0.02位の視力では、1m先の人の眼と鼻、口の存在がわかる程度で、細かな表情をとらえることは難しい状態です。



▲視野が狭い場合
(視野10°の見え方)
顔の全体がやっと把握できる程度で、手を同時に見ることはできません。



▲一部分が見えない場合
(中心暗点の見え方)
見ている真ん中が見えないために、周辺で把握することが必要です。

●ロービジョンのための視覚補助具

見えにくさは、様々な視覚補助具を使うことにより軽減することができます。たとえば、文字を拡大するルーペやまぶしさを防ぐ遮光眼鏡、画面に文字を映し出す拡大読書器、しゃべる時計や体温計などの音声機器、近年はスマートフォンやパソコンの音声機能やアプリ、またAI(人工知能)を活用することにより、見えにくさからくる困り事の解決に役立てている方も増えてきました。

●ロービジョン者への配慮

「こちらへどうぞ」だけではわかりにくいため、"右側"あるいは"まっすぐ前に"など、具体的な方向の声かけをし、場合によっては手をさしのべて案内する等が必要です。

ロービジョン者に配慮した整備について

●整備の考え方と整備事例

ロービジョン者の特性を踏まえた上で、下記の点に配慮して施設を整備することが望まれます。

■安心して歩ける空間構成

ベンチや柱など、ロービジョン者が歩行中に衝突する恐れがある設備等が容易に認識できるように、設備や床、壁は色彩、明度差、輝度比を確保することが望まれます。

その他、適度な明るさの確保や、進むべき方向を示すサイン等のデザインを工夫するなどの配慮が望されます。

壁と床のコントラストに配慮した事例▶
(福岡市地下鉄七隈線 天神南駅)



■移動をサポートするわかりやすい誘導設備

ロービジョン者の中には、行き先までの道しるべとして視覚障がい者誘導用ブロックを活用している人がいるため、床や路面と視覚障がい者誘導用ブロックとの輝度比等を確保することが望まれます。

その他、視覚以外での誘導（音声・音響・人的支援）も活用することが望されます。

輝度比を確保するために舗装の色に配慮した事例▶
(JR千早駅前交差点部の歩道)



■認識しやすいトイレ案内表示

トイレの男女区別表示は、複雑なデザインは避け、認識しやすい色使いとし、発見しやすい位置や大きさに配慮することが望されます。

その他、階段の段鼻の表示や手すりの高さ等に配慮することが望されます。

サインの大きさに配慮した事例▶
(西鉄福岡天神駅のトイレサイン)



ロビジョン者に配慮した案内表示の考え方

案内表示の表示面の大きさには限りがあるため、ロビジョンの方などが案内表示の内容や案内表示自体を認識できないことがあります。

特に、大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物においては、誘導用の案内表示の文字や掲示高さ、連続性に配慮が必要です。

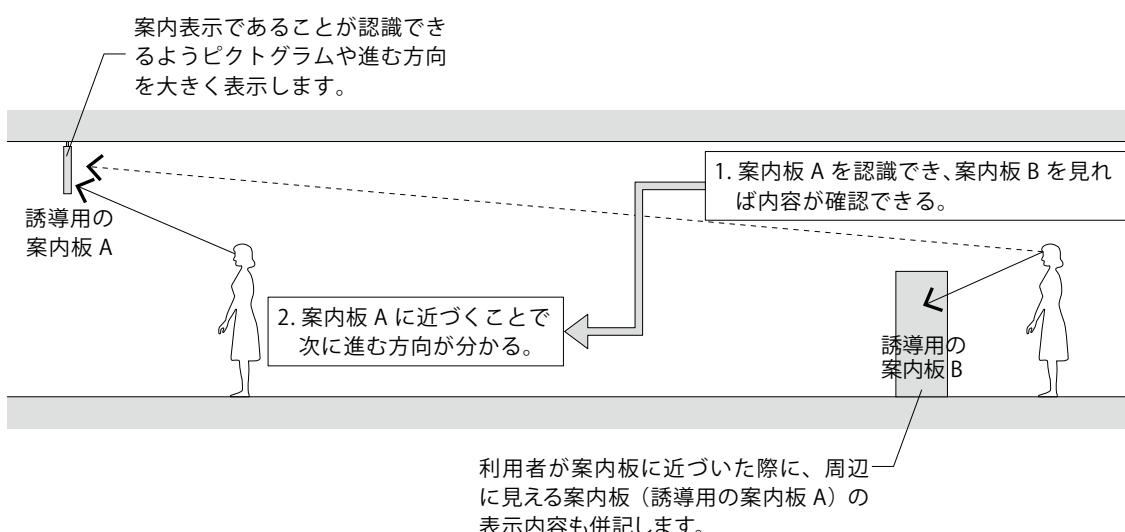
①案内表示であることをまずは認識してもらう

- 建築物等を利用する上で重要な案内表示（誘導用の案内板等）やインフォメーション（ピクトグラム等）があることを、ある程度離れた距離からでも認識できるよう配慮することが望されます。
- 交差点部などの誘導案内では、どの施設・設備へ誘導しているかがわかるよう、ピクトグラムや進む方向を大きく表示することが望されます。

②動線を示す案内表示に連続性を持たせます

- 動線を示す主要な案内板等は、必要な情報が目的地まで連続的に得られるよう配置することが望されます。
- 利用者が案内板等に近づいた際に、その周囲にある誘導用の案内板等に示されている内容も合わせて表記することが望されます。

■ロビジョン者に配慮した案内表示の整備例

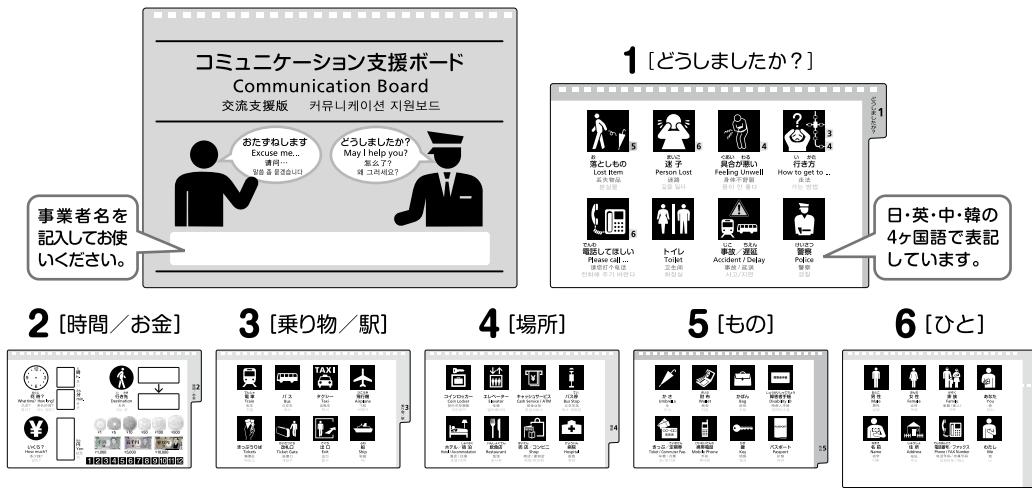


コミュニケーション(意思伝達)支援

●コミュニケーション支援ボードとは

「コミュニケーション支援ボード」(以下「ボード」という。)は、聴覚障がいや知的障がいなどの理由で、話し言葉でのコミュニケーションが困難な人達や外国人とのコミュニケーションを支援するためのものです。言葉でうまく伝え合えない時にボードを差し出して、必要な項目を指さしたり、お客様に指さしてもらったりしながら会話をします。また、タブレット等で使用できるデジタル版も作成されています。

表紙



●使う時の注意点

障がいのある人の中には、絵や字がたくさん並んでいるボードを見て、どうしてよいか分からなくなってしまう人もいます。コミュニケーションが難しい場合は、1つずつ「項目」を指さして確認しましょう。

詳細を伝える場合は、「筆談をすること」や「ゆっくり分かりやすく話すこと」で、コミュニケーションを図ることもできますので、お客様の状況に合わせて必要な手段を使うとよいでしょう。

●デジタル版

案内する人向けに、デジタル版の「コミュニケーション支援ボード」も作られており、紙版のものから更にシンプルに、「何に困っているのか」を素早く把握するためにデザインされています。

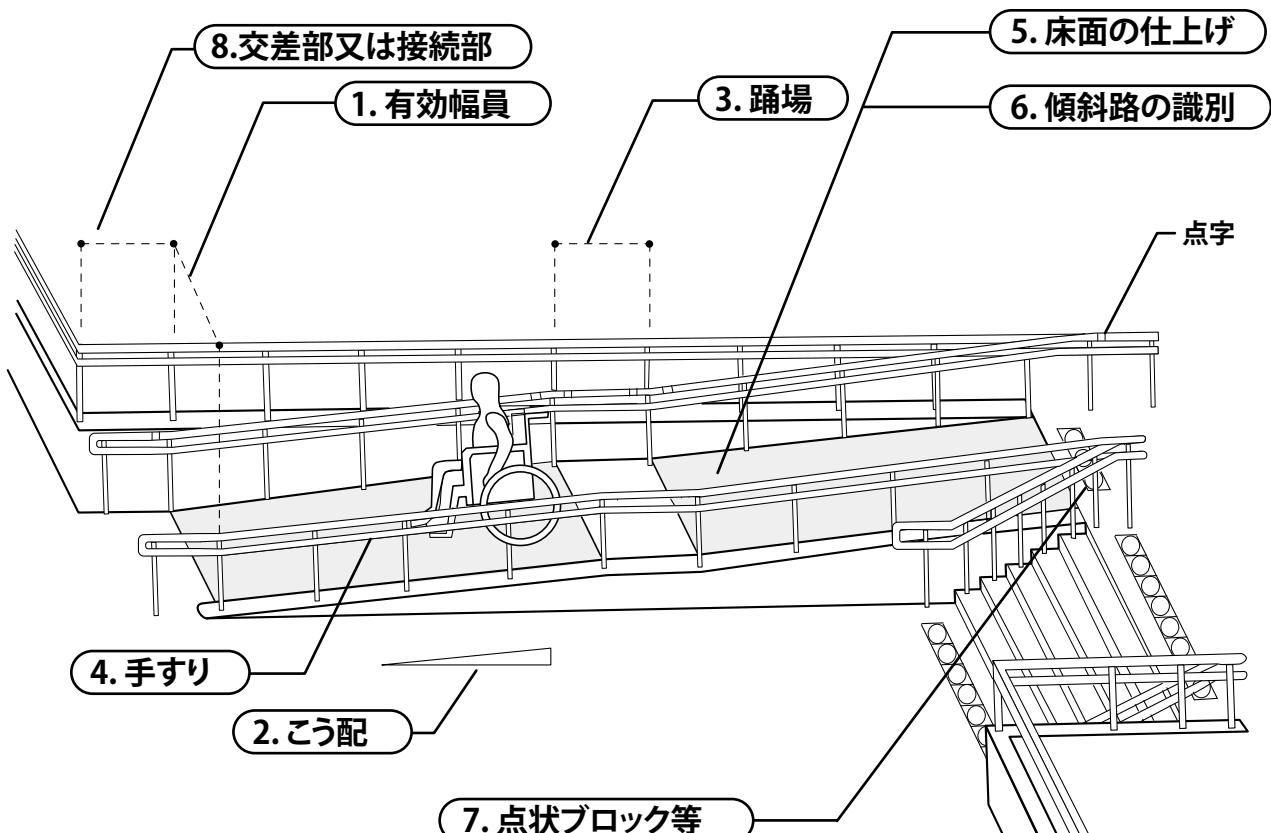
出典:「公共交通機関における「コミュニケーション支援ボードの使い方」」(交通エコロジー・モビリティ財団)、
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ

3. 傾斜路

設計のポイント

- 車椅子使用者等が無理なく上ることができ、また、安全に下りることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
- 視覚障がい者の利用を配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、手すりに点字表示等の配慮を行います。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



その他

- 9. 認知症の人にもやさしいデザイン

整備の対象 | □廊下等や敷地内の通路等に設けられる傾斜路を対象とします。

留 意 事 項 | □点状ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。
□1/25以下のこう配は、傾斜路として取り扱いません。

基本的な考え方

通路面に高低差が生じる場合には、車椅子使用者等の通行に支障がないように傾斜路を設ける必要があります。

1. 有効幅員

[整3(1) 誘3(1)]

○傾斜路の有効幅員は120cm以上とし、段を併設する場合は90cm以上とします。

♥傾斜路の有効幅員は150cm以上とし、段を併設する場合は120cm以上とします。

◇整備基準で段を併設する場合の段の内りは120cm以上必要です。

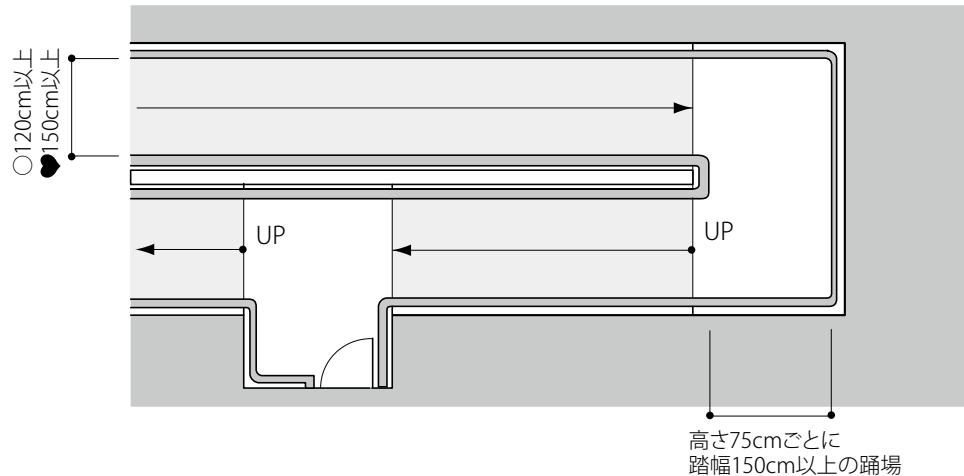
*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車椅子とすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

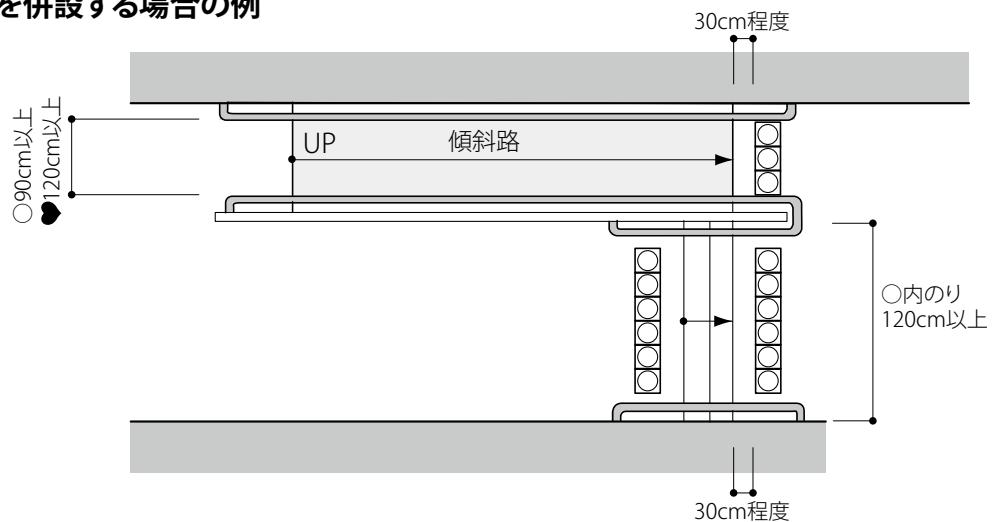
*「150cm」とは、車椅子が回転でき、人と車椅子がすれ違いやすい幅です。

*段の内りを120cm以上とするのは、傾斜路の「90cm」では、松葉杖使用者が利用できないためです。

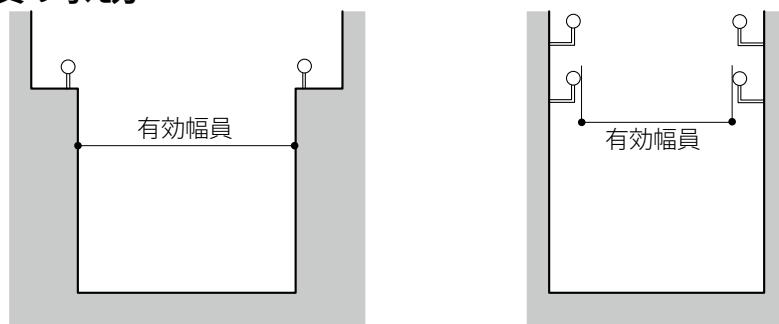
通路全幅がスロープの場合の例



段を併設する場合の例



有効幅員の考え方



2. こう配

[整/3(2) 誘/3(2)]

○傾斜路のこう配は、1/12以下とします。高低差が16cm以下の場合は、1/8以下とします。

*「1/12」とは、国際シンボルマークの掲示のための基準となっているこう配です。

◆傾斜路のこう配は、1/12以下とします。

*「1/8」とは、建築基準法上に規定されている最大こう配です。

◆敷地内の通路の傾斜路のこう配は、1/15以下とします。

3. 踊場

[整/3(3) 誘/3(3)]

○◆高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けます。

*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

4. 手すり

[整/3(4) 誘/3(5)]

○傾斜路には、手すりを設けます。

*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが、例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると、できる限り両側に設置することが望まれます。

◆傾斜路には、両側に手すりを設けます。

◆手すりには、現在位置、方向、行き先等を点字で表示することが望されます。

◆手すりは、上下2本設置することが望されます。

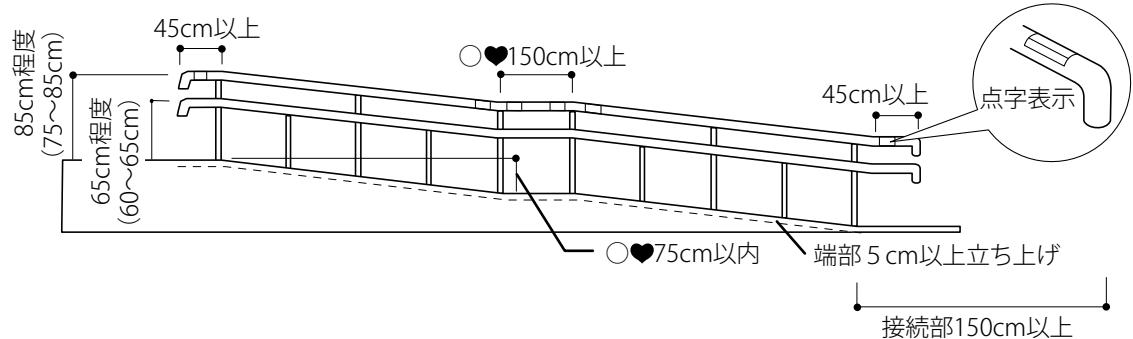
注) 手すりの形状、設置方法については、「9. 手すり」の項を参照して下さい。

※「9.手すり」の項を参照
(P147)

「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	◆誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

手すりの設置の例



5. 床面の仕上げ

[整/3(5) 誘/3(6)]

○◆表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

*「滑りにくい材料」は「3. 資料編」参照。(P375)

6. 傾斜路の識別

[整/3(6) 誘/3(7)]

○傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとします。

*「容易に識別できるもの」とすることは、弱視者等の視覚障がい者に配慮するためです。

♥踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色にすること等により、識別しやすいものとします。

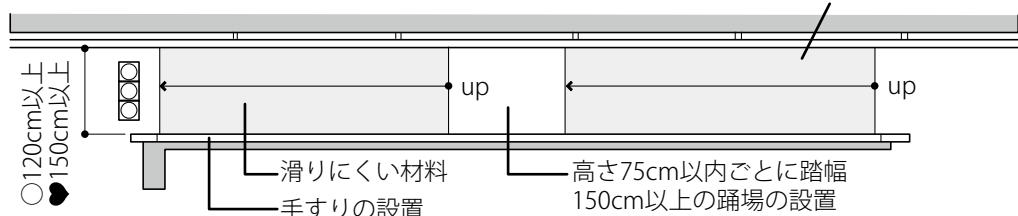
○♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育馆(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

傾斜路の構造の例

傾斜路は踊場、廊下等の色と識別しやすい明度差の大きい色とします



7. 点状ブロック等

[整/3(7) 誘/3(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

○♥傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

(①については、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照)

②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

(踊場の部分に限る)

③高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の場合

8. 交差部又は接続部

[誘/3(4)]

♥傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設けます。

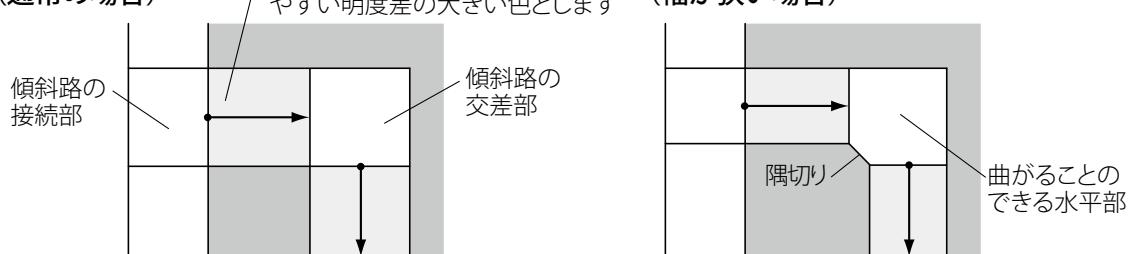
*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

交差部、接続部の例

(通常の場合)

傾斜路は踊場、廊下等の色と識別しやすい明度差の大きい色とします

(幅が狭い場合)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

9. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

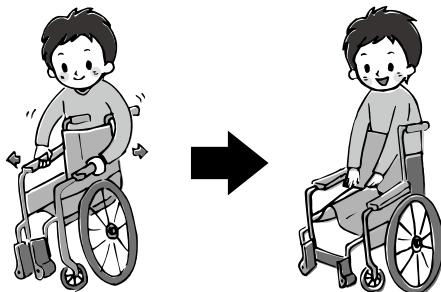
*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[床の仕上げ等]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。

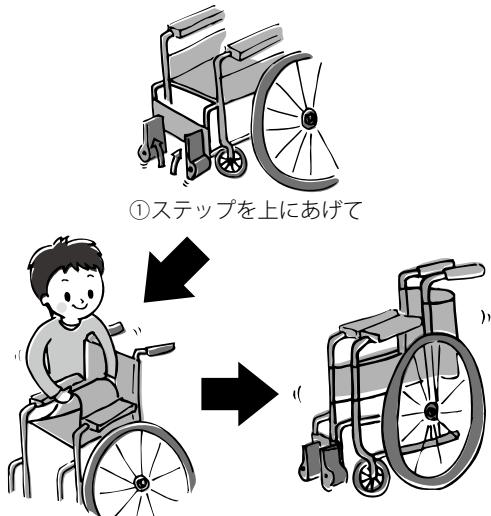
車椅子の介助方法 1

●車椅子を広げるには



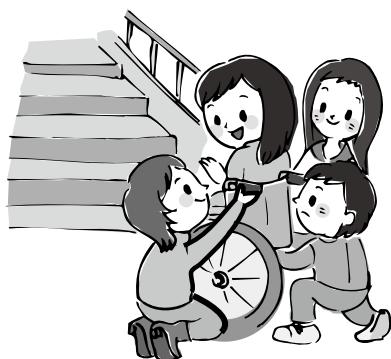
- ①少し外側に開きます。
- ②次に、シートの両端に手をおいて押し広げます。
※指を挟まないよう注意しましょう。

●車椅子をたたむには



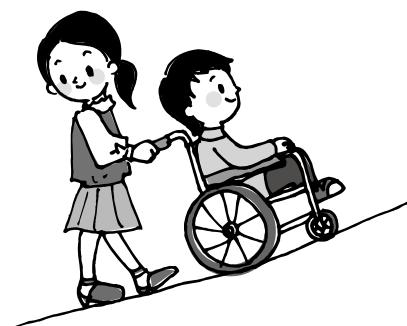
- ①ステップを上にあげて
- ②次にシートの中央部を引っ張りあげます。

●階段を上り下りするとき



階段で上り下りを手伝うには、3～4人がかりで、呼吸を合わせて静かに持ちあげ上ります。下りるときは車椅子は上りと同じ向きで、後ろ向きのまま持ちあげおろします。

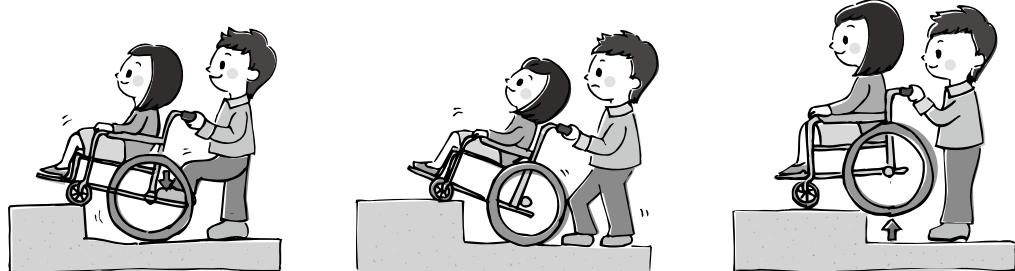
●坂道をくだるとき



坂道をくだる場合は後ろ向きのままゆっくりくだるようにします。

車椅子の介助方法 2

●車椅子で段差を上るとき

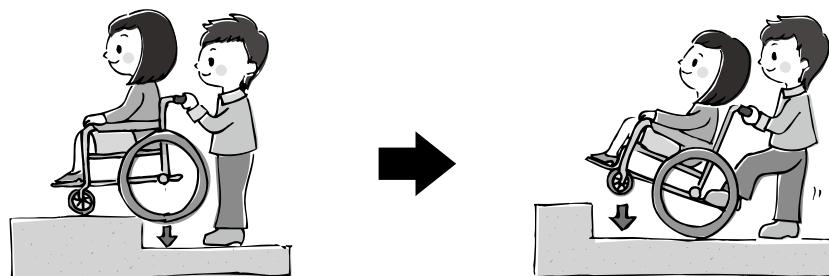


①段差の前でステッピングバーを踏み、前輪を浮きあがらせます。

②前輪をしっかりと段差の上にのせます。

③後輪を引き上げながら前に押し、段の上にあげます。

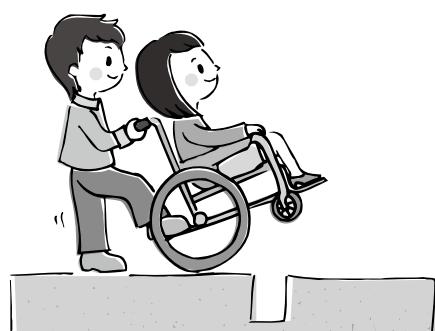
●車椅子で段差を下りるとき



①上るときと逆の要領でうしろ向きにゆっくり後輪をおろします。

②ステッピングバーで前輪をあげ、後ろに引き、ゆっくりと前輪をおろします。

●溝やすき間を越えるとき



道路に溝があったり、電車とホームの間が大きくあいている場合は、段差の上り下りと同じ要領で溝の前で前輪をあげて越えます。

特に、踏切は、車椅子の前輪がレールの溝にはまってしまう恐れがあるため、介助があると安心です。見かけたら声をかけましょう。

注!

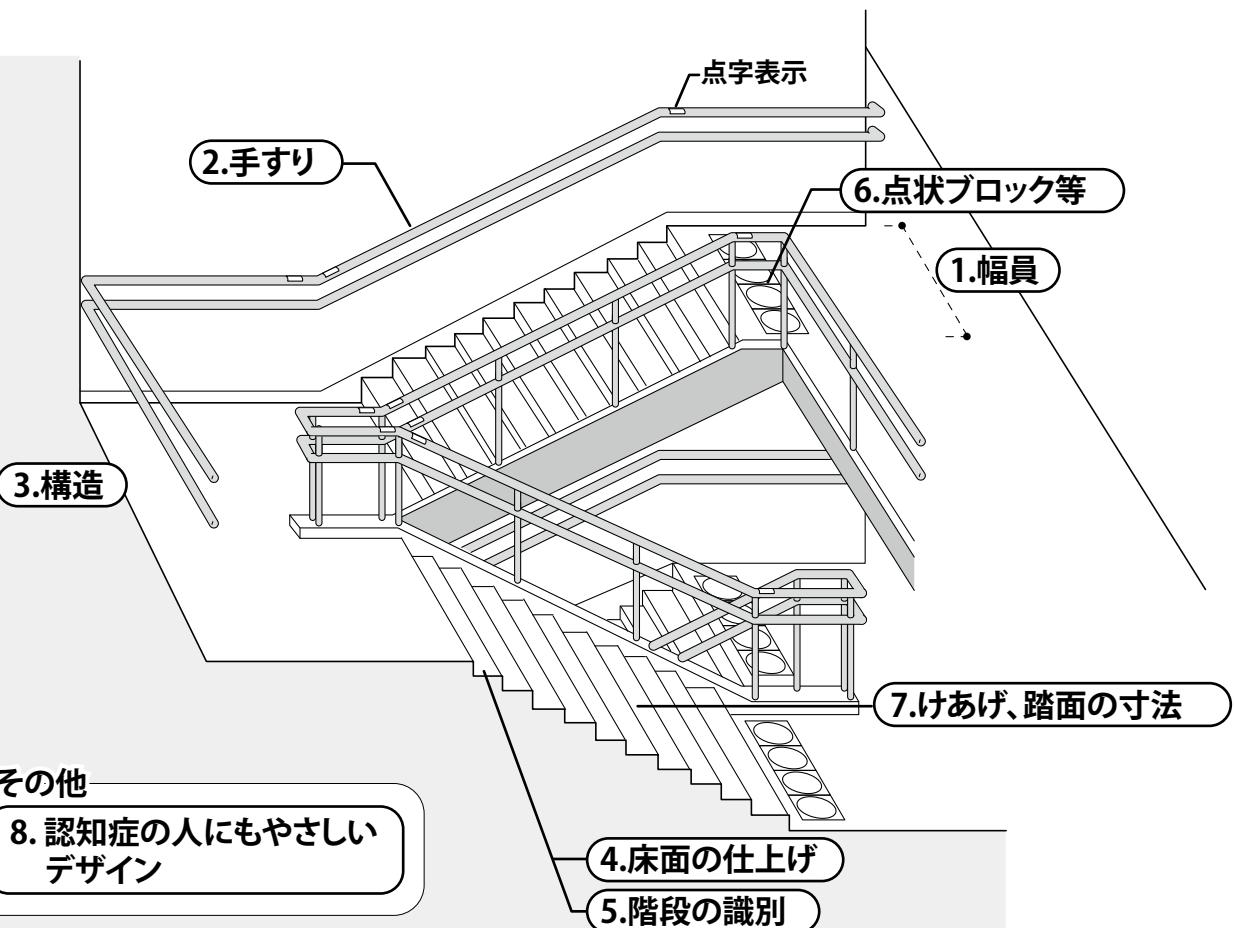
介護者が車椅子から手を離すときは、必ずブレーキをかけ、車椅子が動かないように注意しましょう。

4. 階段

設計のポイント

- 階段は、高齢者、杖使用者等に配慮し、上りやすいこう配であることと、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが必要です。
- 階段は上下運動と回転運動が重ならないように、回り階段は避け、直階段や折れ階段とします。さらに、階段は、転倒しやすい場所であり、つまずいたり、滑ったりしないように、段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが必要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すり端部には点字表示を行うことが必要です。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



その他

8. 認知症の人にもやさしい
デザイン

整備の対象

- 不特定かつ多数の人が使用する階段で、直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段を対象とします。

留意事項

- 建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(次ページ参照)
 □ 避難のみに使用される階段は対象外です。
 □ 点状ブロック等は、建物の用途・規模等により整備内容が異なります。
 □ 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めていきます。

基本的な考え方

階段は、高齢者、障がい者等にとって大きな負担になるとともに、転落などの危険性が高いところであります。安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、構造や床面の仕上げなどに配慮する必要があります。

○階段の整備基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	用途面積の合計が300m ² 未満の建築物の階段	エレベーター等が設けられた場合の階段	代替サービスを講じる場合の階段	共同住宅等でエレベーターが設置されている場合の階段
1.幅員	●120cm	—	—	—	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	△	△	△	△	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めていない

*幅員について小規模な建築物を適用除外としているのは、スペースの関係等からやむを得ない状況を考慮しているためです。

*「エレベーター等」とは、エレベーターや車椅子使用者用昇降機等です。

*「代替サービス」とは、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは、購入することができる措置です。

*「共同住宅等」は、多数の人が同時に利用する機会が少ないため、エレベーターが設置されている時は整備を求めていません。

♥階段の誘導基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	自動車車庫の階段	学校等施設の階段	共同住宅等の階段 (エレベーターがない場合)	共同住宅等でエレベーターが設置されている場合の階段
1.幅員	●150cm	●	●	●140cm	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	●	△	△	△	
7.けあげ、踏面の寸法	●	●	●	●	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めていない

1. 幅員

[整/4(1) 誘/4(1)]

○階段の内りは、120cm以上とします。

*「120cm」とは、松葉杖使用者の昇降に必要な幅です。

♥階段の内りは、150cm以上とします。ただし、共同住宅等は、140cm以上とします。

*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

2. 手すり

[整/4(2) 誘/4(3)]

○手すりを設けます。

♥両側に手すりを設けます。

◆手すり子形式とする場合は、階段の側柵又は地覆を2cm以上立ちあげることが望されます。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

*1段の時は手すりは不要です。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上の時のみ手すり不要です。

※「9.手すり」の項を参照
(P147)

「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

3. 構造

[整/4(3) 誘/4(4)]

○回り段を設けないこととします。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合はこの限りではありません。

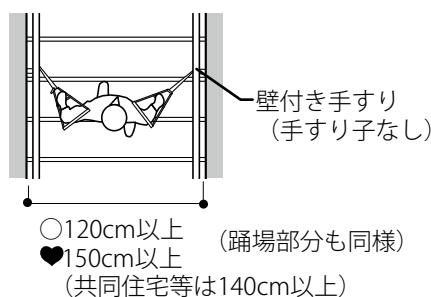
*「回り段を設けない」のは、踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

♥回り段を設けないこととします。

◇踊場には、こう配や段差は設けません。

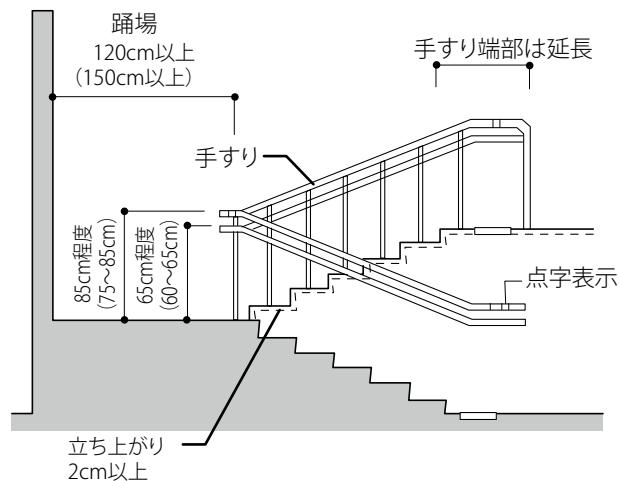
*「困難な場合」とは、例えば小規模な店舗等で敷地形状等の理由により、回り段を設げざるを得ない場合です。

内り寸法の例

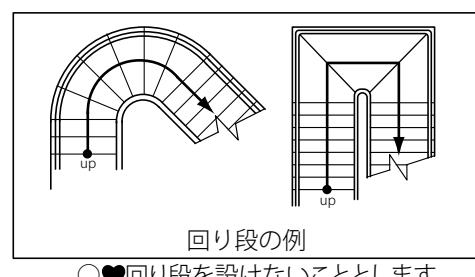
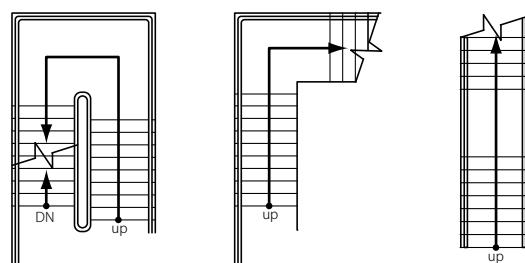


手すり子がない場合は図のように壁から壁の寸法が幅員となります。杖で移動する上で支障となる手すり子等が設けられている場合は、手すりを除いた寸法となります

手すりの設置例



階段の構造の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 床面の仕上げ

[整4(4) 誘4(5)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

◇段鼻(路面の端部)にすべり止め(ノンスリップ)を設けます。

5. 階段の識別

[整4(5)(6) 誘4(6)(7)]

○♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとします。

○♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

○♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

◇けこみ板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにします。

6. 点状ブロック等

[整4(7) 誘4(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

○階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

②段がある部分と連続して手すりを設ける場合
(踊場の部分に限る)

*整備基準としては、転落防止などの危険の度合いから階段の上端にのみ設置義務を設けていますが、段があることを知らせるために上下端の設置が望まれます。

♥階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①段がある部分と連続して手すりを設ける場合
(踊場の部分に限る)

7. けあげ、踏面の寸法

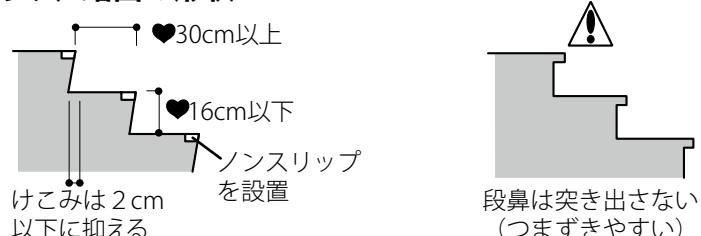
[誘4(2)]

♥けあげは16cm以下、踏面は30cm以上とします。

◆同一階段では、けあげ及び踏面の寸法を一定にすることが望まれます。

*「けあげ16cm以下、踏面30cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。

けあげ、踏面の形状



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

8. 認知症の人 にもやさしい デザイン

〔側壁又は立ち上がり〕

- ◆ 壁や立ち上がり部と床の境界を識別しやすいよう、壁や立ち上がり部と床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

〔手すり〕

- ◆ 手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

〔床面の仕上げ〕

- ◆ 壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。
- ◆ グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

〔誘4(9)〕

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、交通機関の施設、官公庁舎（主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。）、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

〔標識の掲示〕

♥階段がある旨を表示する標識（位置サイン類）を掲示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆ 標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。
- ◆ 接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望されます。

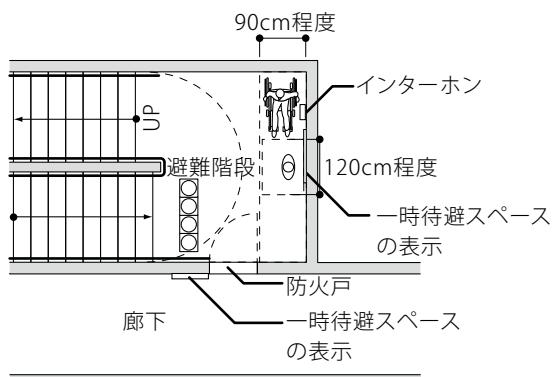
避難設備・施設の設計ポイント

●避難施設・設備の設計では、以下のような配慮が望まれます。

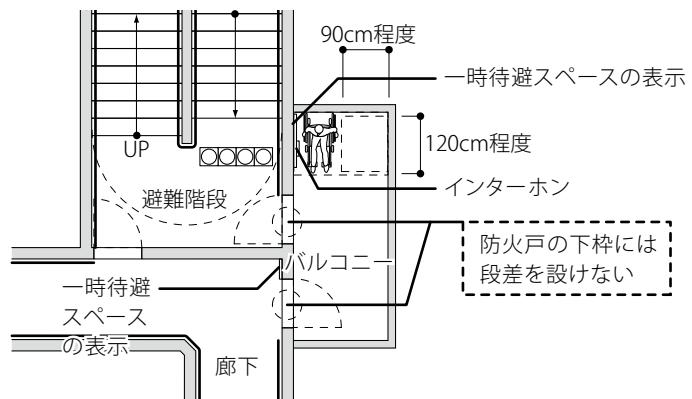
- ・避難経路の動線計画は、利用者にとってわかりやすいものとする。
- ・車椅子使用者の通行の支障になるだけでなく、高齢者や妊婦、肢体不自由者等がつまずいて転倒する危険性があり、特に緊急時にはより深刻な障害となるため、避難経路となる屋内の通路には段を設けない。
- ・階段による垂直移動が困難な利用者の安全の確保に配慮し、施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設ける。
- ・避難経路の案内表示や誘導用設備は、全ての利用者（特に視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人）の誘導に配慮したものとする。

■参考図

●階段の一時待避スペースの例



●バルコニー等の一時待避スペースの例

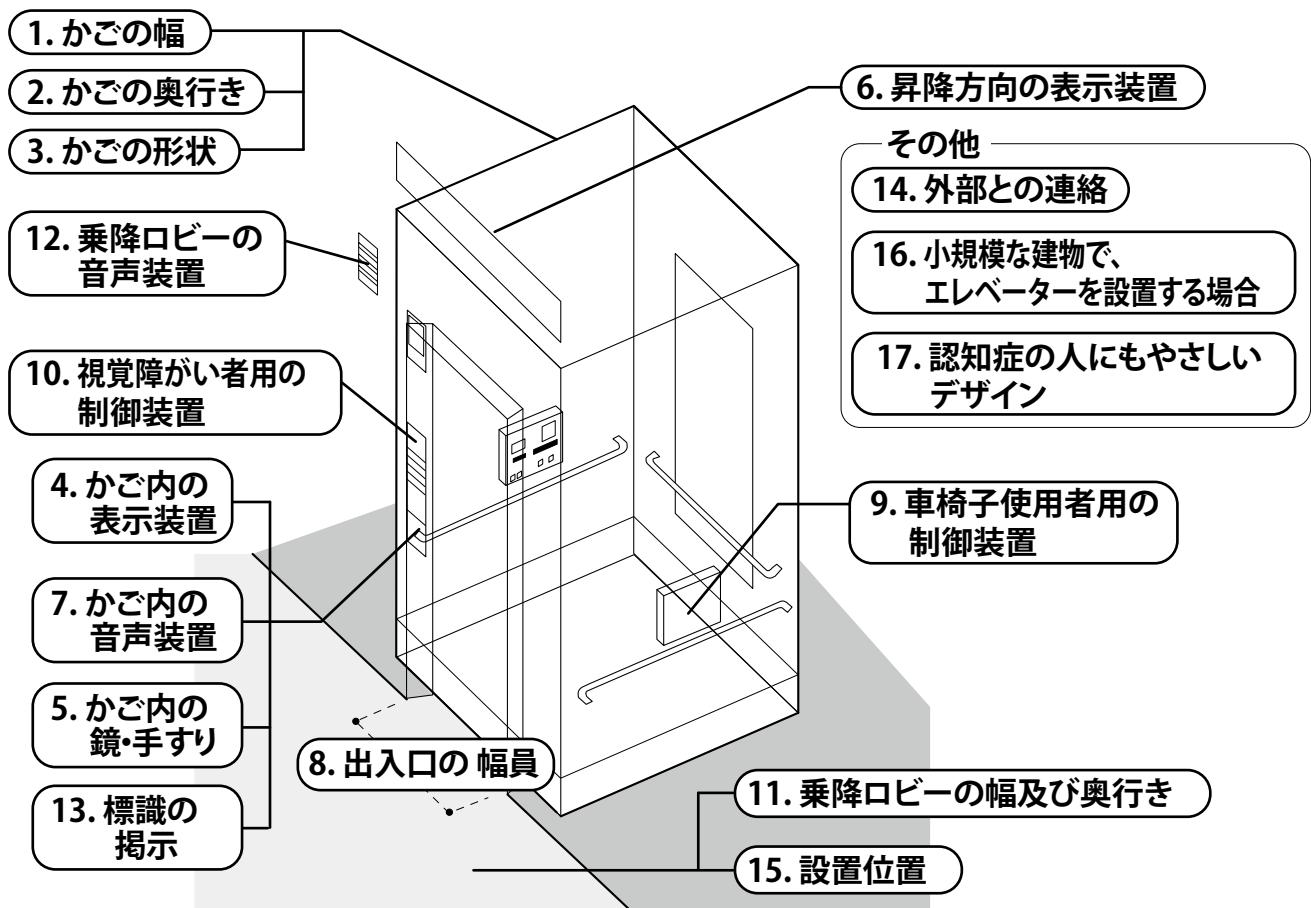


5. エレベーター

設計のポイント

- 不特定かつ多数の者が利用し、直接地上階に通じる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障がい者等が当該階において提供されるサービス等を受けることができる場合はこの限りではない）には、車椅子使用者、視覚障がい者等も到達できるようにエレベーターを設けます。
- エレベーターのうち、1台以上は車椅子使用者、視覚障がい者等が利用できるものを設置します。
- エレベーターは、玄関ホール等のわかりやすい場所に設けます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象

- 不特定かつ多数の人が利用し、直接地上に出ることのできない階がある建築物に設置するエレベーターを対象とします。

留意事項

- 建物の用途や規模等により、整備内容が異なっています。（次ページ参照）
- 整備基準では11人乗以上の、誘導基準では13人乗以上のエレベーターの1ヶ所以上の設置を求めています。
- また、整備基準では、小規模又は低層の建築物に設置する場合にも、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。
- 整備基準、誘導基準で整備を求めていない建築物にエレベーターを設ける場合も、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることが望されます。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

基本的な考え方

エレベーターは高齢者や障がい者等をはじめとして、階段の利用が困難な人にとっての垂直移動の手段として最も有効であり、階数にかかわらず垂直移動が必要な施設には可能な限り設置することが必要です。また、障がい者等が円滑に操作して目的の階へ移動出来るように案内や標示、操作盤などに配慮する必要があります。

整備基準の対象区分早見表

 : 基準に適合したエレベーターを整備する
 : エレベーターを設ける場合は基準に適合させる

■学校等施設 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校)

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上	小規模2		
3以上			
5以上	小規模1	Bタイプ	

※学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校です。

■学校等施設 (上記以外)

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上		小規模2	
5以上	小規模1	Bタイプ	

※学校等施設(上記以外)とは、英会話スクールなどの各種学校や自動車学校です。

■共同住宅等

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	
2以上		小規模2	
5以上	小規模1	Cタイプ	

■自動車車庫

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Bタイプ	

■事務所及び工場 (工場にあっては、作業場の面積を除く)

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Bタイプ	Aタイプ

※小規模2についてはエレベーターを設置する場合に整備を求める。

■上記以外の施設

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Aタイプ	

区分A、B、C、小規模1、2は次ページを参照して下さい。

整備基準の整備内容早見表

整備内容	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	小規模1	小規模2
1. かごの幅 ・内のり140cm以上	●	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59m ² 以上	—	—
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	●	●	● ※	—
3. かごの形状 ・車椅子の転回に支障なし	●	●	—	—	—
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	—	—
5. かご内の鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	●	●
5. かご内の手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ ※2方向に出入口がある場合、出入口部は設置 不要です。	●	●	● 左右2方向	● 1方向	● 1方向
6. 升降方向の表示装置 ・乗降ロビーに設置	●	●	—	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の閉鎖を知らせる装置	●	—	—	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効80cm以上	●	●	●	●	●
9. 車椅子使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 1面設置 戸の開放時間は 7秒	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	●	—	—	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降ロビーの幅及び奥行き ・幅及び奥行きの内のり150cm以上	●	●	●	—	—
12. 乗降ロビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	●	—	—	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降ロビー等に、利用しやすいエレベーター の設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

※P99のエレベーター機種表を参照してください。

誘導基準の整備内容早見表

整備内容	1台目			2台目以降	
	学校等施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設
1. かごの幅 ・内のり160cm以上	●	● 内のり140cm以上 床面積1.83m ² 以上	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59m ² 以上	● 内のり140cm以上 床面積1.83m ² 以上
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	● トランク付きは200cm以上	●	●	●
3. かごの形状 ・車椅子の転回に支障なし	●	●	●	—	●
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	●	●
5. 鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	—	—
5. 手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ	●	●	●	—	—
6. 昇降方向の表示装置 ・乗降口ビーに設置	●	●	●	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の閉鎖を知らせる装置	—	—	●	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効90cm以上	●	● 80cm以上	●	● 80cm以上	● 80cm以上
9. 車椅子使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 戸の開放時間は10秒	● 戸の開放時間は10秒	● 戸の開放時間は10秒	—	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	—	—	●	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降口ビーの幅及び奥行き ・内のり180cm以上	●	●	●	● 150cm以上	● 150cm以上
12. 乗降口ビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	—	—	●	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降口ビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

1. かごの幅

[整/5(2)ア 誘/5(2)ア]

○かごの幅は内のり140cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり105cm以上、かごの床面積1.59m²以上とします。

*「1.59m²」とは、共同住宅用の9人乗エレベーターの必要面積です。
*「1.83m²」とは、11人乗エレベーターの必要面積です。

♥かごの幅は内のり160cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり140cm以上、かごの床面積1.83m²以上とします。

2. かごの奥行き

[整/5(2)イ 誘/5(2)イ]

○♥かごの奥行きは、内のり135cm以上とします。

♥共同住宅等で、かご内にトランクが設けられている場合においては、トランクを含めたかごの奥行きは、内のり200cm以上とします。

*「135cm」とは、11人乗エレベーター及び13人乗エレベーターのかごの奥行き寸法で、電動車椅子が収まる大きさです。

3. かごの形状

[整/5(2)ウ 誘/5(2)ウ]

○♥かごの平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとします。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。

◇緊急呼び出しボタン、インターホンなどを車椅子使用者の手の届く範囲に設置します。

◇光電装置は車椅子のフットレスト部分及び身体部の2ヶ所(20cm、60cm程度)を通すように設置します。

◆かごの内部を見ることができるガラス窓を設置します。

◆必要に応じ、車椅子当たりを取り付けることが望まれます。

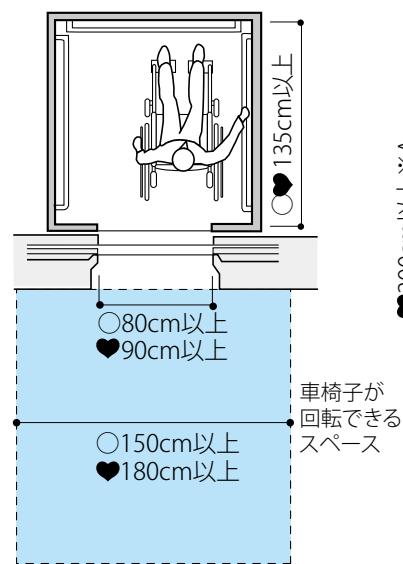
◆建物床とかごとの隙間は3cm以下とし、段差をなくすため、自動着床調整装置を設置することが望されます。

◆トランク付エレベーターは、救急の場合のストレッチャー対応が可能ですので設置が望されます。

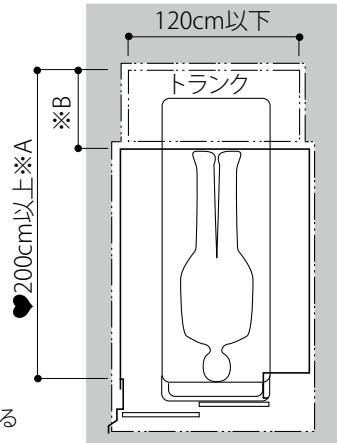
*非常時は、かごは直近の階で停止するため、「ガラス窓」を設置することで、緊急時に外部と筆談等のやりとりができる、聴覚障がい者などが安心して利用できるようになります。

*トランク付エレベーターとは、かごに担架あるいはストレッチャーの運搬を目的としたトランクを設けたもののをいいます。

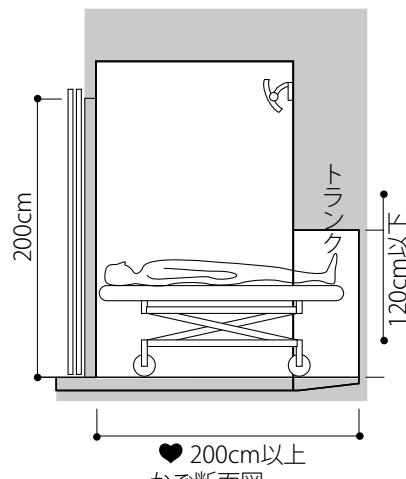
かごの寸法、形状の例



トランク付エレベーターの例



かご平面図



かご断面図

※住宅用機種R9-2Sの場合、奥行きAは200cm、奥行きBは48cm

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. かご内の表示装置

[整/5(2)工 誘/5(2)工]

○♥かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けます。

◇地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設けます。

5. かご内の鏡・手すり

[整/5(2)オ 誘/5(2)オ]

○♥かご内には、鏡等及び手すりを設けます。この場合において、鏡等はかご内の正面に設けます。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターの正面壁についてはこの限りではありません。

*鏡等は車椅子使用者がかご内部で戸の開閉状況を確認するために必要です。

*「鏡等」には、凸面鏡等も含まれます。

*鏡は、ステンレス鏡面又は強化ガラスなど割れにくいものとし、出入口確認用として設置します。

6. 昇降方向の表示装置

[整/5(2)カ 誘/5(2)カ]

○♥乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けます。

7. かご内の音声装置

[整/5(2)キ 誘/5(2)キ]

○♥かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けます。

◆出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等を分かりやすく案内する音声案内装置を設けることが望されます。

8. 出入口の幅員

[整/5(2)ケ 誘/5(2)ケ]

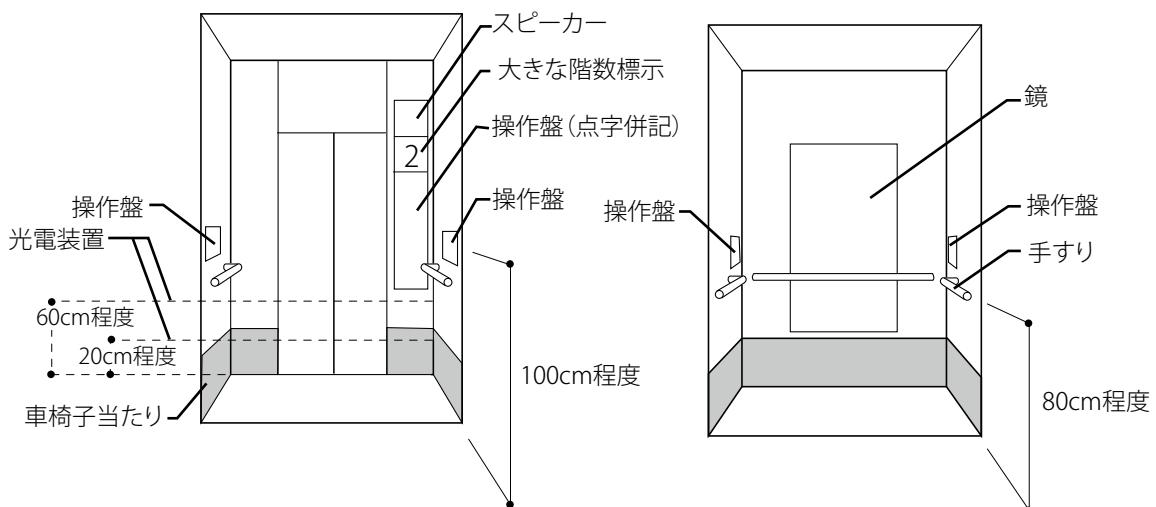
○かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上とします。

♥かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり90cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、80cm以上とします。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

かご内の例



9. 車椅子使用者用の制御装置

〔整/5(2)ヶ 誘/5(2)ヶ〕

○♥かご内及び乗降口ビームには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けます。

◇制御装置は、左右の壁に設置し、一方は専用主操作盤、もう一方は専用副操作盤とします。

◇低位置の操作ボタンが押されたときには、戸の開放時間を通常よりも長くすることが必要です(10秒程度)。

◆高齢者、障がい者等が常時利用する建築物においては、さらに戸の開閉時間を長くするように配慮が望まれます。

*「車椅子使用者が利用しやすい位置」は、車椅子使用者の手の届く範囲に操作ボタンの位置がくるように、床高100cm程度とします。

10. 視覚障がい者用の制御装置

〔整/5(2)ヶ 誘/5(2)ヶ〕

○♥かご内及び乗降口ビームに設ける制御装置(車椅子使用者の利用に配慮した制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とします。

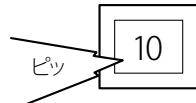
*「円滑に操作できる」とは、主操作盤に点字を付けることです。

◆不特定かつ多数の人又は視覚障がい者が主に利用する建築物においては、戸の開閉時間を通常より長くするよう配慮が望まれます。

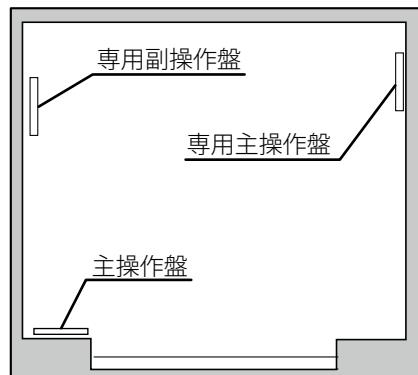
◆行先ボタンは押した感覚がわかるように配慮が望まれます。例えば、押した時に電子音でボタンが操作されたことを伝えることなどです。

◆行先ボタンは、点灯していない状態でも、文字が読みとりやすい配色とし、さらに文字部分を凸型形状とするなど、見てても触れても分かりやすいように配慮が望まれます。

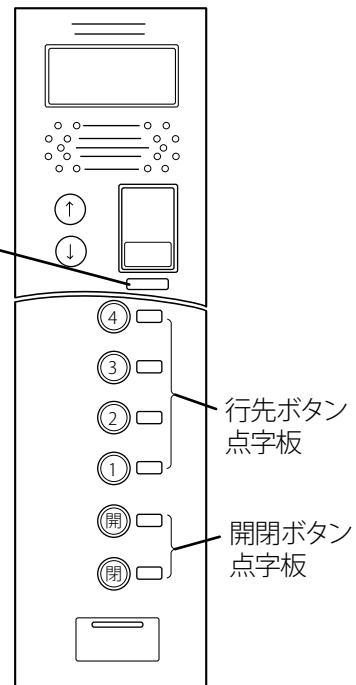
行先ボタンの例



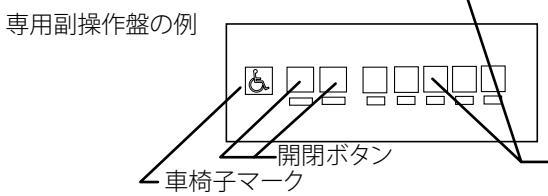
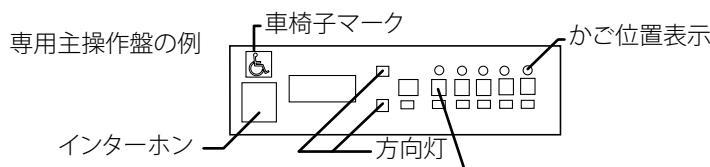
操作盤の設置位置の例



主操作盤の例



操作盤の例



ボタンは滑って他ボタンを押すなどの誤操作のおきににくいものとします

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

11. 乗降口の幅及び奥行き

[整/5(2)サ 誘/5(2)サ]

○乗降口の幅及び奥行きは、内のり150cm以上とします。

*「150cm」とは、車椅子が回転できる幅です。

*「180cm」とは、車椅子が回転しやすい幅です。

♥乗降口の幅及び奥行きは、内のり180cm以上とします。

12. 乗降口の音声装置

[整/5(2)シ 誘/5(2)シ]

○♥乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置を設けます。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りではありません。

13. 標識の掲示

[整/5(2)ス 誘/5(2)ス]

○♥乗降口又はその付近に、高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識(位置サイン類)を掲示します。

14. 外部との連絡

◆聴覚障がい者も含めた緊急時の対応に配慮し、以下のような設備を設けることが望されます。

①かご内には緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設けます。

②故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設けます。

③かご内に、緊急時に聴覚障がい者が外部と連絡を取ることが可能な(緊急連絡を必要としている者が聴覚障がい者であることが判別できる)ボタンを設置します。

15. 設置位置

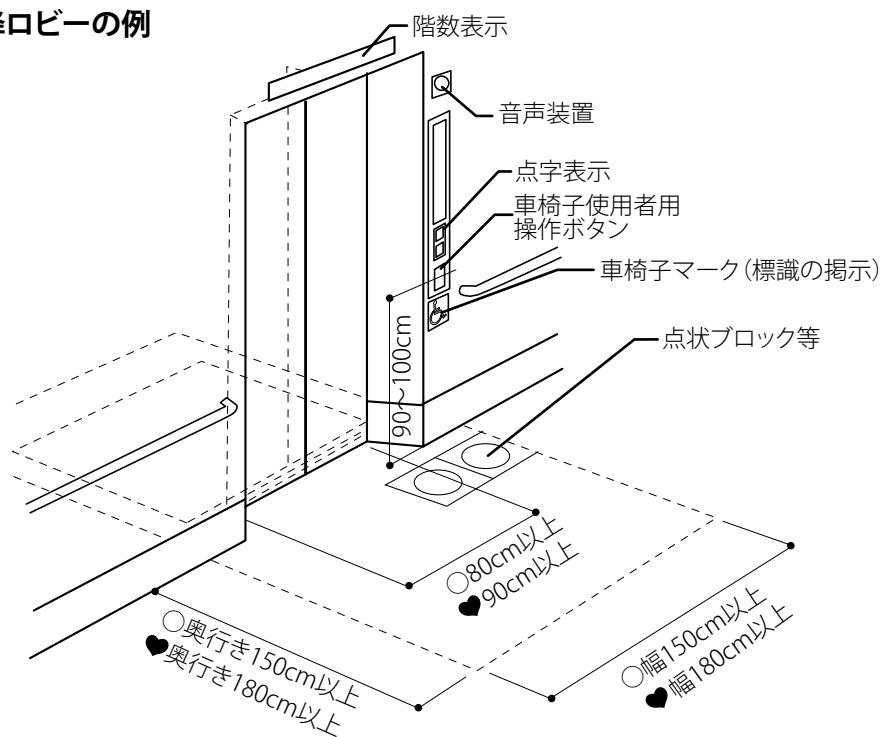
[誘/5(2)]

♥エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設けます。

◆点状ブロック等を乗り場ボタンの位置に敷設することが望されます。

*視覚障がい者に、エレベーターの呼出ボタンの位置を伝えることができます。

乗降口の例



○:整備基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

16. 小規模な建物で、エレベーターを設置する場合

[整/5(3)]

○高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。

[小規模1:5階以上で2,000m³未満の場合]

◇車椅子使用者が利用可能な奥行きを確保したエレベーターを設けます。

◇手すり、車椅子制御装置、鏡を設け、かごの形状、ロビー装置、戸の開放時間を車椅子使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。

◇必要に応じて、視覚障がい者に配慮した構造とします。

*車椅子使用者が利用できる奥行きを確保すれば、直進して入り、バックして出ることができます。

*車椅子使用者や視覚障がい者などに配慮した構造とするには、4~14(P96~98)の整備を行うことが必要です。用途によって整備を求めていない施設もあります。(P92参照)

[小規模2:4階以下で2,000m³未満の場合等]

◇手すりや、かご正面に鏡を設け、車椅子使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。

◇必要に応じて、車椅子使用者や視覚障がい者に配慮した構造とします。

小規模1に適したエレベーター機種表 (JIS規格による)

単位:mm

使 い 方			乗り込んだ状態でそのまま出る	
最小出入口幅			800	
適用機種 (JIS A4301)	かごの内法寸法			
	(間口)	(奥行)		
	P-6-CO	1,400	850	×
	P-9-CO	1,400	1,100	○
	P-11-CO	1,400	1,350	○
	P-13-CO	1,600	1,350	○
	P-15-CO	1,600	1,500	○
		1,800	1,300	○
	P-17-CO	1,800	1,500	○
		2,000	1,350	○
一般乗用	P-20-CO	1,800	1,700	○
		2,000	1,500	○
	P-24-CO	2,000	1,750	○
		2,150	1,600	○
	住宅用	R-6-2S	1,050	1,150
		R-9-2S	1,050	1,520
		RT-9-2S	1,050	1,520+480
寝台用	B-750-2S	1,300	2,300	○
	B-1000-2S	1,500	2,500	○
非常用	E-17-CO	1,800	1,500	○
JIS規格外	住宅用 (中低層 共同住宅用)	R-4-2S	900	1,400

○:車椅子使用者が利用可能 ×:車椅子使用者が利用困難

※JIS規格外の住宅用(中低層共同住宅用)エレベーターは、各メーカーの規格を参考にしています

表中の条件について

手動車椅子をかご内で転回しない仕様は、車椅子で前進(又は後進)で乗り込み、後進(又は前進)で出ることとし、添乗者又は利用者が少なくとも一人同乗できる条件とします。

[かご内の床と壁]

- ◆かご内の床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[かご内の手すり]

- ◆かご内に設ける手すりについては、視認性を高めるよう、手すりと壁との明度の差を確保することが望されます。

[視覚障がい者用の制御装置]

- ◆行き先ボタンは、点灯していない状態でも文字が読み取りやすい配色とし、設置面との明度の差を確保することが望されます。

[かご外側の扉]

- ◆エレベーターの扉であることがすぐにわかるよう、扉の外部面と周囲の壁・床との明度の差を確保することが望れます。

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

[標識の掲示]

[誘/5(4)]

♥高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識(位置サイン類)には文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m~1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

目の不自由な人について

●視覚障がいとは

視覚障がいとは、視力や視野、色覚などの視機能が十分でない状態をいいます。

視力障がいは、歩行時に手引きや白杖が必要で、文字の読み書きに点字を使うなど視覚による日常生活が難しい「盲」と、視覚による日常生活は可能ですが、文字の読み書きに不自由が生じる「弱視（低視力、ロービジョン）」があります。

視野障がいは目を動かさないで見たときに見える範囲が狭いことです。

●目の不自由な人への接し方



①あいさつをするときは、見える人の方から先に声をかけてください。正面から声をかけるとよいでしょう。



②目の不自由な人の中には、全く見えない人と、少し見える人がいて、お手伝いする内容もそれぞれ違います。何が必要か率直に聞きましょう。



③案内をするときは、白い杖の反対側に立って腕か肩をもってもらい、目の不自由な人の半歩前を周囲の様子を説明しながら歩きます。手をつかんだり、引っぱったり、押したりすることはやめましょう。



④階段やエレベーターでは、上がるか下がるかをはっきりと説明することが大切です。



⑤お茶や食事の時は、最初に並べた食器などの位置と内容を説明してください。物の位置は、時計の時間の方向で説明するとわかりやすいでしょう。



⑥トイレでの案内は、和式、洋式の違いを伝え、座る方向や水洗のレバー、トイレットペーパーの位置を手で触れて確認してもらうとわかりやすいでしょう。

耳の不自由な人について

●聴覚障がいとは

聴覚障がいは、外見上は障がいのあることがわかりません。コミュニケーションや情報のやりとりをする時に初めてわかるために「見えない障がい」ともいわれています。

聴覚障がいは人によって聞こえ方もコミュニケーション手段も様々です。

●耳の不自由な人への接し方



①耳の不自由な人には、必ず正面から話しかけるようにしましょう。



②聞こえない人の会話の方法の一つに唇の動きを読みとる口話法があります。口をやや大きく開いて、はっきり、ゆっくりと話すようにしましょう。



③筆記法は、手のひらや紙に文字を書いて読みあう筆談と、空中に文字を書く空書があります。この方法は多少時間がかかりますが、正確です。書く時は、短く簡潔に書きましょう。



④耳の不自由な人は、音声による案内を利用することができます。駅やデパートなどで、音が聞こえず立ち止まって困っている人がいたら、②や③の方法を使って放送内容を伝えてあげましょう。

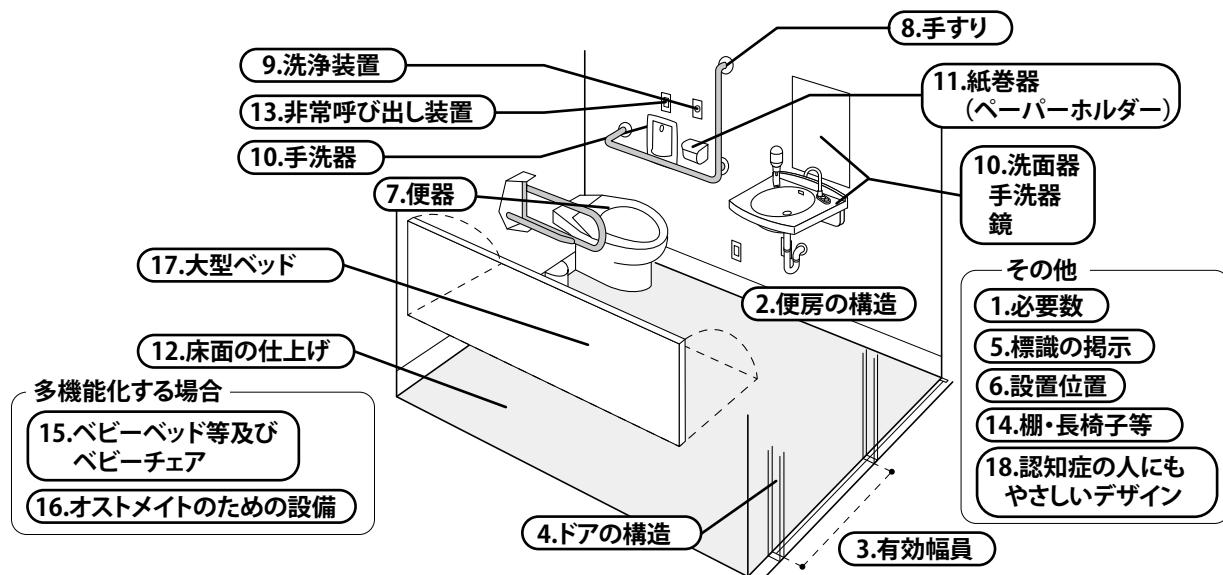
6.便所

a(福祉型便所)

設計のポイント

- 福祉型便所とは、車椅子使用者が利用可能な便所(個室)のことです。
- 便所は、車椅子使用者がなるべく容易に利用できるように、車椅子の転回スペースの確保、大型ベッド、手すり、手洗器等を適切な位置に設置します。
- 車椅子使用者が利用可能な便所の有無、位置について情報提供を行うことが必要です。また、玄関ホール等のわかりやすい位置に設け、介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上は、男女が共用できる位置に設ける必要があります。
- 一般便所内にベビーベッド等およびベビーチェアを設けることが困難な場合は、福祉型便所に設けるなど多機能化することが考えられますが、基本的には一般便所に設置することが望されます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する便所を設ける場合に整備の対象とします。

留意事項

- 整備基準では、建物の用途や規模等により、必要数や整備内容が異なっています。(P105参照)
誘導基準では、すべての用途や規模の建物で整備を求めています。
- 誘導基準では、「便所のある箇所」に福祉型便所を1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。
- 誘導基準では、便所を設ける「階ごと」にオストメイトのための設備が設けられた便所の整備を求めています。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。
- 従業員専用の場合は適用されません。ただし、物品販売施設等で客の利用が考えられる場合は対象とします。

基本的な考え方

車椅子使用者等が外出した際に困ることのひとつは、利用できるトイレが少ないとことです。したがって、利用可能な便所がわかりやすく利用しやすい位置に設置されていることが必要です。

ニーズを踏まえた便房の設置

近年では、視覚・知的・発達障がい者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用など男女共用の便房の設置に対するニーズが高まっています。そのため、福祉型便房（大型ベッド付き）や乳幼児設備を有する便房に加え、男女共用の広めの便房など、用途や利用者を踏まえ、必要な便房の設置を検討することが望まれます。

福祉型便房からの機能分散、設置位置の考え方

考え方①：一つの便所における機能分散

福祉型便房の利用集中を防ぐため、一つの便所（男女別、男女共用のまとまり）において、一つの便房に機能を集中することなく、「福祉型便房」、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して設けることを基本とします。

考え方②：施設全体における機能分散

「福祉型便房」は原則として便所を設置する各階に設置します。

「オストメイト用設備を有する便房」、「乳幼児設備を有する便房」及び「男女共用の広めの便房」の設置にあたっては、施設全体における各階の用途の特性を踏まえて配置します。その際、上下階の移動が小さくなるよう配慮します。

考え方③：便房の位置

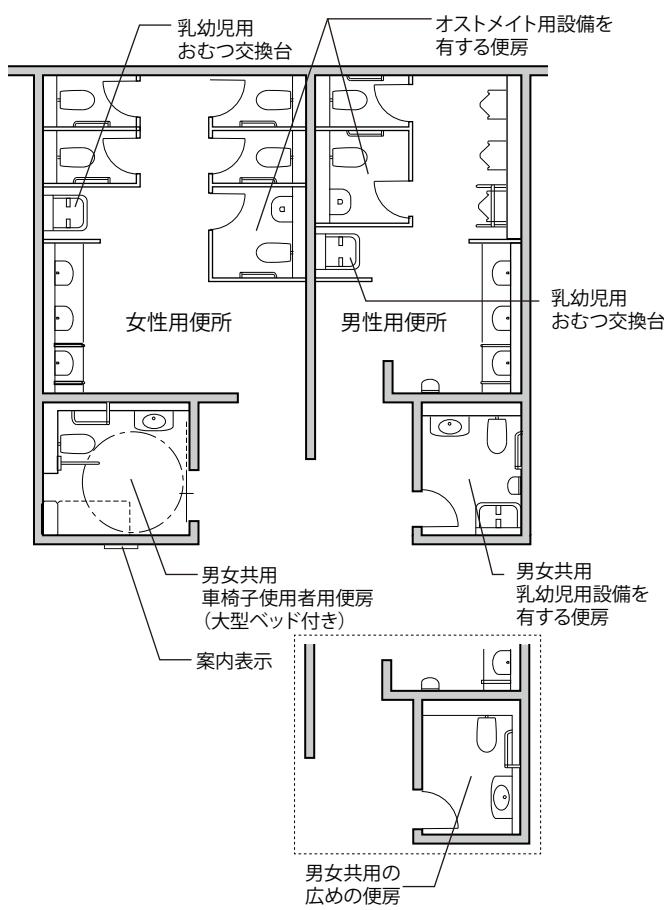
「福祉型便房」は男女が共用できる位置に設けます。

「オストメイト用設備を有する便房」はオストメイトの利用しやすさに配慮するため、男子用及び女子用の便所に設けます。

「乳幼児用設備を有する便房」は、男女が共用できる位置に設けます。

上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便所の位置の最適化を図ります。

福祉型便房と各機能の配置の例



○福祉型便房の整備基準適用施設

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」>

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条に規定する特別特定建築物かつ用途面積2,000m²以上を対象としています。（以下、「建築物移動等円滑化基準対象建築物」とします。）

*用途面積2,000m²以上とは、バリアフリー法施行令第9条に定められる規模以上のことです。

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の施設>

	すべての施設	用途面積が300m ² 以上	用途面積が500m ² 以上	用途面積が1,000m ² 以上	用途面積が2,000m ² 以上
福祉型便房の整備が必要な施設	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、交通機関の施設、公衆便所、官公庁舎、学校等施設、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、公益事業施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	自動車車庫	事務所、工場、複合施設

注) 公衆便所で安全管理上基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は整備は求めません。

共同住宅の集会場は、集会施設として適用します。

注) 工場では見学施設を設ける場合、見学施設の床面積の合計が300m²以上の施設では、福祉型便房の整備を適用します。

●福祉型便房の誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

1. 必要数

[整6(2)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合>

○不特定多数利用便所を設ける階において、当該便所の1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（以下「福祉型便房」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。）設けます。ただし、令和6年国土交通省告示第1074号第5号に規定する国土交通大臣が定める場合は、この限りではありません。

*「不特定多数利用便所」とは、「不特定多数の者等」が利用する便所のことです。詳しくは、「6.便所b（一般便所）」を参照してください。

*「不特定多数の者等」とは、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等のことです。なお、バリアフリー法施行令第5条第1号に規定する公立小学校等の場合は「不特定かつ多数の者」と読み替えます。

*「令和6年国土交通省告示第1074号第5号」には、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、福祉型便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合などが規定されています。

*福祉型便房の必要数については、当施設整備マニュアルの他、バリアフリー法逐条解説（建築物）追補版（国土交通省）を参考にしてください。

○当該階の床面積が10,000m²を超える階の福祉型便房の必要数は、10,000m²超の場合は2以上、40,000m²超の場合は当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とします。

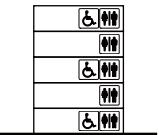
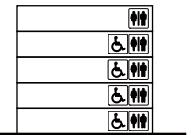
福祉型便房の必要数の例

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	不特定多数利用便所を設ける階ごとに1以上設ける	便所がない階がある場合	地上階で、福祉型便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合	福祉型便房を設けるべき階とは別の階に設ける場合
福祉型便房の設置イメージ				
不特定多数利用便所の設置階数	5	3	2	5
福祉型便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

小規模階がある場合の福祉型便房の必要数の例

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m²未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000m²に達する毎に福祉型便房を1箇所以上設けます。
- 小規模階における便所設置階の数が面積から算定した数より少ない場合、便所設置階の数とします。

	ケース1	ケース2	ケース3
	400～599.8m ² /階	600～799.8m ² /階	800～999.8m ² /階
福祉型便房の設置イメージ			
延べ床面積	2,000～2,999m ²	3,000～3,999m ²	4,000～4,999m ²
不特定多数利用便所の設置階数	5	5	5
福祉型便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

〔整/6(4)〕

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の場合>

- 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（福祉型便房）を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けます。ただし、公衆便所で安全管理上、「3. 有効幅員」、「4. ドアの構造」、「5. 標識の掲示」の基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合においては、この限りではありません。

〔誘/6(1)〕

<全ての対象施設>

- ♥「6.便所b（一般便所）」の「1.便所の配置等」の<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合>で定める必要数に相当する数の不特定かつ多数の者が利用する便所を設け、当該便所内に、福祉型便房を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けます。ただし、令和6年国土交通省告示第1294号に規定する国土交通大臣が定める場合においては、この限りではありません。

*「令和6年国土交通省告示第1294号」には、福祉型便房を1以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合などが規定されています。

2. 便房の構造

[整/6(2) 誘/6(1)]

○♥車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（福祉型便房）を設けます。

◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし、かつ、右又は左からの側面移乗のできるものとします。

◇その他必要な設備として、洗浄装置、洗面器、鏡、紙巻器、非常呼出し装置、棚及びフックなどの設備を適切に配置します。

◆階ごとに設置する場合は、階ごとに右、左の移乗方向を変えることが望されます。

◆電動車椅子・リクライニング式車椅子などの使用者や介護が必要な人のための利用を考慮して、より十分な空間を確保することが望されます。

*「十分な空間」とは、車椅子が転回、回転できるスペース（直径150～180cm）を設けることです。

*「右又は左からの側面移乗のできるもの」とは、片側マヒの人の利用等に配慮するためです。

3. 有効幅員

[整/6(2)ウ 誘/6(1)ア]

○♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

◆可能な場合は、90cm以上とすることが望されます。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

4. ドアの構造

[整/6(2)イ 誘/6(1)イ]

○♥福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

◆ドアは、内側から閉めると自動的に施錠され、外側に「使用中」の表示を行い、非常の場合を考慮して外部から解錠できるものが望されます。

◆手動式の場合は吊り戸式引き戸とし、取っ手はレバー式か棒状のものが望されます。

◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望されます。

◆自動引き戸の場合、非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合は、解錠時間を長めに設定することが望されます。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、引き戸が最適ですが、可能であれば自動引き戸とします。構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。また、段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

*車椅子が寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。

*トイレ内の照明と出入口外部の開閉ボタンが連動式の場合、介助者が外部で閉ボタンを押すとトイレ使用時に照明が消灯することがあります。連動式を用いる場合は、トイレ内に人感センサー等を設けるなど消灯しないようにしましょう。

*重度障がい者等は、トイレの利用時間が通常よりも長くなるという実態があることから、利用中に自動で解錠され、扉が開いてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

*自動引き戸の場合、利用時間が長い利用者がいることを想定し、自動で解錠されてしまうことなどについて利用者に声掛けを行うとともに、場合によっては、安全確認等のために扉を開ける可能性があることなどについて注意喚起の文書を掲示するなどの配慮が必要です。

5. 標識の掲示

[整/6(2)ウ 誘/6(1)ウ]

○♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識(位置サイン類)を掲示します。

◇福祉型便房の表示は、「多機能」や「多目的」等、優先利用の対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称では使用せず、利用対象がわかるようピクトグラム等により表示します。

◆建物内に福祉型便房の位置をわかりやすく表示し、誘導することが望れます。

◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望れます。

◇標識(位置サイン類)は、JIS Z8210に合わせたものとします。

福祉型便房の表示例



6. 設置位置

[誘/6(1)ケ]

♥福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

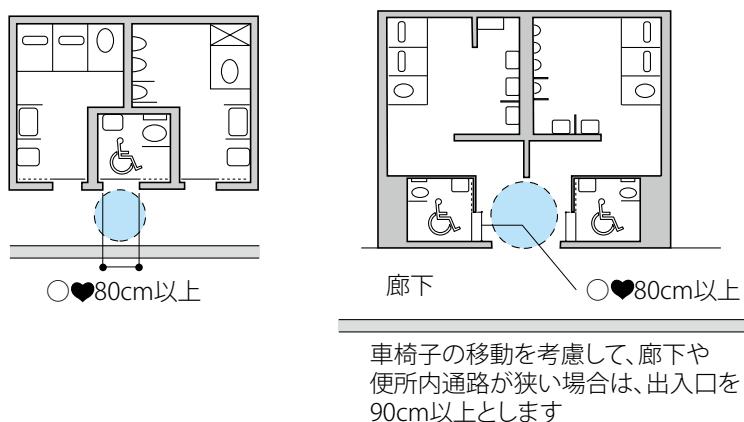
①福祉型便房のない便所に、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合

◇車椅子使用者が円滑に利用できるように、便所の位置や廊下の幅員等に配慮します。

◆福祉型便房を備えた便所は、建物出入口の近くで、わかりやすく利用しやすい場所に設置することが望れます。

◆福祉型便房は便所内の出入口付近に設置し、便所の出入口からのアプローチを確保することが望れます。

男女兼用の福祉型便房を設けた例



○:車椅子使用者が回転できるスペース
○:福祉型便房

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

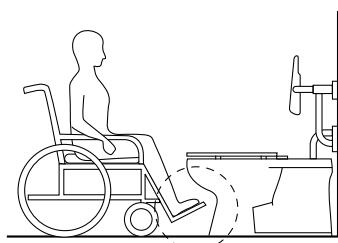
7. 便器

[整/6(2)]

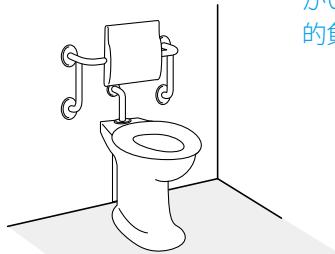
○腰掛便座を設けます。

- ◆便器の高さは、車椅子と便器間の移乗のしやすさや座った時の姿勢の安定など、多岐にわたる利用者の行為を考慮して、便座面の高さで40cm程度になるものとします。
- ◆車椅子の接近しやすい脇部分の突き出しが少ないものが望まれます。
- ◆背もたれがあると座位バランスが安定する上に、後ろから支える介助者の負担が軽減され、排泄介助が楽に行えます。
- ◆便座は、後始末のしやすさや便ふたを開ける手間を軽減できるよう、温水洗浄便座の便ふたなしが望れます。
- ◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望れます。

車椅子で接近しやすい便器の例



背もたれの例



*体の不自由な方や身体機能の低下が見られる高齢者など、お尻を拭く動作ができない人に配慮して温水洗浄便座の設置が望れます。介助を要する重度の障がい者など、温水洗浄便座があることで、障がい者・介助者双方の心理的・物理的負担が軽減されます。

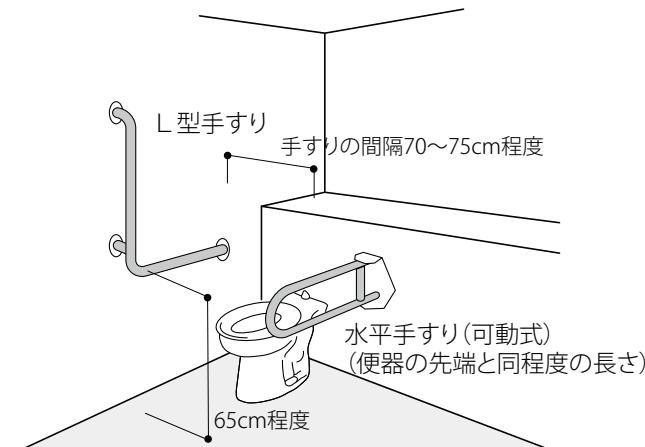
8. 手すり

[整/6(2)]

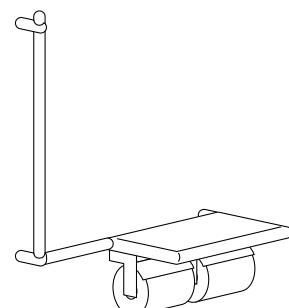
○手すりを設けます。

- ◆便器側方の壁側の手すりは、車椅子使用者の便器への移乗や便器上での座位の安定のための水平手すりと、立ち座りや立位バランスをとるためのタテ手すりが一体になっているL型手すりを65cm程度の高さに設置します。
- ◆便器側方の壁と反対側の手すりは、障がい者の多様な行為や介助のしやすさを考慮し、可動式の水平手すりを設置します。
- ◆L型手すりは壁から20cm程度離れたものを設置すると、下肢の不自由な方などが便器に座った状態で上体を左右に傾けながら衣服の着脱を行う際、肩が入るスペースが十分に確保できます。
- ◆可動式の水平手すりは、L型手すりと左右対称の位置で手すり間隔が70~75cm程度になるようにします。

手すりの設置例



棚付きの手すりの例



手のひらやひじで身体のバランスをとることができます

9. 洗浄装置

- ◇便座に腰掛けたまま無理なく利用できる位置及び車椅子に乗ったまま利用できる位置に設置します。
- ◇タッチ式、光感知式のものなど、操作しやすく、誤動作しにくいものとします。なお、光感知式を設置する場合は、JIS規格に合わせた上で設置します。
- ◇腰掛け便器まわりの操作系設備の配置は、操作するのに困ることがないよう、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◇同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一することが望されます。
- ◆便座に腰掛けたまま利用できる場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して設置します。
- ◆便器洗浄ボタンは、他のボタンなどと色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し明確に区別し、点字などの触覚記号等による表示を行なうことが望されます。
- ◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛け便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望されます。

*洗浄装置は視覚障がい者が探しやすい位置に設置するとともに、操作方法が分かりやすいものとします。
*福祉型便房のドア開閉ボタンや便器洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

10.洗面器・手洗器・鏡

- ◇洗面器は車椅子使用者の利用に配慮し、洗面下部に車椅子で膝が入るスペース(洗面器の下に床上65cm程度の高さ)を確保し、洗面器上面の標準的高さを75~80cm程度とします。
- ◇平面鏡は、車椅子使用者等でも上半身が十分に映るように、鏡の下端の高さを90cm程度以下とし洗面器に接するくらい低くつけます。また、立位でも映るように長尺鏡とします。
- ◇水栓器具はレバー式、自動水栓など簡単に操作できるものとします。
- ◇腰掛け便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◆手洗器と洗面器は併設することが望されます。
- ◆手洗器は便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置します。

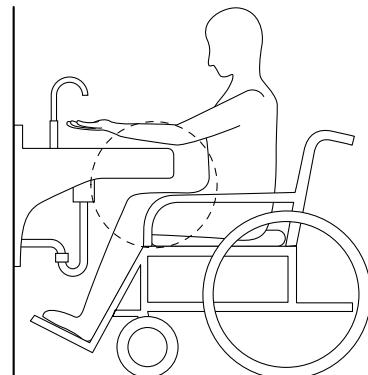
*「鏡」は、車椅子が回転できない場合に後方を確認するために設けます。平面長尺鏡を付けるのは車椅子使用者だけでなく、すべての人に使いやすくするためです。そのため、傾斜鏡は不可としています。

*便器に座ったまま使える「手洗器」は、排泄障害を伴う障がい者が、摘便(指で便をかき出す行為)の後に、汚れた手を洗うために特に必要です。

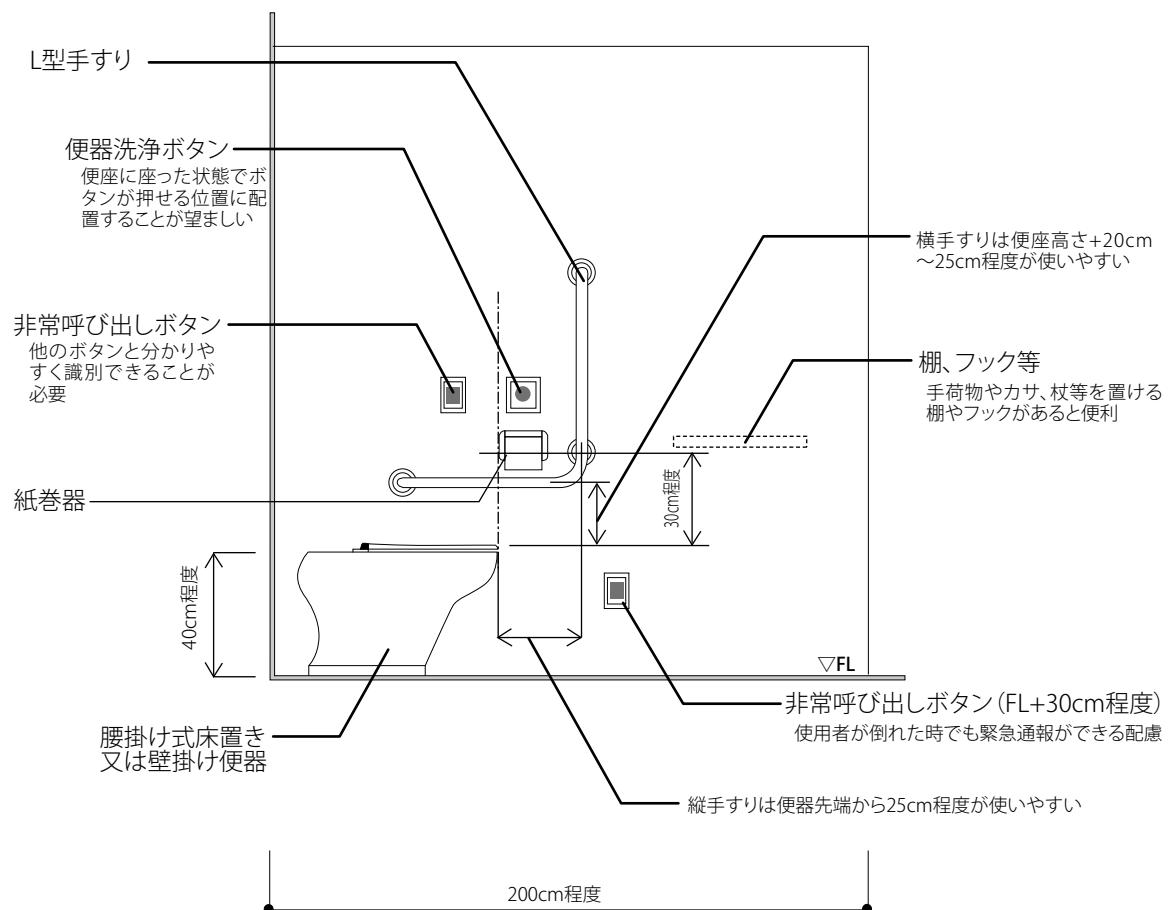
手洗器の例



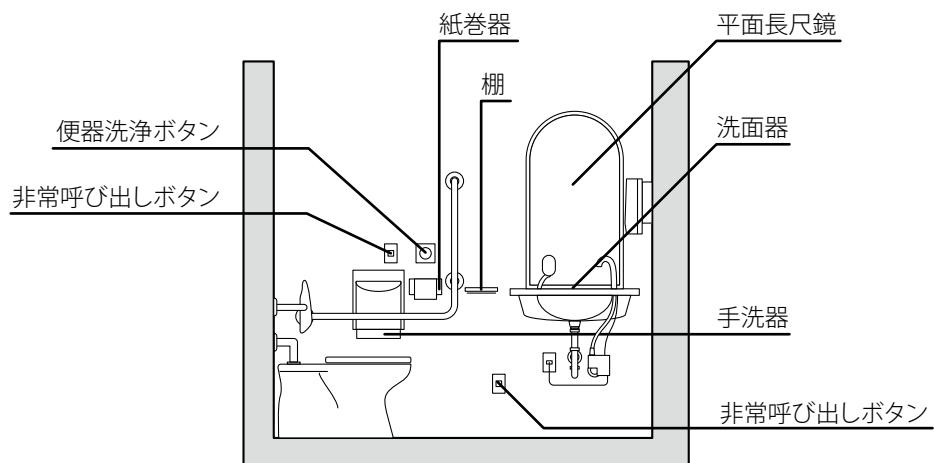
洗面器の例



側面壁の操作系設備の配置例 (JIS S0026に基づく配置の例)



洗面器・手洗器、鏡の設置例



11. 紙巻器(ペーパーホルダー)

- ◆便座に腰掛けで使用する場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して、いずれの場合でも使いやすい位置に設置します。

*「便座に移乗せず使用する場合」とは、装着尿器の使用者など車椅子に座ったままで排泄物を処理する場合です。

12. 床面の仕上げ

- ◇表面は、濡れても滑りにくい仕上げとします。

*便房内でズボンを下げたり、脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望されます。

13. 非常呼び出し装置

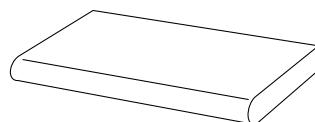
- ◇便座に腰掛けた状態で無理なく手の届く位置に設けます。
- ◆非常呼び出しボタンは、他のボタンなどと色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し明確に区別し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望されます。
- ◆転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望されます。
- ◆非常呼び出しを確認した場合の確認ランプを便房内に、また便所の出入口には、非常呼び出し装置作動ランプを設置することや、事務所、受付け等、常時人がいる所に通報できることが望されます。

14. 棚・長椅子等

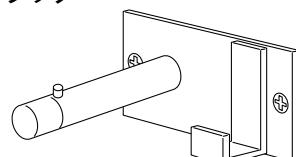
- ◇壁には車椅子使用者の利用の妨げにならない位置に、手荷物を置く棚及びフックを設置します。
- ◆広いスペースの便房内には、荷物置きや更衣等のための長椅子を設置することが望されます。

棚及びフックの例

棚



フック

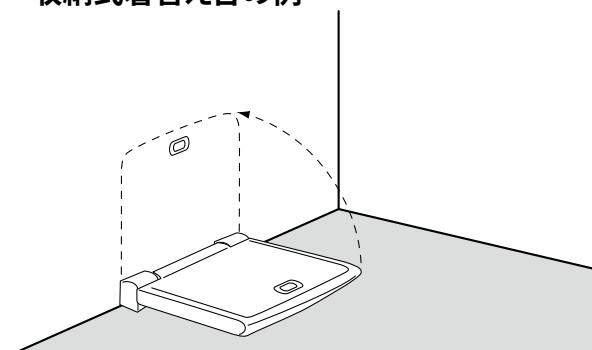


*便房内の棚は、身に付いているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多い人のために、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。

*便房内のフックは、複数設置(高め・低め)するとより利便性が高まります。

- ◆収納式着替え台を設けると、幼児を立たせてのおむつ替え、着替え、荷物置きに利用できます。

収納式着替え台の例



15.ベビーベッド等 及びベビーチ ェア

[整/6(6) 誘/6(3)]

○♥必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りではありません。

注) 整備基準は下表に定める施設、誘導基準はすべての施設

○ベビーベッド等及びベビーチェアの整備基準適用施設

壁面収納型ベビーベッド等、ベビーチェアの整備が必要な施設	用途面積が2,000m ² 以上 医療施設、物品販売施設、教育文化施設、金融機関等の施設、官公庁舎、地下街等	用途面積が5,000m ² 以上 興行施設、集会施設、展示場、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場、飲食施設、サービス施設、公益事業施設、複合施設
------------------------------	--	--

注) 交通機関の施設についてはすべての施設にベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用します。

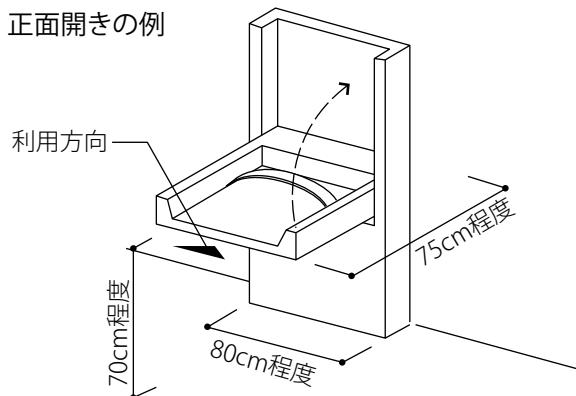
注) スポーツ遊戯施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)(通称:風営法)第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用しません。

♥ベビーベッド等及びベビーチェアの誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

ベビーベッドの例

正面開きの例



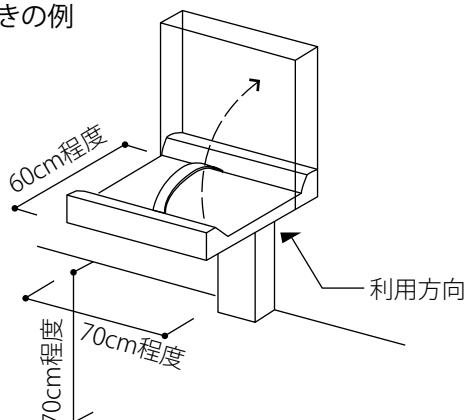
*ベビーベッドは、ベルト付きのタイプのものを採用するなど、乳幼児が落下しないよう配慮が必要です。

*おむつ交換作業ができるよう、ベビーベッドを展開してもゆとりあるスペースを確保するよう配慮が必要です。

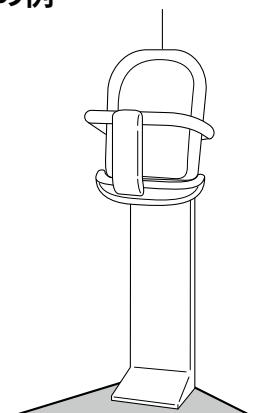
入口の表示例



側面開きの例



ベビーチェアの例



16. オストメイトのための設備

[整/6(7) 誘/6(4)]

○オストメイトのための設備の整備基準適用施設

オストメイトのための設備の整備が必要な施設	用途面積が50m ² 以上
	用途面積が2,000m ² 以上
	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公用歩廊

注) 公益事業施設及び地下街等は、10,000m²以上の施設にオストメイトのための設備の整備を適用します。

●オストメイトのための設備の誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

○必要に応じて、次に掲げるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

- 洗浄機能付き汚物流し
- 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
- 荷物を置くための棚その他の設備
- 水石けん入れ
- 紙巻器
- 汚物入れ
- 2以上の衣服をかけるための金具等

*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めていますが、福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

●便所が設けられている階ごとに、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の便所には、オストメイトのための設備が備えられた便房を設けるとともに、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

汚物流しの例



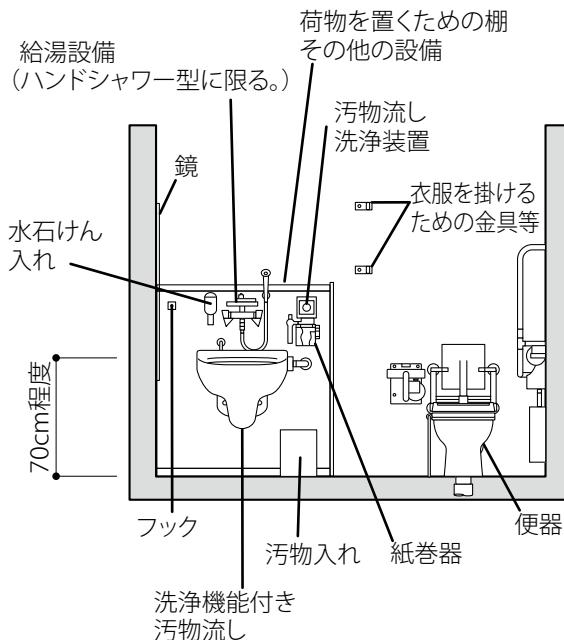
○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

オストメイト対応の例

- ・オストメイトの方がストーマ装具(便や尿をためておくために腹部のストーマ部分に装着する袋)や汚れ物を洗浄するための汚物流しや汚物入れを設け、汚れた腹部を洗浄する設備として、ハンドシャワーの付いた金具及び「水石けん入れ」を設け、お湯が使えるように「給湯設備」を設けます。
- ・汚れや水分を拭き取るための「トイレットペーパー(紙巻器)」や、ストーマ装具の付け替えの際に使う様々な器具など「荷物を置くための棚」、「衣服を掛けるための金具等」を設けます。
- ・トイレ入口には、オストメイトも使用できることを明示する案内板を掲示します。

*「オストメイト」とは人工肛門・人工膀胱造設者のことです。
*「ストーマ」とは人工肛門・人工膀胱のことです。

*オストメイトマークを大きく表示することで、内部障がい者が安心して円滑に利用できます。



排泄物の処理方法の例



入口の表示例



利用者の身長に合わせて汚物流しの高さが
変えられると使いやすい

- ◆汚物流しのそばには、ストーマ装具の装着状態を確かめることができる位置に鏡(低い位置に設置した鏡)を設置することが望まれます。

*鏡は、オストメイトが自分の目線でストーマーの装着状態が確認できるよう、反射角を考慮に入れた位置や大きさ又は角度可変タイプなどとします。

17. 大型ベッド

[整/6(8) 誘/6(5)]

○大型ベッドの整備基準適用施設

大型ベッドの整備が必要な施設	用途面積が10,000m ² 以上 医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設
----------------	---

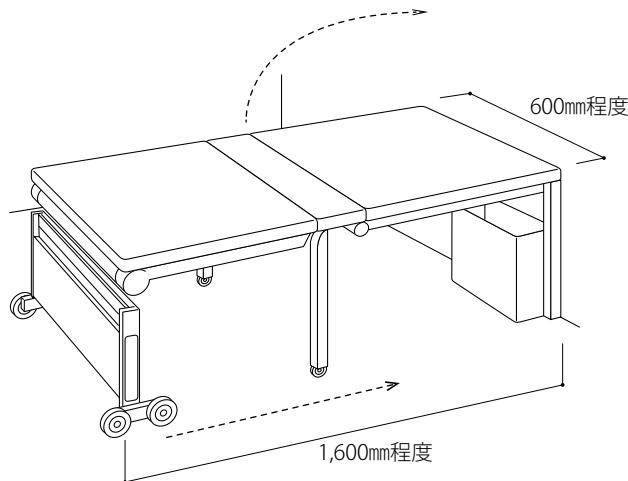
♥大型ベッドの誘導基準適用施設

大型ベッドの整備が必要な施設	用途面積が2,000m ² 以上 医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設
----------------	--

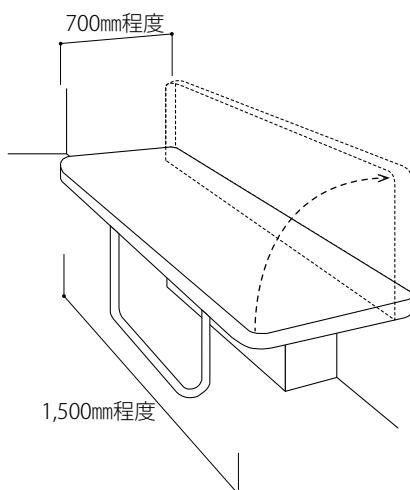
○必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッド(長さ120cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう)を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

♥福祉型便房を設ける階においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

短辺方向収納タイプの例



長辺方向収納タイプの例



*大型ベッドは、肢体不自由者などがズボンやパンツを着脱したり、介護が必要な人のオムツ替えなどを行う時などに利用します。

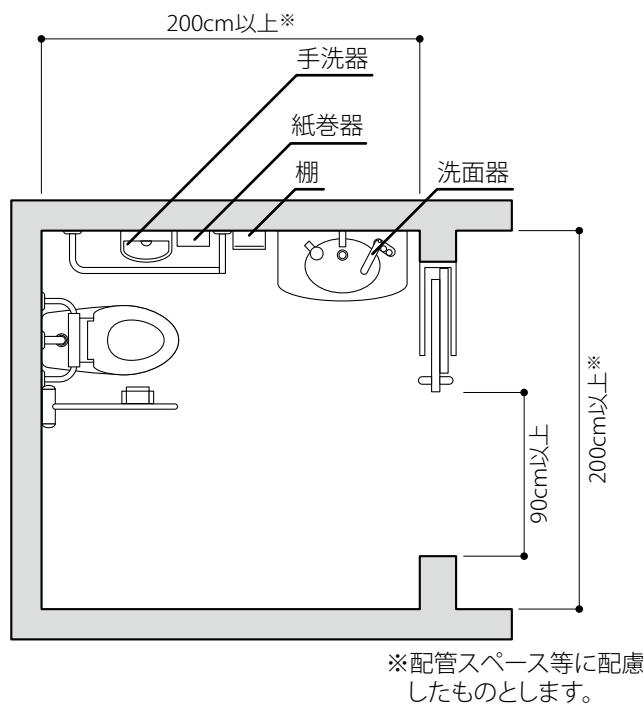
*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

*大型ベッドを必要としている人にとって、大型ベッドがあることを表示した案内標識があると安心して便房に入ることができます。

*大型ベッドを設ける場合は、大型ベッドを広げた状態で、車椅子からベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るよう注意が必要です。

[福祉型便房の参考プラン]

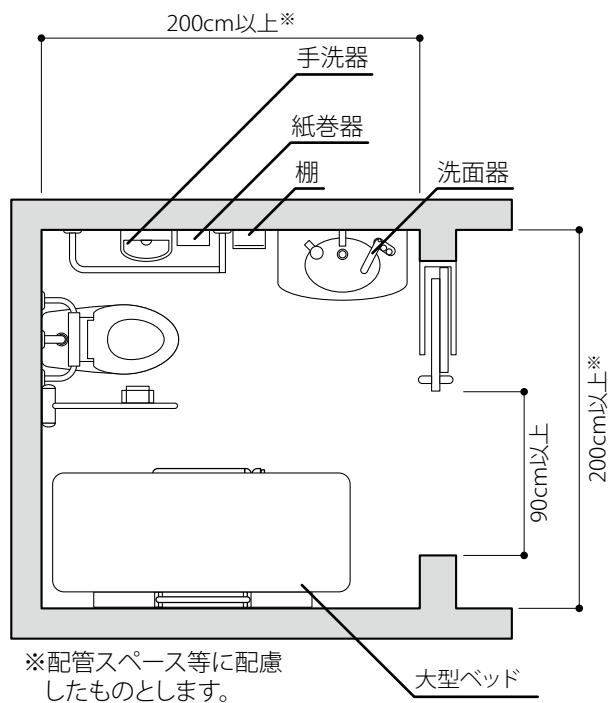
基本的な福祉型便房の例



入口の表示例



福祉型便房(大型ベッドを設けた場合)の例



入口の表示例

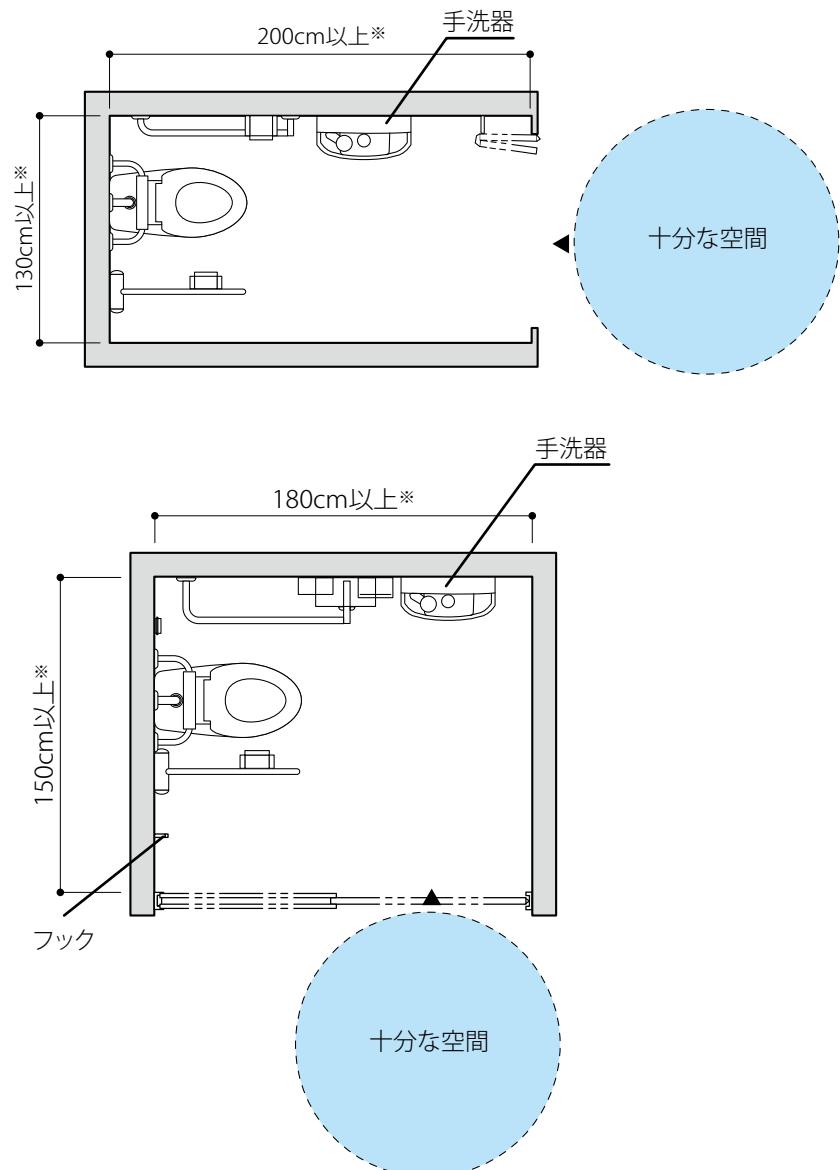


*10,000m²以上の場合(P116の適用施設参照)に1以上の大型ベッドの整備を求めていますが、車椅子使用者が衣服の着脱や介助の際に大型ベッドがあると便利です。

*大型ベッドを設ける場合は、大型ベッドを広げた状態で、車椅子からベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るよう注意が必要です。

*図示している便房の大きさはあくまで例示であり、設備の形状や配置によって必要となる便房の広さは変わることに留意が必要です。

小規模な施設などで便房内に十分な空間が確保できないなど
やむを得ない場合の対応例



※配管スペース等に配慮したものとします。

※便房内で車椅子が転回、回転できない場合は、当該便房の外部付近で転回、回転できる十分な空間を確保します。

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望まれます。

〔便房の構造〕

♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保します。

- ◆ グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材とすることが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

〔ドアの構造〕

♥扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保します。

- ◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望されます。
 - ◆便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望されます。

〔標識の掲示〕

◆福祉型便房が設けられた旨を表示した標識（位置サンイン類）には文字とピクトグラムを併記します。

* 標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆ 標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。
 - ◆ 接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望されます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

〔便器等〕

♥便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）との色の明度の差を確保します。

※詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

♥手すりの視認性を高めるよう、手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保します。

※認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。

[その他設備等]

- ◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備、大型ベッドについては、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。



バリアフリートイレ

オストメイトについて

●オストメイトとは

大腸がん、ぼうこうがんなどの治療のため人工肛門、人工ぼうこうなどのように、手術で人工的に腹部に「排泄口」(ギリシャ語でストーマ)をつくった人のことです。日本には約23万人(令和5年度福祉行政報告例:厚生労働省)のオストメイトがいるといわれています。

手術前とほとんど変わらない生活ができますが、多くの人が外出先での排泄に悩んでいます。

●ストーマの種類について

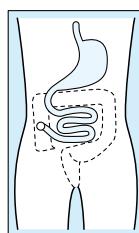
ストーマを持つと肛門のように便意や尿意を感じたり我慢したりすることが難しくなります。

自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために、排泄物を受けとめるための袋「ストーマ装具」をストーマの上に貼り排泄物を処理しています。

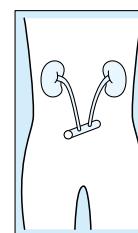
■ストーマの種類



コロストミー
(結腸ストーマ)
便は軟便～固形



イレオストミー
(回腸ストーマ)
便はたいてい
水様



ウロストミー
(人工膀胱)
腎臓から回腸の
一部などを経て
尿を排泄する

●排泄処理方法について

ストーマ装具に溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この際、ストーマ装具や腹部を洗浄する必要があります。

従って、オストメイトの方が外出の際に困ることとして次のことが挙げられています。

[オストメイトの方の声]

- 汚れた補装具(ストーマ装具)や衣服、身体を洗う設備が必要
- 冬場でも腹部を洗いたいので、お湯が出る設備を備えて欲しい
- 着替えや補装具(ストーマ装具)などを一時置きする場所が欲しい
- ストーマ装具が正しく装着できているかを確かめるので、下腹部が映る鏡が欲しい
- 外見上は健常者と変わらないので、トイレ入口の表示はオストメイト用の表示(文字、ピクトグラム)を設置して欲しい

※オストメイト対応設備の
模擬動作は下記のリンク
で確認できます。



ストーマ装具
交換なし



ストーマ装具
交換あり

(TOTO株式会社)

オストメイトに関する詳しい情報は下記で知ることができます。

公益社団法人日本オストミー協会 <http://www.joa-net.org/>

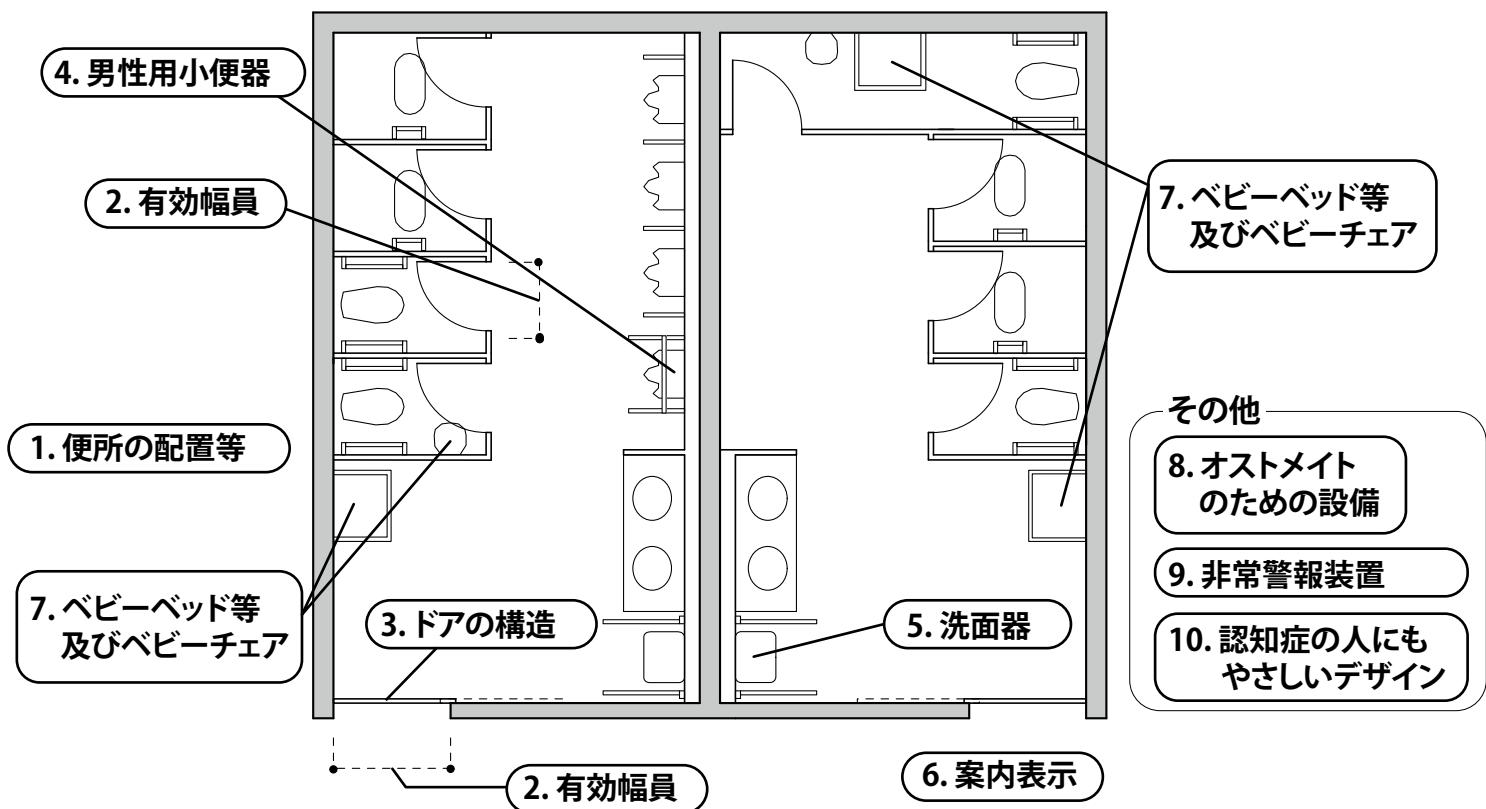
6. 便所

b (一般便所)

設計のポイント

- 便所は、高齢者、杖使用者等も利用するので、各便所には腰掛便座のある便房を設けることが重要です。また、着座や立ち上がり等のため、手すりを設置することが必要です。
- 便房に至る経路は、高齢者等の利用を考慮し、有効な幅員を確保するとともに、段を設けないようにすることが必要です。
- 視覚障がい者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望されます。
- 福祉型便房の利用の集中を避けるため、一般便所にオストメイト用の設備やベビーチェア等を配置することが望されます。
- 福祉型便房の設置義務のない施設においては、車椅子使用者等も利用可能な簡易型便房を設置することが望されます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。

留意事項

- 福祉型便房の設置対象外の建物についても、腰掛便座や手すり等が設置された便所を整備する必要があります。
- 整備基準では、設置する「階ごと(福祉型便房が設けられている階は除く)」に高齢者等に配慮した腰掛便座、手すり等が設置された便所の1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。
- 事務所や工場、共同住宅等は来客等を想定して共用部分において整備を求めています。

基本的な考え方

高齢社会の進行に対応するため、高齢者等に配慮した便所が設置されていることが必要です。

1. 便所の配置等

[整/6(1)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合>

- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある不特定多数利用便所は、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設けます。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階については、この限りではありません。

[整/6(1)ア]

- 不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数者等が不特定利用便所を利用する上で支障がない位置に設けます。

[整/6(3)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の場合>

- 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階では、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上設けます。

- ◇1以上の便房には、腰掛便座、手すり等を設けます。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備の配置は、操作するのに困ることがないよう、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◇同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一することが望されます。
- ◆便房は便所の出入口に最も近い位置に設けることが望まれます。
- ◆手荷物や排泄器具等を置くことができる棚や服等を掛けるフックを設けることが望されます。
- ◆両側に手すりを付けることが望されます。
- ◆和式便房に手すりを付けることが望されます。

*「建築物移動等円滑化基準対象建築物」は、「6.便所a(福祉型便房)」の「1.必要数」の解説を参照してください。

*「不特定多数利用便所」とは、「不特定多数の者等」が利用する便所のことです。

*「不特定多数の者等」とは、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等のことです。なお、バリアフリー法施行令第5条第1号に規定する公立小学校等の場合は「不特定かつ多数の者」と読み替えます。

*腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座できます。

*手すりは、立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。

*JIS S0026に合わせた配置は、「6.便所a(福祉型便房)」の「側面壁の操作系設備の配置例」(P111)を参照。

*棚やフックは、「6.福祉型便房」の14の項(P112)を参照。

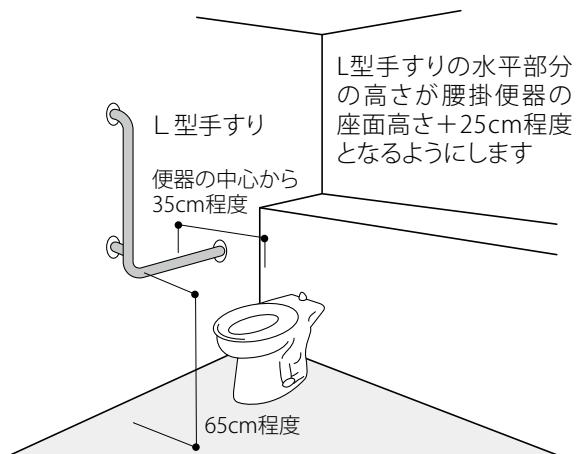
*「両側に手すりを付ける」とは、例えば片側マヒの人の利用を考慮するためです。

*和式便器を設置する場合は、手すりの設置などの配慮が必要です。

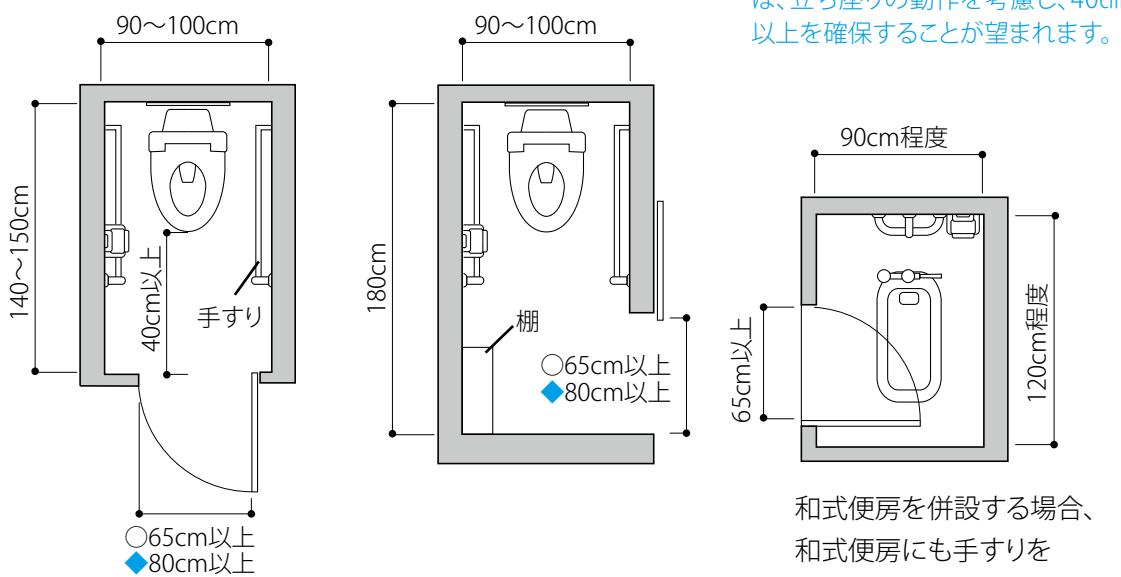
*病気治療の影響でパッドを使用する方等への配慮として、各便房には「汚物入れ」を設置することが望まれます。

*用途によっては、イベント時に女性用便所に利用が集中し混雑することがあります。女性用便所の便房の適正な数を検討するだけではなく、便房が使用中か空いているかをわかりやすくする(空室時はドアが開放されている、入口モニタに利用状況を表示するなど)、近くのトイレ情報を表示するなどの配慮も重要です。

L型手すりの例



一般便房の設置例



杖使用者の利用に配慮したもので、通常よりも広めにとり、
腰掛便座に手すりを設けています

2. 有効幅員

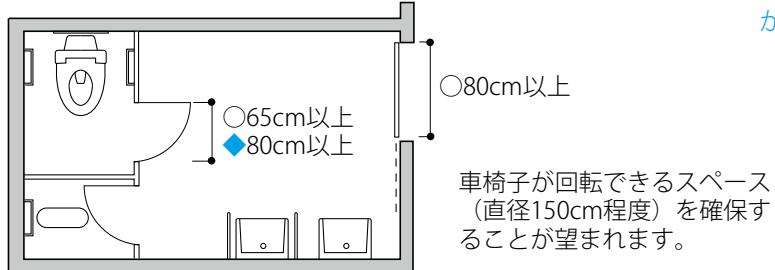
[整/6(1)カ、6(3)]

○便所の出入口は有効幅員80cm以上、便房の出入口は有効幅員65cm以上とします。

◇1以上の便房の出入口は、有効幅員65cm以上とします。

◆便房の出入口の有効幅員も、80cm以上とすることが望まれます。

出入口の有効幅員の例



3. ドアの構造

[整/6(1)エ、6(3)]

○便所の出入口にドアを設ける場合には、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

◆便房の出入口の錠や開閉ボタンは、操作しやすくわかりやすいつくりのものとし、状況に応じて扉の色との対比や操作方向を表示することが望されます。

◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望されます。

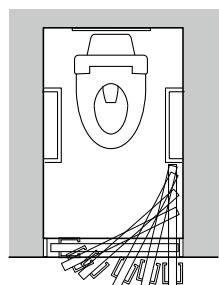
*「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合は、全ての不特定多数利用便所が対象で、「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の場合は便所を設ける階の1以上の便所が対象です。

*「80cm以上」とするのは、高齢者、障がいのある方がスムーズに通れるようになります。

*「65cm」とは、杖使用者や高齢者等が入るために必要な最低幅です。

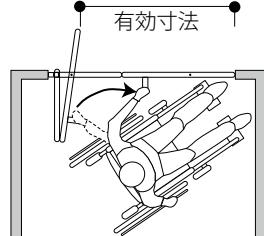
ドア構造の例

引き込み式



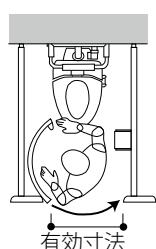
便所の周囲の状況から戸幅がとりづらい場合は効果的です。

折り戸 (バリアフリータイプ)



取っ手の位置をドア中央付近に配置した折り戸は、一般的な折り戸に比べ、ドアの開閉に必要な動作が小さくなります。

アーチスライド方式 (回転式引戸方式)



扉開閉時に身体をよける姿勢や動作をする必要がなく、杖や荷物を持った人でも簡単に操作を行うことができます。

4. 男性用小便器

〔整/6(5) 誘/6(2)〕

○小便器のある便所を設ける階では、床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けます。

♥小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けます。

◆女性用便所の中にも床置式の小便器又はこれに類する小便器を設けることが望されます。

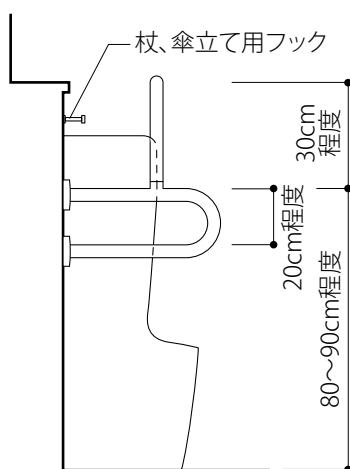
*「これに類する小便器」とは、低受け口タイプの小便器のことです。

*「手すり」は、杖使用者等が前や横に体を預けるために利用されます。手すりはストールに近づけて設置し、また、小便器のうち出入口に一番近いものに設置します。

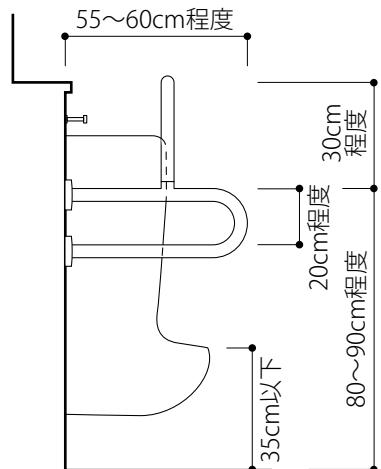
*女性用便所の中にも「小便器を設ける」とは、子ども連れに配慮するためです。

*床置式小便器や壁掛式低受け口(受け口の高さが35cm以下)は、身長の高い人から低い人まで使いやすい構造です。

床置式ストールの例



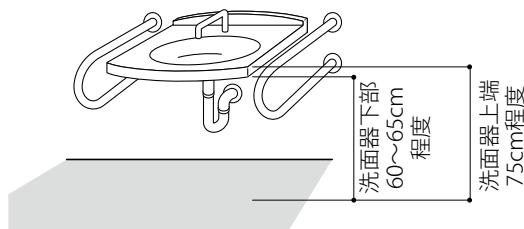
壁掛式低受け口の例



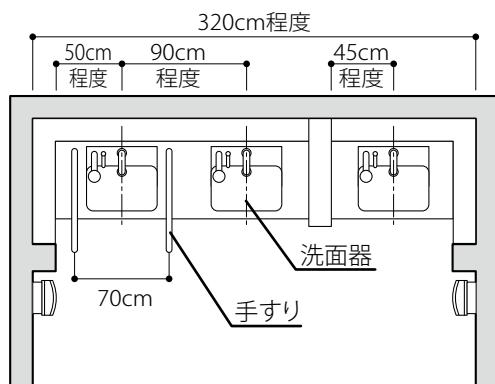
5. 洗面器

◆杖使用者、歩行困難者、その他障がいのある方が使用する洗面器は、左右に寄りかかることができる手すりを設置することが望されます。

杖使用者等の歩行困難者用洗面器の例



洗面所での設置レイアウト例



○:整備基準　♥:誘導基準　◇:標準的な整備内容　◆:望ましい整備内容　*:語句の解説等

6. 案内表示

◆便所の出入り口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望まれます。

*目の不自由な人は表示だけでは男女の区別は分かりません。

*機能分散により一般便所に個別機能を設ける場合、便房の表示は、「多機能」、「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示するなど工夫が必要です。

*図記号には文字を併記することが望されます。

*案内表示は触知図を兼ねることで、視覚障がい者が便所内部の構造を理解しやすくなります。

7. ベビーベッド等及びベビーチェア

[整/6(6) 誘/6(3)]
※適用する用途・規模は「6.便所 a (福祉型便所)」の項を参照(P113)

○●必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

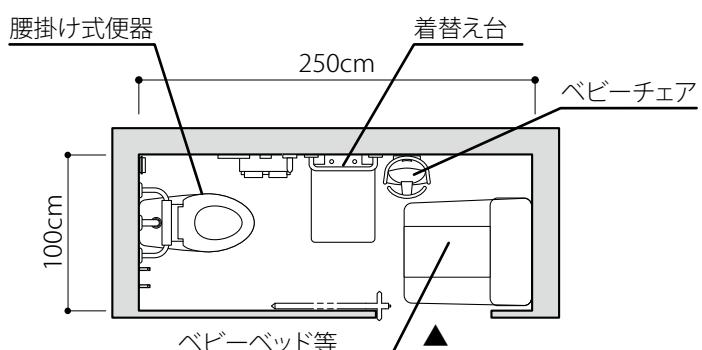
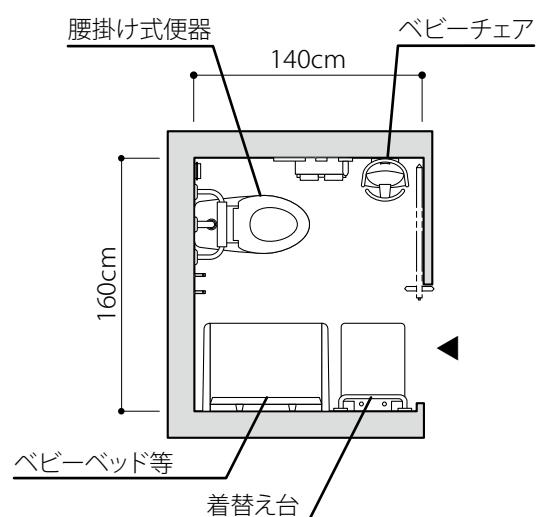
ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りではありません。

*一般便所において、乳幼児設備などの個別機能を分散配置する場合においては、利用対象者や配置されている機能を示すピクトグラム等を便房の入り口等に表示します。

入口の表示例



ベビーベッド等及びベビーチェアを設けた便房の例



○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

8. オストメイトのための設備

[整/6(7) 誘/6(4)]
※適用する用途・規模は
「6.便所 a (福祉型便所)
の項を参照(P114)

○必要に応じて、次に掲げるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

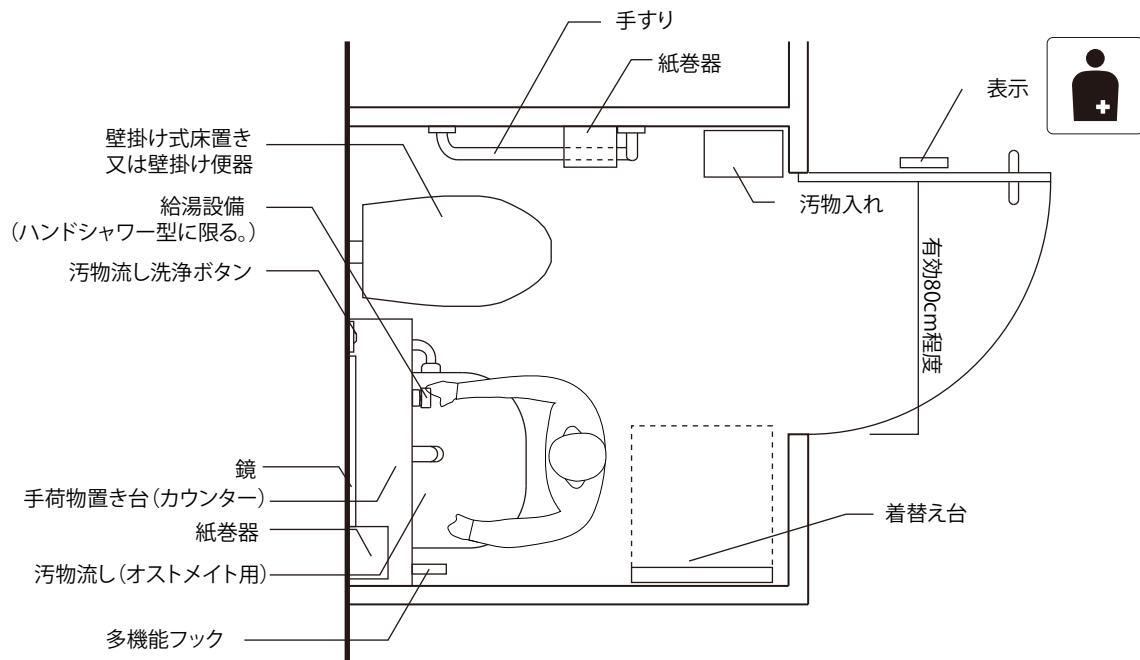
洗浄機能付き汚物流し
給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
荷物を置くための棚その他の設備
水石けん入れ
紙巻器
汚物入れ
2以上の衣服を掛けるための金具等

*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めていますが、福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

♥便所が設けられている階ごとに、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の便所には、オストメイトのための設備が備えられた便房を設けるとともに、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備を設けた便房の例

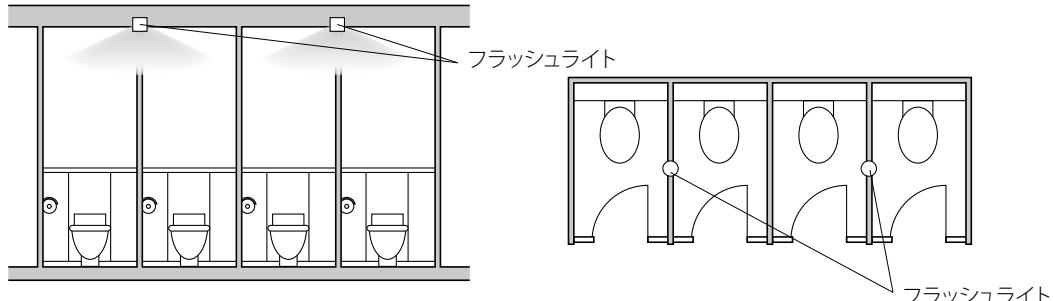


9. 非常警報装置

- ◆便所及び便房内では、聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望まれます。
- ◆フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望まれます。

フラッシュライトの設置の例

トイレブース上部などに設置



10. 認知症の人にもやさしいデザイン

[説/6(6)]

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人にもやさしい整備が必要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

[便房の構造]

- ♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保します。
- ♥便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。
- ♥手すりの視認性を高めるよう、手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保します。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。
*清掃用シンク等利用者が使用しない場所やその扉面については、視認性を低くするため、周囲の壁面と同程度の明度とし、また掲示する標識は最小限とすることが望れます。

[ドアの構造]

- ♥扉の視認性を高めるため、扉と壁及び床との色の明度の差を確保します。

- ◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望されます。
- ◆便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望されます。

[男性用小便器]

- ♥男性用小便器の視認性を高めるため、小便器と壁等(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)及び床との色の明度の差を確保します。

- ♥手すりの視認性を高めるよう、壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。

[床面の仕上げ]

- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

[案内表示]

♥男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を示すための標識(位置サイン類)を表示する場合には文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

[その他設備等]

◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備については、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

*詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

*認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。



男性用トイレ



女性用トイレ

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

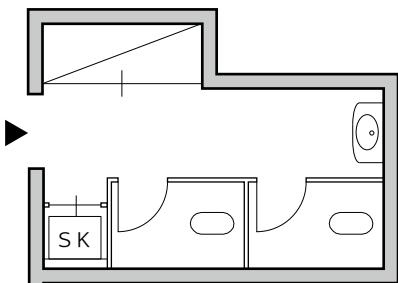
小規模な建物等でのトイレの改善例

既存の小規模な建物等においてトイレのバリアフリー化を行う場合の改善例を紹介します。

●小規模施設での改善例

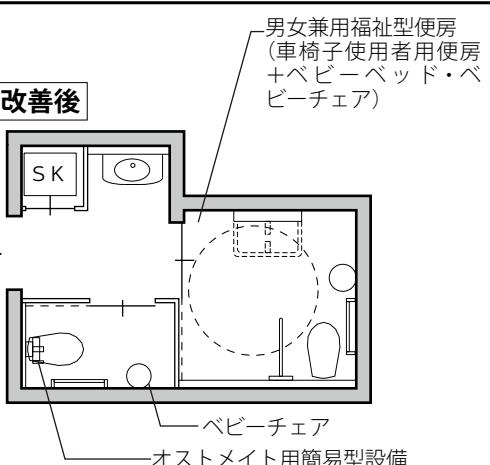
■改善例 1

改善前



・和式便房が2つの場合

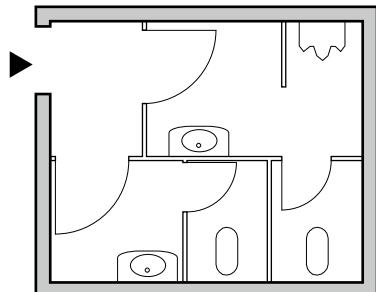
改善後



・福祉型便房(車椅子使用者用便房+乳幼児連れ対応)と
オストメイト用簡易型便房を設ける。

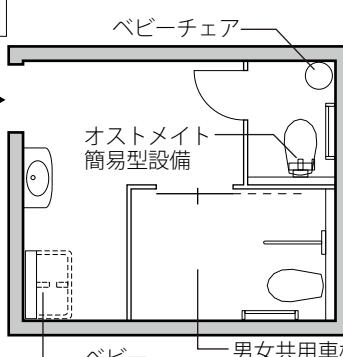
■改善例 2

改善前



・男女別の便所がある場合

改善後



・男女共用の車椅子使用者用
簡易型便房と、オストメイト用簡
易型便房を設ける。
・ベビーベッドを設ける。

※スペースが十分に確保できる場合は、車椅子使用者が衣服の着脱などに活用できるため大型ベッドがあると便利です。なお、ベッドを広げた状態で、車椅子からベッドに移乗できるようなスペースが残るよう配慮が必要です。